

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月10日
【発行者名】	日本生命2012基金特定目的会社
【代表者の役職氏名】	取締役 内山 隆太郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	大和証券株式会社 金森 弘樹
【電話番号】	03-5555-3430
【届出の対象とした募集内国 資産流動化証券の名称】	日本生命2012基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)
【届出の対象とした募集内国資 産流動化証券の金額】	500億円
【縦覧に供する場所】	日本生命2012基金特定目的会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

第一部【証券情報】

第1【社債(特定短期社債を除く。)]

1【銘柄】

日本生命2012基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)

(以下「本特定社債」といいます。)

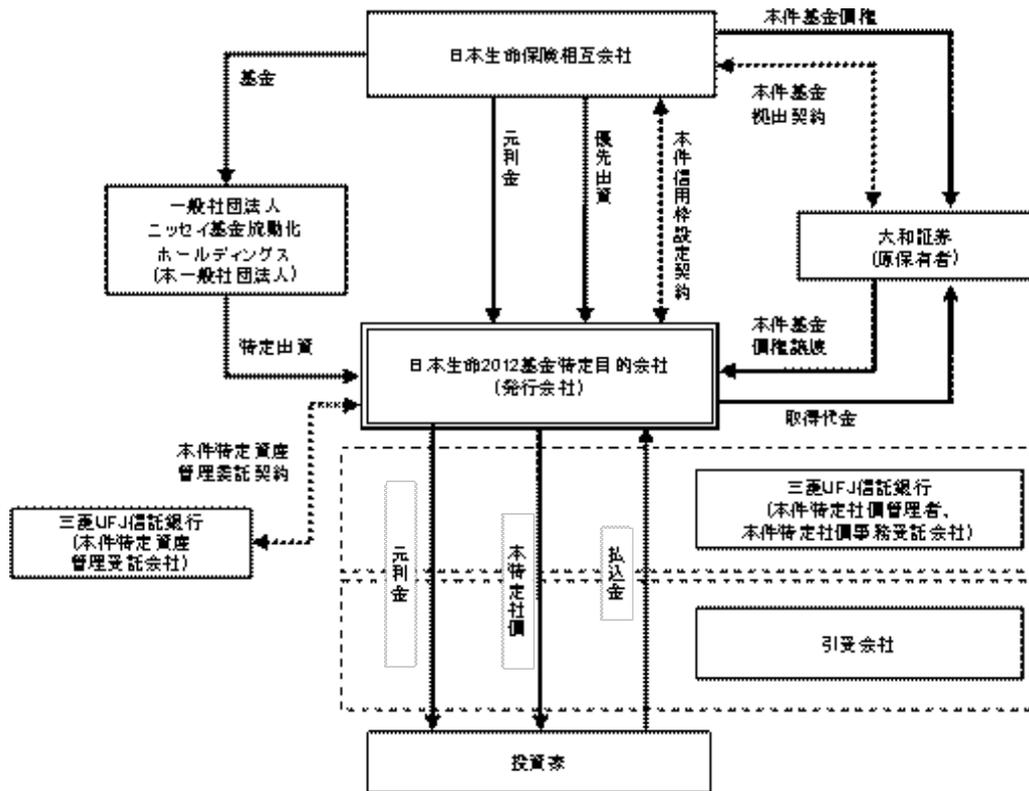
2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

(1) 振替特定社債

(a) 本特定社債は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。)(以下「振替法」といいます。)の規定の適用を受け、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針(これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「振替機関業務規程等」と総称します。)に従って取り扱われるものとします。

(b) 振替法に従い本特定社債の特定社債権者(以下「本特定社債権者」といいます。)が特定社債券の発行を請求することができる場合を除き、本特定社債に係る特定社債券は発行されません。本特定社債の特定社債券(以下「本特定社債券」といいます。)が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本特定社債券の券面種類は1億円の種類とし、その記名式への変更はしません。

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組み等



(a) 日本生命2012基金特定目的会社（以下「発行会社」といいます。）は、特定資本金の額を10万円として、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）（以下「資産流動化法」といいます。）に基づき日本国内で設立された特定目的会社であり、その発行済みの全ての特定出資は、当初、発行会社の取締役である内山隆太郎氏によって保有されていましたが、同氏は、平成24年6月29日に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「一般社団法人法整備法」といいます。）により廃止される前の中間法人法（平成13年法律第49号、その後の改正を含みます。以下同じです。）に基づき日本国内に設立され、一般社団法人法整備法第2条第1項により一般社団法人として存続するものとされた一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）に対し、発行会社の発行済みの全ての特定出資を譲渡しました。発行会社は、平成24年7月10日、資産流動化法に基づく業務開始届出（関東財務局長（会）第1675号）を行っています。

(b) 資産流動化法に基づく業務開始届出書に添付された発行会社の特定資産の流動化に関する計画（以下「資産流動化計画」といいます。）の一部事項は未確定とされていますが、発行会社は、かかる事項が確定次第、資産流動化法に規定される要件又は手続に従って速やかに変更届出（但し、資産流動化法第9条第1項但書により届出が不要とされている変更は除きます。）を関東財務局長に提出します。また、並行して株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）及び株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。これらを総称して「指定格付機関」といいます。）から平成24年7月10日付で本特定社債につき予備格付を取得し、平成24年8月3日迄に本特定社債につき本格付を取得する予定です。なお、信用格付の詳細については、後記「本特定社債に関する信用格付」を御参照下さい。

(c) 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、平成24年7月9日付で大和証券及び日本生命保険相互会社（以下「日本生命」といいます。）の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びに

これらに関する一切の変更契約(以下「本件基金拋出契約」といいます。)に基づき、平成24年8月3日(以下「本件基金拋出実行日」といいます。)付で500億円を日本生命に対して基金として拋出し、基金債権(以下「本件基金債権」といいます。)を日本生命に対して取得します。

(d) 発行会社は、資産流動化計画に従い、かつ、平成24年7月9日付で大和証券、日本生命及び発行会社の間で締結された基金債権譲渡契約及びこれに関する一切の変更契約(以下「本件基金債権譲渡契約」といいます。)に基づき、平成24年8月3日付で原保有者から本件基金債権の譲渡を受ける予定です。本件基金債権の取得資金は本特定社債の発行によって調達されます。かかる本件基金債権の原保有者から発行会社に対する譲渡については、本件基金債権の債務者である日本生命の上記本件基金債権の譲渡日の確定日付ある証書による異議をとどめない承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備される予定です。

(e) 本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の原保有者から発行会社に対する譲渡の後においては、日本生命による本件基金債権の利息の支払及び元本の償還は発行会社に対して直接行うものとされています。

(f) 発行会社は、原保有者から譲渡を受けた本件基金債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本特定社債を発行し、大和証券を主幹事とする引受会社(後記14「引受け等の概要」に定義される意味によります。以下同じです。)が引受を行います。

(g) 本特定社債は一般募集とします。

(h) 本特定社債は年1回利息支払を行い、本特定社債の元金は、平成30年8月3日に一括して償還します。償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。

(i) 発行会社は、平成24年7月26日付で発行会社及び日本生命の間で締結される信用枠設定契約(以下「本件信用枠設定契約」といいます。)に基づき日本生命から一定額の本特定社債の利金支払の資金を借り入れる権利を有し、本特定社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。また、本件信用枠設定契約に基づく発行会社の日本生命に対する一切の金銭支払債務は、当該債務の約定弁済期日において、発行会社が履行すべき本特定社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされ、かつ、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日(以下に定義される意味によります。)において出資金勘定(以下に定義される意味によります。)に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日まで公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし、本特定社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

(j) 発行会社は、平成24年7月9日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「本件特定資産管理受託会社」といいます。)の間で締結された特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約(以下「本件特定資産管理委託契約」といいます。)に基づき、本件特定資産管理受託会社に対し、本件基金債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「後基金」とは、本件基金拠出契約の締結後さらに日本生命が募集した基金をいいます。

「一般社団法人法整備法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)をいいます。

「一般法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「営業日」とは、銀行休業日以外の日をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社法」とは、会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「借入申込期日」とは、各本件基金利息支払期日に関連して、当該本件基金利息支払期日直後に到来する利払期日(但し、銀行休業日に当たるときは、直前の営業日。)の10営業日前の日をいいます。

「借入申込金額」とは、各個別貸付において発行会社が日本生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込書に「借入申込金額」として記載される下記の金額(後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」ソの記載に基づき変更された場合には変更後の金額)をいいます。

平成25年8月3日の2営業日前に行われる個別貸付 96,995,000円

平成26年8月3日の2営業日前に行われる個別貸付 96,995,000円

平成27年8月3日の2営業日前に行われる個別貸付 96,995,000円

平成28年8月3日の2営業日前に行われる個別貸付 96,995,000円

平成29年8月3日の2営業日前に行われる個別貸付 96,995,000円

平成30年8月3日の2営業日前に行われる個別貸付 96,995,000円

(注) 上記各金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、平成24年7月26日頃に決定される予定です。

「借入申込書」とは、発行会社が日本生命に対して本件信用枠設定契約に基づき個別貸付を行うことを希望する旨通知するために、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」イに記載のとおり発行会社から日本生命に対して交付される書面をいいます。

「元金償還勘定」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき本特定社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定及び本件特定社債管理委託契約に基づき本特定社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「銀行休業日」とは、土曜日、日曜日その他適用ある法令等により日本国東京において銀行が休業することを認められ、又は義務づけられている日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「金融商品販売法」とは、金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「繰延後個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付予定返済日の1ヶ月後の応当日又は本件信用枠設定契約に従い更に繰延が行われた場合に支払が行われるべき日をいいます。

「繰延償還期日」とは、本件基金元本の償還が繰り延べられた場合の日本生命の次の事業年度の本件基金拠出実行日の応当日の2営業日前の日をいいます。

「原保有者」とは、本件基金拠出契約における基金の拠出者であり、当初の本件基金債権の保有者である大和証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「個別貸付」とは、各本件基金利息支払期日において、後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」ア所定の条件が全て満たされていることを条件として本件信用枠設定契約に基づき日本生命が発行会社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「個別貸付元本支払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日における個別貸付利息支払原資から当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日に本件信用枠設定契約に従い支払われるべき各個別貸付に係る利息の総額（個別貸付繰延利息（もしあれば）及び個別貸付繰延元本に係る利息（もしあれば）を含みます。）を控除した後の残額（但し、百万円に満たない金額は切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付基準利息額」とは、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本金額に当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付が行われた本件基金利息支払期日（この日を含みます。）から当該個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額（1円未満の端数を切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付基準利息支払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日における個別貸付利息支払原資から、当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日に本件信用枠設定契約に従い支払われるべき個別貸付繰延利息（もしあれば）及び個別貸付繰延元本に係る利息（もしあれば）の合計額を控除した後の残額をいいます。

「個別貸付繰延元本」とは、個別貸付予定返済日に返済がなされるべき個別貸付の元本額のうち、支払期限が変更された金額に対応する元本をいいます。

「個別貸付繰延元本に係る利息」とは、個別貸付繰延元本に、当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付予定返済日の翌日(この日を含みます。)から当該繰延後個別貸付予定返済日(この日を含みます。)までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額の利息(1円未満の端数を切り捨てます。)をいいます。

「個別貸付繰延利息」とは、個別貸付基準利息額のうち、支払期限が変更された金額をいいます。

「個別貸付支払期日」とは、各個別貸付に係る元利金については個別貸付予定返済日をいい、発行会社が本件信用枠設定契約に従い期限の利益を喪失した場合には、本件信用枠設定契約上の一切の債務につき期限の利益を喪失した日をいい、本件信用枠設定契約に係るその他の金銭については本件信用枠設定契約に従って発行会社が支払を行うべき日として定められる日をいいます。

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付につき、下記の利率をいいます。

平成25年8月3日の2営業日前に行われる個別貸付 0.46%

平成26年8月3日の2営業日前に行われる個別貸付 0.47%

平成27年8月3日の2営業日前に行われる個別貸付 0.53%

平成28年8月3日の2営業日前に行われる個別貸付 0.66%

平成29年8月3日の2営業日前に行われる個別貸付 0.86%

平成30年8月3日の2営業日前に行われる個別貸付 1.11%

(注) 上記各利率は、本届出書提出日現在の見込の値であり、平成24年7月26日頃に決定される予定です。

「個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付について、当該個別貸付が行われた本件基金利息支払期日の翌年の2月末日をいいます(但し、当該日が営業日でない場合には、その直前の営業日をいいます。)

「個別貸付利息支払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日において本特定社債関連口座内の出資金勘定に留保されている金銭から、当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日までに後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」()及び()に基づき支払われるべきものの総額並びに10百万円を控除した後の残額をいいます。

「個別貸付利払基準日」とは、個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日の7営業日前の日をいいます。

「最終本件基金償還期日」とは、平成30年の本件基金抛出実行日の応当日の2営業日前の日をいいます。

「最終本件基金利息計算期間」とは、平成29年の本件基金抛出実行日の応当日の翌日(この日を含みます。)から平成30年の本件基金抛出実行日の応当日(この日を含みます。)までの1年をいいます。

「最終本件基金利息支払期日」とは、平成30年の本件基金利息支払期日をいいます。

「資産流動化計画」とは、資産流動化法第5条に規定する資産流動化計画をいいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「指定格付機関」とは、JCR及びR&Iをいいます。

「出資金勘定」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき本特定社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定及び本件特定社債管理委託契約に基づき本特定社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「償還期日」とは、平成30年8月3日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「信用枠金額」とは、581,970,000円（後記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」その記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

（注）上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、平成24年7月26日頃に決定される予定です。

「税制変更」とは、税制若しくは税率の変更又は新たな種類の源泉税が課されることをいいます。

「前関連基金拠出契約」とは、(i)平成20年8月14日付で、大和証券CM（当時の商号は、大和証券エスエムビーシー株式会社）及び日本生命の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約、()平成21年7月8日付で、大和証券CM（当時の商号は、大和証券エスエムビーシー株式会社）、野村證券及び日本生命の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約、()平成22年7月8日付で、大和証券CM、野村證券及び日本生命の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約、並びに()平成23年7月11日付で、大和証券CM、野村證券及び日本生命の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約を総称していいます。

「前関連基金債権」とは、前関連基金拠出契約に基づく、日本生命に対する基金の元利払請求権及びこれに関連する一切の権利を総称していいます。

「第1回本件基金利息計算期間」とは、本件基金拠出実行日の翌日（この日を含みます。）から平成25年の本件基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「第2回本件基金利息計算期間」とは、平成25年の本件基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から平成26年の本件基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年を

います。

「第3回本件基金利息計算期間」とは、平成26年の本件基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から平成27年の本件基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「第4回本件基金利息計算期間」とは、平成27年の本件基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から平成28年の本件基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「第5回本件基金利息計算期間」とは、平成28年の本件基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から平成29年の本件基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの1年をいいます。

「大和証券」とは、大和証券株式会社をいいます。

「大和証券CM」とは、大和証券キャピタル・マーケット株式会社（但し、平成22年1月1日を効力発生日とする商号変更の前は大和証券エスエムビーシー株式会社であり、また、平成24年4月1日を効力発生日とする吸収合併により大和証券にその権利義務を承継しています。）をいいます。

「中間法人法」とは、中間法人法（平成13年法律第49号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「日本生命」とは、日本生命保険相互会社をいいます。

「野村証券」とは、野村証券株式会社をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「発行会社」とは、日本生命2012基金特定目的会社をいいます。

「発行会社関連契約」とは、本件特定社債管理委託契約、本件特定社債事務委託契約、本件引受契約、その他本特定社債に関連する契約で、発行会社が当事者となっているものをいいます。

「払込期日」とは、平成24年8月3日をいいます。

「振替機関業務規程等」とは、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針を総称していいます。

「振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「法定基金償還限度額」とは、日本生命の各事業年度に関して、日本生命の貸借対照表上の純資産額から、(i)基金の総額、()損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、()基金利息の支払額、()当該決算期において積み立てることを要する損失てん補準備金の額、()基金申込証拠金の科目に計上した額、()再評価積立金の科目に計上した額、()のれん等調整額に関する保険業法施行規則第30条第2項第3号に定める額、()その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、()繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに()土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「法定基金利払限度額」とは、日本生命の各事業年度に関して、日本生命の貸借対照表上の純資産額から、(i)基金の総額、()損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、()基金申込証拠金の科目に計上した額、()再評価積立金の科目に計上した額、()その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、(vi)繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに()土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人」とは、一般社団法人法整備法により廃止される前の中間法人法に基づき日本国に設立され、一般社団法人法整備法第2条第1項により一般社団法人として存続するものとされた一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングスをいいます。

「本一般社団法人関連特定目的会社」とは、日本生命2008基金特定目的会社、日本生命2009基金特定目的会社、日本生命2010基金特定目的会社及び日本生命2011基金特定目的会社を総称していいます。

「本一般社団法人業務委託契約」とは、(i)平成21年7月3日付で本一般社団法人及び有限会社東京共同会計事務所の間で締結された業務委託契約変更契約に添付された業務委託契約（同変更契約による変更後の平成20年6月27日付同当事者間の業務委託契約）、()平成22年7月2日付で本一般社団法人及び有限会社東京共同会計事務所の間で締結された業務委託に関する覚書（日本生命2010基金特定目的会社特定出資関連）、()平成23年7月1日付で本一般社団法人及び有限会社東京共同会計事務所の間で締結された業務委託に関する覚書（日本生命2011基金特定目的会

社特定出資関連)、並びに(iv)平成24年6月29日付で本一般社団法人及び有限会社東京共同会計事務所の間で締結された業務委託に関する覚書(日本生命2012基金特定目的会社特定出資関連)をいいます。

「本期限の利益喪失事由」とは、後記「期限の利益喪失事由」に記載の事由をいいます。

「本件基金延滞利息」とは、最終本件基金償還期日において、本件基金拋出契約に基づき繰り延べられる本件基金元本の額につき、年0.95%(年365日の日割計算)で計算される延滞利息をいいます。

(注)上記利率は、本届出書提出日現在の見込の値であり、平成24年7月26日頃に決定される予定です。

「本件基金元本」とは、本件基金拋出契約に基づき日本生命が償還するものとされる基金の元本をいいます。

「本件基金拋出契約」とは、平成24年7月9日付で大和証券及び日本生命の間で締結された基金拋出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約をいいます。

「本件基金拋出実行日」とは、平成24年8月3日をいいます。

「本件基金繰延利息」とは、本件基金拋出契約に基づき、支払期日が日本生命の次の事業年度の本件基金拋出実行日の応当日の2営業日前の日まで到来しないものとして繰り延べられた本件基金債権の利息をいいます。

「本件基金債権」とは、本件基金拋出契約に基づく、日本生命に対する基金の元利払請求権及びこれに関連する一切の権利を総称していいます。

「本件基金債権譲渡契約」とは、平成24年7月9日付で大和証券、日本生命及び発行会社の間で締結された基金債権譲渡契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件基金利息」とは、本件基金拋出契約に基づき日本生命が支払うものとされる基金の利息(本件基金繰延利息及び本件基金延滞利息を含みます。)をいいます。

「本件基金利息計算期間」とは、第1回本件基金利息計算期間、第2回本件基金利息計算期間、第3回本件基金利息計算期間、第4回本件基金利息計算期間、第5回本件基金利息計算期間及び最終本件基金利息計算期間を総称していいます。

「本件基金利息支払期日」とは、平成25年(この年を含みます。)から平成30年(この年を含みます。)までの本件基金拋出実行日の応当日の2営業日前の日をいいます。

「本件信用枠設定契約」とは、平成24年7月26日付で発行会社及び日本生命の間で締結される信用枠設定契約をいいます。

「本件信用枠設定契約締結日」とは、平成24年7月26日をいいます。

「本件信用枠設定契約等責任財産」とは、その時々の本特定社債関連口座内の金銭をいいます。

「本件信用枠設定契約有効期間」とは、本件信用枠設定契約締結日(この日を含みます。)から平成31年2月末日(この日を含みます。)までの期間をいいます。

「本件特定資産管理委託契約」とは、平成24年7月9日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行の間で締結された特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約をいいます。

「本件特定資産管理受託会社」とは、本件特定資産管理委託契約における受託者である三菱UFJ信託銀行をいいます。

「本件特定資産管理手数料」とは、本件特定資産管理委託契約に基づき、発行会社が本件特定資産管理受託会社に対して特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関して支払う手数料をいいます。

「本件特定社債管理委託契約」とは、平成24年7月26日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行の間で締結される日本生命2012基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)特定社債管理委託契約をいいます。

「本件特定社債管理委託手数料」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき本件特定社債管理者に対して支払う本特定社債の管理委託手数料をいいます。

「本件特定社債管理者」とは、本特定社債の特定社債管理者である三菱UFJ信託銀行をいいます。

「本件特定社債事務委託契約」とは、平成24年7月26日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行の間で締結される日本生命2012基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)事務委託契約をいいます。

「本件特定社債事務受託会社」とは、本件特定社債事務委託契約における受託者である三菱UFJ信託銀行をいいます。

「本件引受契約」とは、平成24年7月26日付で引受会社を代表する大和証券、発行会社並びに日本生命の間で締結される日本生命2012基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)引受契約をいいます。

「本特定社債」とは、日本生命2012基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)をいいます。

「本特定社債関連口座」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき発行会社が本特定社債関連口座として開設する口座及び本件特定社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該口座をいいます。

「本特定社債券」とは、本特定社債の特定社債券をいいます。

「本特定社債権者」とは、本特定社債の特定社債権者をいいます。

「本特定社債要項」とは、本特定社債の特定社債要項をいいます。

「本届出書提出日」とは、平成24年7月10日をいいます。

「前基金」とは、日本生命が本件基金拠出契約締結前に募集した基金をいいます。

「三菱UFJ信託銀行」とは、三菱UFJ信託銀行株式会社をいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律225号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法（昭和54年法律第4号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「優先出資」とは発行会社が資産流動化計画及びその取締役の決定に従って日本生命に発行する優先出資をいいます。発行会社が払込期日までに発行する優先出資の口数は6,200口、その払込金額の総額は310,000,000円です。なお、発行会社が払込期日までに発行する特定出資と優先出資の総口数は6,202口です。

（注）上記優先出資は、平成24年7月18日頃に発行される予定です。

「利息支払勘定」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき本特定社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定及び本件特定社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「利払期日」とは、平成25年から平成30年まで毎年8月3日をいいます。

「JCR」とは、株式会社日本格付研究所をいいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センターをいいます。

管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

(a) 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本件基金債権は発行会社の資産となり、本件特定資産管理受託会社が本件特定資産管理委託契約に従って管理資産である本件基金債権の管理を発行会社のために行います。本件基金債権は、本件基金拠出契約で認められた場合であって、かつ、本件特定社債管理委託契約において認められた場合を除き、他の第三者に対して譲渡されることが禁止されています。本件基金債権の利息の支払による回収金は発行会社の本特定社債関連口座内の利息支払勘定に、本件基金

債権の元本の償還による回収金は発行会社の本特定社債関連口座内の元金償還勘定において保管され、本件特定社債管理委託契約において認められた順序及び方法によってのみ利用することが可能とされています。

(b) 信用補完の形態

本特定社債に対する信用補完措置又は流動性補完措置としては、以下の方法を実施する予定としています。

本特定社債の利払は特定資産である本件基金利息を原資として行われますが、本件基金利息の支払について所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われます。従って、発行会社は、本件信用枠設定契約に基づき、本特定社債の利払に先立って当該源泉徴収により本特定社債の利金支払に不足する額の金銭を借り入れ、本特定社債の利払資金とすることにより、本特定社債の利息支払の信用補完措置及び流動性補完措置とします。本件信用枠設定契約に基づき行われた個別借入は、本件信用枠設定契約に規定する条件に従い本特定社債の元利金の支払に劣後し、かつ、本件信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として返済されます。なお、本件基金利息について賦課された源泉税の還付金を出資金勘定に入金することにより、本特定社債の利金支払の信用補完措置及び流動性補完措置とします。更に、本件信用枠設定契約に基づく発行会社の日本生命に対する一切の金銭支払債務は、当該債務の約定弁済期日において、発行会社が履行すべき本特定社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされ、かつ、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし、本特定社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

本件信用枠設定契約

ア 本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日において、以下の条件が全て満たされている場合、日本生命は、当該本件基金利息支払期日に関連する借入申込期日において発行会社が日本生命に交付した借入申込書に記載された借入申込金額を、当該本件基金利息支払期日において利用可能な資金で発行会社の本特定社債関連口座に送金する方法により、各個別貸付を実行するものとされています。かかる借入金はかかる金額の限度において、本特定社債の利息の支払の信用補完及び流動性補完となり得ます。

当該本件基金利息支払期日に関連して、本件信用枠設定契約に従い発行会社が借入申込書を日本生命に適式に交付し、これを日本生命が適式に受領していること。

上記における借入申込書に記載された借入申込金額が、各個別貸付の借入申込金額として定義された金額(下記ソの記載による変更後の借入申込金額も含みます。)であること。

上記における借入申込書に記載された借入申込金額と当該借入申込書の交付以前に既に行われている各個別貸付の貸付金額の合計が信用枠金額(下記ソの記載による変更後の信用枠金額も含みます。)を超えていないこと。

本特定社債が、有効に発行され、かつ、成立していること。

発行会社が、本特定社債について期限の利益を喪失していないこと。

発行会社による資産流動化法第4条に基づく業務開始届出が受理されていることを権限ある政府機関が証明する書面の写しが発行会社より交付されていること。

発行会社が、本件信用枠設定契約締結日において、以下に掲げる書面を全て日本生命に交付していること。

- (i) 本件信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された発行会社の特定目的会社登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書
- () 本件信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された発行会社の印鑑証明書
- () 本件信用枠設定契約締結日における発行会社の定款の写し
- () 本件信用枠設定契約の締結を発行会社の取締役が決定したことを証する取締役決定書の写し

イ 発行会社は、各本件基金利息支払期日において個別貸付を希望する場合には、借入申込書を発行会社の登録印鑑を用いて作成し、当該本件基金利息支払期日に関連する借入申込期日までに、本件信用枠設定契約所定の方法により日本生命に送付するものとされています。

ウ 発行会社は、日本生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、個別貸付基準利息額を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。

エ 発行会社は、日本生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本を返済するものとされています。

オ 上記ウの記載にかかわらず、各個別貸付予定返済日に関して、個別貸付基準利息支払原資が個別貸付基準利息額に満たない場合には、個別貸付基準利息額のうち、当該不足額の支払期限は、繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとされています。個別貸付繰延利息及び個別貸付繰延元本に係る利息については、当該繰延後個別貸付予定返済日まで何らの利息(下記サに記載する遅延損害金を含みます。)は付されないものとされています。発行会社は、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日において、従前のいずれかの個別貸付予定返済日に本オに記載のとおり支払期限が変更され、未払の個別貸付繰延利息、又は、従前のいずれかの個別貸付予定返済日の翌日以降下記クに記載のとおり付され、未払の個別貸付繰延元本に係る利息がある場合には、上記ウに記載のとおり支払に優先して、個別貸付繰延利息、個別貸付繰延元本に係る利息の順に、また、個別貸付繰延利息又は個別貸付繰延元本に係る利息の中ではそれぞれ最初に本オに記載のとおり支払期限が変更されることとなった日又は下記クに記載のとおり付利が開始した日の早いものから順に、これを支払うものとされています。繰延後個別貸付予定返済日において、個別貸付繰延利息又は個別貸付繰延元本に係る利息の全部又は一部が支払われなかった場合には、弁済されなかった金額についての支払期限は、更に1ヶ月後の応当日に変更され、かかる更に支払期限が変更された部分については、当該繰延後個別貸付予定返済日まで何らの利息(下記サに記載する遅延損害金を含みます。)は付されないものとし、以後も同様とするものとされています。

カ 発行会社は、各個別貸付利払基準日における個別貸付基準利息支払原資が個別貸付基準利息額に満たない場合には、本件信用枠設定契約において定められる様式に従い、同日付で当該個別貸付基準利息支払原資の額を日本生命に通知するものとされています。

キ 上記オの記載にかかわらず、平成31年2月末日以後又は個別貸付につき発行会社が下記タに記載のとおり期限の利益を喪失した後は、上記オに記載の支払期限の変更は行われぬものとされています。

ク 上記エの記載にかかわらず、各個別貸付予定返済日に関して、個別貸付元本支払原資が当該個別貸付予定返済日に返済すべき個別貸付の元本額に満たない場合には、かかる個別貸付の元本額のうち、当該不足額についての支払期限は、当該個別貸付予定返済日の1ヶ月後の応当日である繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとし、この場合、かかる個別貸付繰延元本については、個別貸付繰延元本に係る利息が付されるものとし、発行会社は、当該繰延後個別貸付予定返済日に、かかる個別貸付繰延元本に係る利息を日本生命に対し支払うものとされています。発行会社は、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日において、従前のいずれかの個別貸付予定返済日に本クに記載のとおり支払期限が変更され、未払の個別貸付繰延元本がある場合には、上記エに記載の支払に優先して、最初に本クに記載のとおり支払期限が変更されることとなった日が早い個別貸付繰延元本から順にこれを支払うものとされています。繰延後個別貸付予定返済日において、個別貸付繰延元本の全部又は一部が支払われなかった場合には、弁済されなかった金額についての支払期限は、更に1ヶ月後の応当日である繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとし、以後も同様とするものとされています。この場合、かかる変更後の繰延後個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間につき本ク第1文に従い、個別貸付繰延元本に係る利息が付されるものとし、以後も同様とするものとされています。

ケ 発行会社は、各個別貸付利払基準日における個別貸付元本支払原資が個別貸付の元本額に満たない場合には、本件信用枠設定契約において定められる様式に従い、同日付で当該個別貸付元本支払原資の額を日本生命に通知するものとされています。

コ 上記クの記載にかかわらず、平成31年2月末日以後又は個別貸付につき発行会社が下記タに記載のとおり期限の利益を喪失した後は、上記クに記載される支払期限の変更は行われぬものとされています。

サ 本件信用枠設定契約に別段の定めがある場合を除き、発行会社が、本件信用枠設定契約上の支払義務をその個別貸付支払期日に履行しなかった場合、発行会社は、当該個別貸付支払期日の翌日（この日を含みます。）から完済される日（この日を含みます。）までの期間につき、当該債務不履行に係る金額に対し、年率14%（1年を365日とする日割計算）（1円未満の端数を切り捨てます。）の割合による遅延損害金を日本生命に対して支払うものとされています。

シ 本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われるまで、発行会社による個別貸付の元利金の支払に関する債務、その他本件信用枠設定契約に基づき発行会社が日本生命に対して負担する債務の履行は、本件信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として、かつ、本件特定社債管理委託契約に規定される支払順序及び支払限度に従ってのみ行われるものとし、日本生命は本件信用枠設定契約等責任財産以外の発行会社の財産に、個別貸付における元利金支払請求権その他本件信用枠設定契約に基づき日本生命が発行会社に対して有する請求権の満足を得るために差押、仮差押、保全処分、強制執行その他これに類する手続の申立てを行う権利を放棄するものとされています。本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われ、かつ、発行会社が還付請求を行った税金が全額還付された時点において、日本生

命の発行会社に対する債権額が本件信用枠設定契約等責任財産の額を超過するときは、当該超過額に相当する範囲においてその債権を放棄したものとみなすものとされています。

ス 本件信用枠設定契約に基づく発行会社の日本生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務(上記ウ、オ、及びキ、又は、エ、ク、及びコの記載に従って支払期日が一旦到来したものの上記シの記載に基づき未払の債務を含みます。)は、当該債務の約定弁済期日において、発行会社が履行すべき本特定社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされています。

セ 上記スにかかわらず、発行会社が本特定社債について期限の利益を喪失した場合においては、本件信用枠設定契約に基づく発行会社の日本生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務(上記ウ、オ、及びキ、又は、エ、ク、及びコの記載に従って支払期日が一旦到来したものの上記シの記載に基づき未払の債務を含みます。)は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われることを停止条件として効力を生じるものとし、発行会社はこの条件が成就しない限り本件信用枠設定契約に基づく発行会社の日本生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務を弁済することはできないものとされています。

ソ 本件信用枠設定契約有効期間中において、税制変更により、各本件基金利息支払期日における本件基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合には、源泉徴収が義務づけられる税金についてかかる新たな金額が適用される本件基金利息支払期日以降(この日を含みます。)において実行される個別貸付に適用される借入申込金額は、各個別貸付が行われる本件基金利息支払期日における本件基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額に自動的に変更されるものとし、また、かかる変更以降適用される信用枠金額も、各個別貸付に係る借入申込金額が増額した金額に相当する額だけ自動的に増加されるものとし、その後も同様とするものとされています。

タ 発行会社が本特定社債について期限の利益を喪失した場合、日本生命による通知催告等がなくとも、発行会社は日本生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の債務について当然に期限の利益を失い、上記セに記載の条件が成就された後に、かかる債務を弁済するものとされています。

チ 本件信用枠設定契約は、本件信用枠設定契約有効期間中有効であるものとし、発行会社及び日本生命は本件信用枠設定契約有効期間中は、理由の如何を問わず、本件信用枠設定契約を解除又は解約できないものとされています。本件信用枠設定契約有効期間の満了後も、発行会社が本件信用枠設定契約に関して日本生命に対して負う全ての債務の履行が完了するまでの間は、当該債務の履行に係る限りにおいて、本件信用枠設定契約の関係部分は有効に存続するものとされています。

ツ 発行会社は、下記テ又はトに記載の発行会社の表明及び保証が真実かつ正確でなかったこと、本件信用枠設定契約に違反したこと若しくは本件信用枠設定契約に基づく発行会社の作為若しくは不作為又はこれらに関連して、日本生命に生じるあらゆる損害又は債務、並

びにこれらに関連して日本生命に対し提訴された訴訟又は損害賠償請求につき日本生命が防御するための合理的な費用及び経費を補償することに合意しています。ここに規定された補償は、日本生命の重大な過失又は故意に起因するいかなる損害、債務、費用又は経費に関しては適用されないものとされています。

テ 発行会社は、本件信用枠設定契約締結日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

発行会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する資産流動化法上の特定目的会社です。

発行会社は、本件信用枠設定契約並びに本件信用枠設定契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履践しました。

発行会社による本件信用枠設定契約の締結及び履行は、発行会社に適用がある法令、規則、通達、発行会社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は発行会社を当事者とする若しくは発行会社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、発行会社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本件信用枠設定契約に基づき日本生命のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

発行会社による本件信用枠設定契約の締結及び履行に際して、発行会社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

発行会社に対し、本件信用枠設定契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

発行会社を当事者とする又は発行会社が拘束される契約につき、本件信用枠設定契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は発行会社による本件信用枠設定契約の締結、又は本件信用枠設定契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

(i) 本期限の利益喪失事由又は()期間の経過若しくは通知又はその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由のいずれも発生していません。

ト 発行会社は、各本件基金利息支払期日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

発行会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する資産流動化法上の特定目的会社です。

発行会社は、当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付並びに本件信用枠設定契約に基づいて当該個別貸付に関連して交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履践しました。

発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行は、発行会社に適用がある法令、規則、通達、発行会社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は発行会社を当事者とする若しくは発行会社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、発行会社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本件信用枠設定契約に基づき日本生命のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する

義務の履行に際して、発行会社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

発行会社に対し、発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

発行会社を当事者とする又は発行会社が拘束される契約につき、発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行上、重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行の結果発生することはありません。

本件特定社債管理委託契約は、大要本件信用枠設定契約において定められる様式により締結されています。

本件特定社債管理委託契約において発行会社が表明した事実は、かかる表明が行われた日においていずれも真実です。

(i) 本期限の利益喪失事由又は()期間の経過若しくは通知又はその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由のいずれも発生していません。

本特定社債について期限の利益を喪失していません。

ナ 発行会社は、本件信用枠設定契約に基づく日本生命に対する債務が存続する限り、以下の事項を遵守するものとされています。

実務上可能な限り速やかに、但しいかなる場合においても発行会社の事業年度の最終日から90日以内に、発行会社の当該事業年度に関する、発行会社の会計監査人によって監査済みの貸借対照表及び損益計算書を、日本生命に交付します。

本件信用枠設定契約及び本件特定社債管理委託契約(本特定社債要項を含みます。)を遵守し、これらに基づく義務を、これを履行すべき時期に適切に履行します。

本件信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要な許可、認可、同意及び承諾をこれを取得すべき時期に取得し、本件信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要な通知及び届出をこれを行うべき時期に行います。

発行会社に適用ある法律、政令、規則、通達及びその他の規制を遵守します。

(i) 本期限の利益喪失事由又は()期間の経過若しくは通知又はその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに日本生命に対してこれを書面で通知します。

発行会社の定款、登記事項又は登録された印鑑が変更された場合、速やかに日本生命に対してこれを書面で通知します。

発行会社の本件信用枠設定契約に基づく義務(個別貸付に基づく元利金支払義務を含みますがこれに限定されません。)の履行に重大な悪影響を与え、又は与えるおそれのある事由が発生した場合、速やかに日本生命に対してこれを書面で通知します。

本件特定社債管理委託契約(本特定社債要項を含みます。)に基づき本特定社債の特定社債管理者又は本特定社債権者に対して通知、届出又は文書の提出を行った場合には、それらの写しを速やかに日本生命に交付します。

発行会社は、本件基金利息について源泉徴収された税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、かつ、かかる還付により発行会社が当該時点までに本件基金利息について源泉徴収された税金の全額の還付を受けることになった場合には、かかる還付金の受領後2週間以内に、大要本件信用枠設定契約に

において定められる様式による書面によりその旨を日本生命に通知します。

発行会社が個別貸付に基づき借り入れた金銭については、本件信用枠設定契約所定の資金使途にのみ使用し、それ以外の目的に使用しません。

二 日本生命は、本特定社債の元本金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

(a) 元本償還資金又は利払資金が不足するリスク

発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、特定出資及び優先出資の発行代わり金並びに原保有者から取得する本件基金債権のほかには、特段の資産を有しません。特定出資及び優先出資の発行代わり金は専ら発行会社の当初費用及び発行会社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、かつ、払込期日後に発行会社が追加の特定出資又は優先出資を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しないため、本特定社債の償還及び利息の支払は本件基金債権の債務者である日本生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、日本生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況如何によっては、本特定社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。即ち、本特定社債の元本の償還は、後記9「償還期限及び償還の方法」の記載に従って行われ、同項記載の償還期日に一括償還することを予定しており（償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。）、また、本特定社債の利息の支払は、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載の利払期日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています（利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。）。しかしながら、日本生命による本件基金債権の本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本特定社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。なお、日本生命の財務状況については、後記第三部第3「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。

また、後記(d)「本件信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付実行に関するリスク」でも記載されるとおり、日本生命は発行会社との間で本件信用枠設定契約を締結し、各本件基金利息支払期日において、本特定社債の一定額の利息支払のための資金を貸し付けるものとされていますが、この貸付についてもその時々日本生命の信用状況如何によっては、本件信用枠設定契約において規定されているとおりにこれが行われない可能性があり、その結果、本特定社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。

このように本特定社債の元本償還資金又は利払資金は専ら日本生命の信用力に依存しており、その時々日本生命の信用力によっては、本特定社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。なお、その場合でも、本特定社債については、元本の償還及び利息の支払について、償還期日及び利払期日の繰り延べは一切行われません。

かかるリスク要因については、日本生命の財務状態に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除さ

れている訳ではありません。

(b) 本件基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク

前記(a)「元本償還資金又は利払資金が不足するリスク」に記載のとおり、発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、特定出資及び優先出資の発行代わり金並びに原保有者から取得する本件基金債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本件基金債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、本特定社債の償還及び利息の支払は本件基金債権の債務者である日本生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況に直接影響されることとなりますが、本件基金債権の債務者である日本生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払は、本件基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以下のような保険業法上の制限を受けます。

本件基金利息の支払に関する保険業法上の制限

日本生命の各事業年度における本件基金利息の支払は、法定基金利払限度額を限度として行うことができ(保険業法第55条第1項)、かつ、本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が日本生命の総代会による承認決議を経た場合において、これを行うことができます。即ち、日本生命は、本件基金拠出契約において本件基金利息の支払を約束していますが、各事業年度において法定基金利払限度額が本件基金拠出契約上日本生命が支払うべきとされる本件基金利息の金額に満たない場合や本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が日本生命の総代会において承認されない場合においては、当該事業年度において日本生命は発行会社に対して本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の全部又は一部を支払うことができず、また、発行会社も日本生命によって支払われない本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の全部又は一部の支払を日本生命に強制することができないと考えられています。なお、日本生命の総代会は、本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を発行会社又はその他の第三者に対して負担しておらず、当該事業年度における法定基金利払限度額が本件基金拠出契約上日本生命が支払うべきとされる本件基金利息の金額に満つる場合であったとしても、日本生命の総代会において本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。

本件基金元本の償還に関する保険業法上の制限

日本生命の各事業年度における本件基金元本の償還は、法定基金償還限度額を限度として行うことができるものとされていますが、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ基金の償却は行い得ないものとされています(保険業法第55条第2項)。さらに、日本生命が各事業年度において本件基金元本の償還を行う場合には、原則として、本件基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき日本生命の総代会による承認決議を経る必要がありますが、任意積立金としての基金償却準備金を取り崩す方法により本件基金元本の償還を行う場合においては当該基金償却準備金の取崩しに関する議案が日本生命の取締役会による承認決議を経ることによりこれを行うことができるものと考えられています。かかる金額の制限及び手続上の制限を遵守した上で、本件基金元本の償還を行う場合には、日本生命は当該償還金額に相当する金銭を基金償却積立金として積み立てなければならないものとされています(保険業法第56条)。

日本生命は、既に保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却していますが、当該事業年度において法定基金償還限度額が本件基金拠出契約上日本生命

が償還すべきとされる本件基金元本の金額に満たない場合には、日本生命は発行会社に対して本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の全部又は一部を償還することができず、また発行会社も日本生命によって償還されない本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を日本生命に強制することができないと考えられています。また、本件基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき日本生命の総代会による承認決議を得られない場合には、日本生命は発行会社に対して本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部を償還することができず、また、発行会社も日本生命によって支払われない本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を日本生命に強制することができないと考えられています。なお、日本生命の総代会は、本件基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を発行会社又はその他の第三者に対して負担しておらず、法定基金償還限度額が本件基金拠出契約上日本生命が償還すべきとされる本件基金元本の金額に満つる場合であったとしても、日本生命の総代会において本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。但し、日本生命の任意積立金としての基金償却準備金が存在する場合、日本生命の総代会における剰余金の処分に関する議案の承認決議や日本生命の取締役会による取崩しの決議がない場合においても、当該基金償却準備金の限度において、発行会社は本件基金拠出契約に基づき日本生命が償還すべきとされる本件基金元本の償還を日本生命に対して請求することができるものと考えられています。また、日本生命が償還する本件基金元本の金額相当の金銭の基金償却積立金の積み立てを行えない場合には、かかる本件基金元本の償還を行うことができません。

上記及びに記載のとおり、本件基金債権の債務者である日本生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払は、本件基金拠出契約に定める条件に服するほか、以上のような保険業法上の制限を受けます。また、本件基金拠出契約によれば、保険業法の制限により本件基金元本の償還又は本件基金利息の支払が行われない場合には、本件基金拠出契約に定める条件により、最終本件基金償還期日又は本件基金利息支払期日が繰り延べられます(後記第二部第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」(e)「償還方法」及び(g)「利息支払期日及び方法」を御参照下さい。)。これらの条件及び制限の結果、本特定社債について元本の償還又は利息の支払が行われない可能性があります。なお、この場合でも、本特定社債については、元本の償還及び利息の支払について、償還期日及び支払期日の繰り延べは一切行われません。

日本生命の解散時又は破産手続、更生手続、再生手続若しくは海外におけるこれらに類似する手続の開始時における本件基金債権の支払に関する制限

保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻しをする場合に、「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻しは相互会社のその他の債務の弁済に絶対的に劣後することを規定しています。また、かかる規定は、「基金の払戻し」即ち元本の償還のみではなく利息の支払にも準用されるべきとの主張も行われています。

また、本件基金拠出契約上、(i)本件基金元本の償還以前に、日本生命について、破産法に基づき破産手続開始の決定がなされ、かつ、破産手続が継続している場合、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、当該破産手続における最後配当(最後配当に代えて簡易配当又は同意配当がなされる場合には、簡易配当又は同意配当。以下同

じです。)のために裁判所に提出された配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された最後配当の手續に参加することができる債権のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含みます。)を受けたことを停止条件として発生するものとされています。そして、()本件基金元本の償還以前に、日本生命について、更生特例法に基づき更生手續開始の決定がなされ、かつ、更生手續が継続している場合、又は民事再生法に基づき再生手續開始の決定がなされ、かつ、再生手續が継続している場合、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、日本生命について更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画又は再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたことを停止条件として発生するものとされています。さらに、()本件基金元本の償還以前に、日本生命について、日本法によらない破産手續、更生手續、再生手續又はこれに準じる手續が外国において上記(i)又は()の場合に準じて行われている場合、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、その手續において上記(i)又は()記載の停止条件に準じる条件が成就したときに発生するものとされています。

なお、更生特例法上、相互会社について更生手續が開始された場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、(i)更生担保権、()一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、() (i)、()及び()に掲げるもの以外の()更生債権、()約定劣後更生債権、()基金に係る更生債権、()社員権の順序となります。

一方、相互会社について破産手續又は再生手續が開始された場合については、更生手續の場合とは異なり、基金債権の取扱いについて直接これに言及した規定は破産法、民事再生法その他の法律において設けられておりません。

但し、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社について更生手續、破産手續又は再生手續が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本特定社債の元利金の全額が支払われる以前において、日本生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、発行会社が本件基金債権の元利金の支払につき日本生命の他の債権者に劣後する結果、本特定社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本特定社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、保険業法、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度及び日本生命の財務状態に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(c) 日本生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク

日本生命は本件基金債権のほかにも基金の拠出を受けており、また、将来において基金の拠出を受ける可能性があります。

即ち、日本生命は、本件基金拠出契約において、前基金を全額償還する前に、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還を行わないものとしております。なお、前基金の償還と本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還を同一の剰余金処分を経て行う場合については、法定基金償還限度額から前基金の償還に必要な額を控除した額の範囲内において、本件基金元本の償還を行うものとしております。また、前基金の基金利息と本件基金拠出契約に基づく本件基金利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合については、法定基金利払限度額から前基金の基金利息の支払に必要となる額を控除した額の範囲内において、本件基金利息の支払を行うものとしております。従って、前基金が存在することにより、本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払が予定どおり行われられない可能性があり、その結果本特定社債の元金の償還及び本特定社債の利息の支払が予定どおり行われられない可能性があります。

後基金については、後基金の拠出金の償還（期限前償還を含みます。）は、本件基金元本の全額の償還前に行わないものとし、かつ、本件基金拠出契約に基づく本件基金利息と後基金の基金利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合においては、それらの全額を支払うことができない場合には、本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の支払を優先するものと本件基金拠出契約に規定されています。但し、保険業法第55条第2項第3号は、基金の償却の限度額を計算するにあたり、貸借対照表上の純資産額から「基金利息の支払額」を控除すべきことを明示しており、後基金の利息の支払が本件基金元本の償還に先立って行われる可能性があり、これにより本件基金元本の償還、ひいては本特定社債の元金の償還が予定どおり行えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、本件基金拠出契約の規定及び保険業法等に基づく法制度に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(d) 本件信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付実行に関するリスク

発行会社は、日本生命との間で本件信用枠設定契約を締結し、本特定社債の利息の支払に関する信用補完措置及び流動性補完措置の一部としています。しかしながら、本件信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付には一定の条件が付されているほか、その金額に上限があるため、本特定社債の利息を予定どおり支払うための十分な資金の貸付を日本生命から受けられない可能性があります。また、日本生命が本件信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での日本生命による履行能力に依存しており、日本生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本特定社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があります。本件信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付の条件及び金額の上限については、前記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」を御参照下さい。

かかるリスク要因については、本件信用枠設定契約の規定、保険業法等に基づく法制度及び日本生命の財務状態に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(e) 原保有者の破産等に伴うリスク

発行会社は本件基金債権譲渡契約に基づき原保有者から本件基金債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本件基金債権の譲渡につき、原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本件基金債権は原保有者の破産財団、更生会

社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、発行会社の本件基金債権に対する権利は原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと発行会社は考えておりますが、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

原保有者及び発行会社は、本件基金債権譲渡契約に基づき、本件基金債権の真正な売却及び購入を意図していること

原保有者は、本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権が発行会社に移転した後は、本件基金債権に対して一切の権利を有さないこと

本件基金債権譲渡契約上、発行会社は、原保有者に対して本件基金債権の買戻しを請求する権利を有さず、原保有者は本件基金債権の買戻しを行う義務を負担していないこと

原保有者は、本件基金債権譲渡契約上、本件基金債権の譲渡日現在における本件基金債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本件基金債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと

本件基金債権譲渡契約に基づく原保有者から発行会社に対する本件基金債権の譲渡については確定日付ある証書による日本生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されることが予定されていること

(f) 日本生命の組織変更に伴うリスク

日本生命は現在相互会社として保険業を営んでおりますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。一方、保険業法第89条第1項本文は、「組織変更をする相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、効力発生日までに、組織変更計画の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。」としており、本件基金債権の償還が終了する以前において、日本生命が株式会社への組織変更を行う場合には、原則として、本件基金を償却する必要があります。本件基金拠出契約においては、日本生命は、後記第二部第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」(e)「償還方法」の記載に基づき本件基金元本の全部又は一部を最終本件基金償還期日前において償還することはできないこととされており、本件基金拠出契約の当該規定を変更することなく日本生命が本件基金元本の全部又は一部を最終本件基金償還期日前において償還することはできないこととなりますが、本件基金債権の償却の申出等がなされた場合において、発行会社が、発行会社関連契約及び適用ある法令等において必要とされる手続を経た上で、かかる申出等に応じる可能性が完全に排除されている訳ではありません。

かかるリスク要因については、日本生命における組織変更等に伴う本件基金債権の償却の必要性の有無等に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(g) 発行会社が目的以外の債務を負うリスク

発行会社が本特定社債の元金未償還のうちに、本特定社債発行に関係のない債務を負うことにより、本特定社債権者が不測の損害を被る可能性があります。発行会社は特定目的会社として、本件特定社債管理委託契約において、本特定社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本件基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本特定社債に劣後する借入に限ります。)、又は本特定社債の元利金を支払い、若しくは償還するために

必要な資金を借り入れる場合、その他法令及び資産流動化計画の双方に基づき許容される場合（発行会社が優先出資証券を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限定されません。）を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしないことを本件特定社債管理者に対して約束しています。また、発行会社は、本件特定社債管理委託契約において、本特定社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、資産流動化計画に従って営む業務及びその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資金を調達し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しないことを、本件特定社債管理者に対して約束しています。

かかるリスク要因については、上記の本件特定社債管理委託契約における発行会社の約束に加え、発行会社は、特定資産の流動化とその付帯業務以外の業務を行うことができない旨が資産流動化法及び資産流動化計画において規定されており、発行会社の資金の借入、本特定資産の処分及び余裕金の運用等についても資産流動化法及び資産流動化計画等において制限されていること等の方法により、発行会社が本特定社債とは関係のない債務を負担し、本特定社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(h) 発行会社の特定社員が一般社団法人であることに関する影響

発行会社の全ての特定出資は、本一般社団法人が保有しています。本一般社団法人がかかる特定出資を保有することに関連するリスクとしては、(i)本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合に、発行会社の特定出資（以下「本特定出資」といいます。）が本一般社団法人から発行会社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡される結果、発行会社の運営に悪影響が及びリスク、()本一般社団法人の理事の不適切な業務執行により、発行会社の運営に悪影響が及びリスク、及び()本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、発行会社の運営に悪影響が及びリスクがあります。

かかるリスク要因については、以下の理由から、いずれについても現実化する実際上の可能性は高くないと発行会社は考えております。

本一般社団法人が発行会社及び本件特定社債管理者に差し入れる特定社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書（以下「本一般社団法人誓約書」といいます。）において、本一般社団法人は、発行会社及び本件特定社債管理者に対して、本一般社団法人が本特定出資を譲り受けた後、本特定社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本特定出資を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しており、本一般社団法人が倒産しない限りは、本特定出資が本一般社団法人から移転する可能性は低いと発行会社は考えております。但し、本一般社団法人が破産手続開始又は解散等により存続ができなくなる場合には、本特定出資は譲渡されることが考えられます。この場合、本特定出資の譲受人により、発行会社の取締役の解任権及び選任権を含む特定社員の権利が行使され、発行会社の運営に悪影響が及び可能性があります。しかしながら、以下のとおり、本特定社債の最終の償還期日までに本一般社団法人の破産手続開始又は解散等が生じる可能性は低いと発行会社は考えています。まず、本一般社団法人誓約書における本一般社団法人の表明保証及び有限会社東京共同会計事務所（以下「業務受託者」といいます。）が発行会社及び本件特定社債管理者に差し入れる特定社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書（以下「業務受託者誓約書」といいます。）における業務受託者の表明保証によれば、本一般社団法人が全ての本特定出資を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務（業務受託者に対する報酬の支払債務を含みますが、これに限られません。）を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けており、かつ、かかる基金は全て特定の口座に預金されているか、又は当該目的に利用されています。また、本一般社

団法人が今後、借入その他の債務(追加的な特定出資又は資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分(以下「株式等」といいます。))の取得対価の支払債務を含みます。)を負担する場合、本一般社団法人の定款上、社員総会における総社員の同意が必要とされています。さらに、本一般社団法人及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、発行会社及び本件特定社債管理者に対して、自ら又は本一般社団法人をして、発行会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為(債務の支払原資としての十分な基金拠出がないにもかかわらず行う債務負担行為を含みますが、これに限られません。)をせず、また、させないことを約束しています。本一般社団法人の基金については、定款の規定により、解散するまで返還はなされませんので、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止及び支払不能の事態が本特定社債の最終の償還期日までに発生する可能性は低いと発行会社は考えております。従って、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、本特定社債の最終の償還期日までに本一般社団法人が債務超過となる可能性は高くないと発行会社は考えています。

また、本一般社団法人の倒産手続開始回避の措置として、仮に、本一般社団法人に破産手続開始原因その他の倒産手続開始原因が発生した場合でも、基金返還請求権者である日本生命は、本一般社団法人に対する平成20年5月30日付基金拠出申込書において本一般社団法人について破産手続、再生手続その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しないことを確認しており、また、本一般社団法人自身及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないこと、又は本一般社団法人をしてかかる約束を遵守せしめることを約束しており、本一般社団法人の社員、理事及び監事が、それぞれ、大和証券、本一般社団法人及び本件特定社債管理者に差し入れる特定社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書(社員が差し入れるものを、以下「本一般社団法人社員誓約書」といいます。)において破産手続開始、再生手続開始その他これに類する倒産手続の申立てを一切行わないことを約束しています。加えて、業務受託者は、本一般社団法人業務委託契約において、本一般社団法人の全債務の弁済が完了した日から1年と1日が経過する日まで、破産手続開始、再生手続開始、又は今後立法される倒産手続開始の申立てを行わないものとし、かかる申立てを行う権利を放棄することを約束しています。もっとも、かかる倒産手続申立権放棄条項については、判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。しかしながら、かかる倒産手続申立権を行使しない旨の約束や誓約がなされていることにより、本一般社団法人に対して、基金返還請求権者である日本生命、本一般社団法人自身、その理事及び監事を兼ねるそれぞれの社員から倒産手続開始の申立てがなされる現実的な可能性は高くないと発行会社は考えております。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っております。一般法人法第148条に定める解散事由のうち、一般社団法人に特有な解散事由として社員が欠けた場合があります。かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ本一般社団法人社員誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう最大限努力する旨約束しています。また、業務受託者は、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することを本一般社団法人業務委託契約において定めております。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人が解散し、かつ、継続されない可能性は低いものと発行会社は考えております。なお、その他の解散事由

((i) 定款で定めた存続期間の満了、() 定款で定めた解散の事由の発生、() 社員総会の決議、() 合併(合併により一般社団法人が消滅する場合に限る。)、() 破産手続開始の決定及び() 一般法人法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判) についても、該当する実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えております。

本一般社団法人に破産手続開始又は解散等の原因が生じていない場合でも、本一般社団法人の理事の業務執行の態様によっては、発行会社の運営に悪影響が及び可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、発行会社に対して、発行会社の破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続の開始の申立て及び発行会社の解散決議を行わないこと(但し、この約束の効力については前述のとおり判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。)、並びに発行会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ(発行会社が資産流動化計画に基づき発行する特定社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。本において、以下同じです。)のある発行会社の定款の変更、発行会社の取締役及び監査役の選解任、その他発行会社の業務遂行又は債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また発行会社の取締役をして行わしめないことを約束しておりますので、理事の業務執行の態様による悪影響が生じる実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えております。また、本一般社団法人の定款において、理事の欠格事由を定め、典型的に理事として適切な業務執行を期待できない者が理事に選任される可能性を排除しております。

本一般社団法人の社員は、理事の選任権及び解任権を含む社員の権利を行使することにより、本一般社団法人の運営を管理することができるとともに、本一般社団法人が特定社員である発行会社の取締役の解任権及び選任権を含む特定社員の権利を、間接的に行使することができるので、本一般社団法人の社員の権利行使の態様によっては、発行会社の運営に悪影響が及び可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、当初の社員を3名の公認会計士として設立されており、また、定款において社員の資格を有する者を限定し、典型的に社員として適切な権利行使を期待できない者が社員となる可能性を排除しています。さらに、本一般社団法人の定款では、新たな者が社員として入社するには、社員全員の書面による同意を得ることが必要と定めております。以上の状況から、本一般社団法人の社員による権利行使が発行会社の運営に悪影響を及ぼす実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えております。

(i) 本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は、現在、本特定出資以外にそれぞれ前関連基金債権を引当てとする特定社債を発行している本一般社団法人関連特定目的会社の特定出資を保有しているほかは、他の特定目的会社の特定出資又は株式等を取得・保有しておらず、また借入による資金調達を行っておりません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資又は株式等を追加的に取得し、当該特定出資又は株式等の発行体が特定社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担した場合、本一般社団法人がかかる特定出資又は株式等を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けておらず、借入金等でその資金調達を行った場合には、当該特定出資又は株式等の発行体がデフォルトに陥り、その特定出資又は株式等の価値が毀損したときには、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金を他の目的のために流用した場合には、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。

かかるリスクについては、本一般社団法人は、かかる追加的な特定出資又は株式等の取得をする場合には、本一般社団法人誓約書において、事前に、(i)その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用(かかる追加取得に伴い業務受託者の報酬が増額する場合には、その増額分を含

みますが、これに限られません。)を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、()かかる特定出資又は株式等の追加取得が本特定社債の格付を低下させることにはならないことを指定格付機関に確認することを発行会社及び本件特定社債管理者に対して約束しているため、かかる約束が遵守されている限りにおいて、本一般社団法人が他の特定出資又は株式等を取得することを原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと発行会社は考えております。

(j) 本特定社債権者が一般担保以外の担保を有しないことによる影響

本特定社債権者は、一般担保を除き、発行会社の特定の資産に対し担保権(対抗要件の具備の有無を問いません。)を有しておらず、発行会社に関する破産手続、再生手続又は特別清算手続の場合、一般担保を有する本特定社債権者は、配当額の分配において無担保債権者より有利に扱われ、これに優先するものの、発行会社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権(抵当権、質権等)等、一般担保に優先する担保権を有する債権者には劣後することになります。かかるリスク要因に対しては、資産流動化法並びに資産流動化計画及び定款等において、特定資産の流動化とその附帯業務以外の業務を行うことができない旨が定められており、本特定社債権者に優先又は競合して発行会社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(k) 本件基金利息に適用される源泉税の税率変更等に関するリスク

本特定社債の利払は特定資産である本件基金利息を原資として行われますが、本件基金利息の支払について所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われます。従って、発行会社は、本件信用枠設定契約に基づき、本特定社債の利払に先立って当該源泉徴収により本特定社債の利金支払に不足する額の金銭を借り入れ、本特定社債の利払資金とすることにより、本特定社債の利息支払の信用補完措置及び流動性補完措置としています。

本件信用枠設定契約有効期間中において、税制変更により、各本件基金利息支払期日における本件基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合には、源泉徴収が義務づけられる税金についてかかる新たな金額が適用される本件基金利息支払期日以降(この日を含みます。)において実行される個別貸付に適用される借入申込金額は、各個別貸付が行われる本件基金利息支払期日における本件基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額に自動的に変更されるものとし、また、かかる変更以降適用される信用枠金額も、各個別貸付に係る借入申込金額が増額した金額に相当する額だけ自動的に増加されるものとし、その後も同様とするものとされています。

かかる措置により、税制変更により、各本件基金利息支払期日における本件基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合においても、本件信用枠設定契約に基づき、当該増加に対応する金額については、本特定社債の利払の原資として日本生命から一時的に貸し出されることとなっており、これにより、かかる税制変更により本特定社債の利払が不可能となるリスクを低減しております。しかし、本件信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付には一定の条件が付されているほか、日本生命が本件信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での日本生命による履行能力に依存しており、かかる条件が満たされない場合や日本生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本特定

社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があり、かかるリスクが排除されている訳ではありません。本件信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付の条件については、前記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」を御参照下さい。

(l) 保険会社が本特定社債を取得する際の留意事項

大蔵省告示第50号(「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件」)(平成8年2月29日)(その後の改正を含みます。)(以下「本件告示」といいます。)第1条の2第1項によれば、「法(保険業法を意味します。以下同じです。)第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等(保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。)の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等(法第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。)としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段(前条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含む。以下この条において同じ。)を保有(外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有)していると認められる場合(第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。)における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額(次項において「控除額」という。)を控除するものとする。」とされています。本特定社債は、日本生命に対して拠出された本件基金債権を特定資産とする特定社債であり、法形式的には日本生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、本特定社債の特定資産が日本生命に対して拠出された本件基金債権であるという本特定社債の実質的な性格から、保険会社等(上記条項に定義される意味によります。以下本(l)において同じです。)が本特定社債を保有する場合には本件告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段(略)を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本特定社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本特定社債を購入する際には本件告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(m) 市場性に関するリスク

本特定社債の処分価格は、発行会社及び日本生命の財務状態、法制や税制の変更、市場の金利水準等様々な要素の影響を受けます。特に市場の金利水準が上昇する過程では本特定社債の価格は下落することが想定されます。従って、本特定社債の第三者への譲渡に際しては、これらの諸要素に起因して売却損を生じるリスクがあります。

また、本特定社債の流通市場は現在確立されておらず、本特定社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本特定社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及び可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

特定借入れ

発行会社は、本届出書提出日現在、資産流動化法第2条第12項に規定する特定借入れを行っており

ません。

発行会社は、本件信用枠設定契約に基づく借入を行うことを予定しているところ、これは資産流動化法第210条に基づき行われるものであり、資産流動化法第2条第12項に規定する特定借入に該当します。本件信用枠設定契約に基づく借入の内容については、前記「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」を御参照下さい。

期限の利益喪失事由

発行会社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、本特定社債全額について何らの手続を経ずして当然に期限の利益を失います。この場合、当該事由が発生した日以降(この日を含みます。)に発生する本特定社債の利息は、後記7「利率」記載の利率によります。

発行会社が、支払期日が到来し、支払われるべきものとなった本特定社債に対する利息の支払を怠り、かかる不履行が7日間以上継続した場合で、かつ、(i)その後さらに7日間経過するまでの間にかかる状態が解消されない相当のおそれがあると本件特定社債管理者が判断したうえ、発行会社に対して本特定社債について期限の利益を喪失させる旨の通知をした場合、又は()その後更に7日間以上当該状態が継続した場合。

発行会社が本件特定社債管理委託契約の重要な規定(本特定社債要項を含みます。)に違反し、本件特定社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしない場合で、かつ、本件特定社債管理者が当該事由の発生が本特定社債権者の権利に重大な影響を及ぼすことが明らかであると認めて発行会社に対して本特定社債について期限の利益を喪失させる旨の通知をし、かかる通知が発行会社に到着した場合。

発行会社について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続開始決定があった場合。

発行会社について、支払の停止が生じ、又は発行会社が自ら破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続開始の申立てを行い、又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

発行会社の財産若しくは資産の全部若しくは発行会社の財産若しくは資産のうち本件特定社債管理者が重要と判断する部分について管財人、管理人等が選任された場合、又は仮差押、保全差押、差押若しくは強制執行又は滞納処分としての差押の命令若しくは通知が行われ、かつ、当該仮差押、保全差押、差押若しくは強制執行又は滞納処分としての差押が30日以内に取り消されない場合。

発行会社について、解散の決定がなされた場合、又は解散命令が下された場合。

発行会社が、資産流動化法第219条に基づく業務停止命令を受けた場合。

日本生命について、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他類似する手続開始の決定があった場合。

日本生命が自ら、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他類似する手続開始の申立てを行った場合、又は、日本生命について解散若しくは保険業の廃止の決定がなされた場合、若しくはは保険管理人が選任された場合。

倒産手続の放棄等

- (a) 本特定社債権者は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。

- (b) 本特定社債権者は、発行会社による本特定社債に基づく元金その他の債務の履行は、発行会社の財産（以下本「倒産手続の放棄等」において「本件責任財産」といいます。）のみを責任財産として、かつ、本件特定社債管理委託契約別紙5に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本特定社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本件責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。
- (c) 本特定社債権者は、償還期日が到来した場合又は前記「期限の利益喪失事由」の記載に基づき本特定社債について期限の利益を喪失した場合において、本件責任財産から支払が行われた後に、なお本特定社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本特定社債の未償還元金総額及び未払利息額が本件責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

本特定社債に関する信用格付

(a) 信用格付を特定するための事項

利息の利払期日における支払と元金の償還期日における全額償還の安全性について、本特定社債は、指定格付機関から、JCRにつきAA-、及びR&IにつきAA-の予備格付を平成24年7月10日付で取得しており、また、指定格付機関から、JCRにつきAA-、及びR&IにつきAA-の本格付をそれぞれ本特定社債の払込期日に取得する予定です。但し、予備格付の付与以降に指定格付機関が入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。

(b) 信用格付の前提及び限界に関する説明

JCR

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、JCRが、その信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

R&I

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

(c) 信用格付に関する情報を入手するための方法

JCR

本特定社債の申込期間中に本特定社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「格付情報」の「当月格付」 (http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php) に掲載されます。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号 03-3544-7013

R&I

本特定社債の申込期間中に本特定社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (<http://www.r-i.co.jp/jpn/>) の「ストラクチャードファイナンス」 (<http://www.r-i.co.jp/jpn/sf/>) の「ニュースリリース(2012年1月10日以降)」コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックすると表示される「ストラクチャードファイナンスニュース一覧」の「ニュースリリース(2012年1月10日以降)」に掲載する予定です。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号 03-3276-3511

資産流動化計画に記載されている事項の概要

資産流動化計画に記載されている事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(本届出書の他の箇所に記載したものを除きます。)の概要は、以下のとおりです。

(a) 外国為替相場の変動による影響

発行会社の発行する資産対応証券(資産流動化法第2条第11項に定める資産対応証券をいいます。以下同じです。)は全て日本円建てであり、資産対応証券の投資家が資産対応証券の償還、利息又は配当として受領する金額について外国為替相場による換算レートを適用する必要はありません。その限度において、外国為替相場の変動による影響はありません。

(b) 資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針

発行会社はデリバティブ取引を行いません。

3【券面総額】

金500億円

4【各社債の金額】

金1億円

5【発行価額の総額】

金500億円

6【発行価格】

各特定社債の金額100円につき金100円

7【利率】

年(未定)% (BloombergTKFX1ページ又はReutersJPYIRS=TKFXページにおける6年物の円/円スワップレートのアスクサイドに提示される利率に0.2%を加えた利率～同提示される利率に0.7%を加えた利率を仮条件とします。)

(注)上記利率は、上記仮条件により需要状況を把握した上で、平成24年7月26日頃に決定される予定です。

8【利払日及び利息支払の方法】

(1) 元金支払の方法

本特定社債に関する元金及び利息は、振替法及び振替機関業務規程等に従って支払われます。

(2) 利息支払の方法及び期限

- (a) 本特定社債の利息は、前記7「利率」記載の利率で払込期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までこれを付し、平成25年8月3日を第1回目の支払期日としてその日(この日を含みます。)までの1年分を支払い、その後毎年8月3日に当該利払期日(この日を含みます。)までの1年分を支払います。
- (b) 本特定社債について、1年に満たない期間の利息を支払うときは、1年を365日とする日割をもって計算します。
- (c) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。
- (d) 本特定社債の償還期日の翌日(この日を含みます。)以後は本特定社債につき利息を付しません。但し、償還期日が到来し、発行会社が支払うべきものとなった元金の償還を怠った場合には、発行会社は当該元金につき償還期日の翌日(この日を含みます。)から当該未償還元金が実際に支払われる日又は前記2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「期限の利益喪失事由」の記載に基づき期限の利益を喪失した日のいずれか早い方の日(この日を含みます。)までの期間につき、前記7「利率」記載の利率による経過利息を支払います。

9【償還期限及び償還の方法】

(1) 償還価額

各特定社債の金額100円につき金100円

(2) 償還の方法及び期限

- (a) 本特定社債の元金は、平成30年8月3日に一括償還します。
- (b) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。

1 0 【募集の方法】

本特定社債は一般募集とします。

なお、本特定社債は日本国外においては取得の申込みの勧誘を行いません。

1 1 【申込証拠金】

該当事項はありません。

1 2 【申込期間及び申込取扱場所】

(1) 申込期間

平成24年7月26日

(2) 申込取扱場所

下記金融商品取引業者の国内の全ての本支店及び営業所窓口

大和証券株式会社

その他の引受会社(未定)(注)

(注) その他の引受会社は、平成24年7月23日頃に決定される予定です。

1 3 【払込期日及び払込取扱場所】

(1) 払込期日

平成24年8月3日

(2) 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行

なお、三菱UFJ信託銀行は、本特定社債の払込期日に本特定社債の払込金額の総額の払込が行われ、かつ、本特定社債の払込金の決済が適用ある法令等に基づき適正に行われたことを確認した場合には、本特定社債の払込金を発行会社に交付します。

14【引受け等の概要】

本件引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本特定社債の総額につき、連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円)	引受の条件
会社名	住所		
大和証券 (未定)(注)	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 (未定)(注)	(未定) (注)	1. 引受会社は、連帯して本特定社債の総額を引き受けます。 2. 本特定社債の引受手数料は、各特定社債の金額100円につき金27.5銭とします。
合計	-	50,000	-

(注) 大和証券以外の引受会社及び各引受会社の引受額の内訳については平成24年7月23日頃に決定される予定です。

15【社債管理者又は社債の管理会社】

- (1) 本特定社債に関する特定社債管理者は、三菱UFJ信託銀行(東京都)とします。
- (2) 本件特定社債管理者は、本特定社債権者のために本特定社債に係る債権の弁済を受け、又は本特定社債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。
- (3) 本件特定社債管理者は、本特定社債要項及び本件特定社債管理委託契約に定める特定社債管理者の職務を行います。
- (4) 本件特定社債管理者は、本件特定社債管理委託契約、本特定社債要項及び本特定社債について、本件特定社債管理者により任命された弁護士、会計士その他専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、かつ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、本件特定社債管理者に悪意又は重過失がない限り、発行会社又は本特定社債権者に対して責任を負いません。
- (5) 資産流動化法第129条第2項において準用する会社法第740条第2項本文の定めは、本特定社債には適用されません。

16【振替機関に関する事項】

本特定社債の振替機関は、保管振替機構とします。

17【その他】

- (1) 特定社債権者集会
 - (a) 本特定社債に関する特定社債権者集会は、資産流動化法及び資産流動化法において準用する会社法の適用ある関係規定に従います。
 - (b) 本特定社債権者は、その保有する本特定社債の総額(償還済みの額を除き、発行会社が有する本特定社債の金額は算入しません。)に応じて、議決権を有するものとします。
 - (c) 本特定社債は、特定社債権者集会を東京都において開催します。

- (d) 本特定社債に関する特定社債権者集会は、発行会社又は本件特定社債管理者がこれを招集するものとし、資産流動化法第154条第1項の規定により発行会社が特定社債権者集会を招集する場合等、法令に別段の定めがある場合を除き、特定社債権者集会の日の3週間前までに特定社債権者集会を招集する旨及び資産流動化法第129条第2項において準用する会社法第719条各号に掲げる事項を公告します。
- (e) 本特定社債の総額(償還済みの額を除き、発行会社が有する本特定社債の金額は算入しません。)の10分の1以上にあたる本特定社債を有する本特定社債権者は、振替法第118条において準用する同法第86条第3項所定の書面を本件特定社債管理者に提示した上、特定社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社又は本件特定社債管理者に提出して、特定社債権者集会の招集を請求することができます。
- (f) 本件特定社債管理者は、本期限の利益喪失事由の発生により、発行会社が本特定社債の期限の利益を喪失した場合、発行会社の資産の処分方法等に関し、以下のいずれの方法を用いるかにつき本件特定社債管理委託契約に従い、特定社債権者集会に決議させ、かかる決議がなされた場合、その決議に従うものとします。
- 本件特定社債管理者が承認する方法により、発行会社の資産を換価処分し、処分代金を本件特定社債管理委託契約別紙5に記載されている順序及び方法により元利金その他の支払に充当します。
- 上記に定める発行会社の資産の換価処分を特段行うことなく発行会社を存続させ、本特定社債関連口座内の金銭を本件特定社債管理委託契約別紙5に記載されている順序及び方法により元利金その他の支払に充当します。

(2) 一般担保

本特定社債権者は、資産流動化法第128条に基づき、発行会社の財産について他の債権者に先立って自己の本特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。かかる先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとします。

(3) 公告の方法

発行会社及び本件特定社債管理者が本特定社債に関し本特定社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、官報に掲載することによってこれを行います。但し、本特定社債要項の規定に基づいて行うべき公告は、本件特定社債管理者が本特定社債権者の権利保護のため必要でないと認めた場合には、これを行うことを要しません。

(4) 契約証書の閲覧及び謄写

本件特定社債管理委託契約の契約証書の謄本は、本件特定社債管理者の本店に備置し、その通常の営業時間中、本特定社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(5) 発行会社の遵守事項

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、本件特定社債管理者に対し、本特定社債の元利金の全てを支払われ、又は償還されるまでの間、以下の各号を遵守することを約束するものとされています。

- (a) 資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、発行会社は、本特定社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (b) 本特定社債要項に定められたところによる場合、本件特定社債管理委託契約に定められたところによる場合及び資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、発行会社は、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。
- (c) 発行会社は、本件基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合（但し、本特定社債に劣後する借入に限ります。）、又は本特定社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合、その他法令及び資産流動化計画の双方に基づき許容される場合（発行会社が優先出資証券を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限定されません。）を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- (d) 発行会社は、資産流動化計画に従って営む業務及びその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。
- (e) 発行会社は、発行会社の財産である金銭を本件特定社債管理委託契約に従って支出又は運用します。
- (f) 発行会社は、本件基金債権譲渡契約及び本件信用枠設定契約並びにこれらに関連する契約及び合意書に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約及び合意書を遵守し、それに基づく発行会社の義務をその条項に従って履行します。
- (g) 発行会社は、本件基金債権に基づく日本生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
- (h) 発行会社は、発行会社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達、発行会社の定款その他の内部規則及び資産流動化計画を遵守します。
- (i) 発行会社は、資産流動化法、金融商品取引法及びその他関連法令等に従った官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務（金融商品取引法に基づく有価証券報告書及び半期報告書の提出を含みますが、これらに限られません。）を適式に行います。
- (j) 発行会社の事業年度が終了してから90日以内に、発行会社の会計監査人によって監査済みの当該事業年度に係る発行会社の貸借対照表及び損益計算書の写しを本件特定社債管理者に交付します。
- (k) 発行会社は、資本金の額（特定資本金の額及び優先資本金の額の合計額をいいます。）の減少を行いません。
- (l) 発行会社は、子会社（会社法第2条第3号における意味を有します。）を持ちません。
- (m) 発行会社は、資産流動化法第12条に基づく廃業の届出を行いません。
- (n) 発行会社は、他の会社と合併を行いません。
- (o) 発行会社は、適用ある法令上、提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出し、本件基金債権の利息に賦課された源泉税の還付に必要となる措置を実務上可能な限り早期に行います。
- (p) 発行会社は、日本生命以外の者に対して、発行会社の優先出資を発行しません。但し、発行会社は、日本生命

に対して、資産流動化法の定めに従い、随時優先出資を発行することができます。

- (q) 発行会社は、本一般社団法人以外の者に対して、発行会社の特定出資を発行しません。但し、発行会社は、本一般社団法人に対して、資産流動化法の定めに従い、随時特定出資を発行することができます。
- (r) 発行会社は、本件信用枠設定契約に基づく借入が可能であるかぎり、本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日につき、借入申込金額の借入に係る借入申込書を日本生命に対して交付します。
- (s) 発行会社は、特定出資及び優先出資について配当を行いません。

(6) 発行代理人及び支払代理人

- (a) 本特定社債の、保管振替機構が定める「社債等に関する業務規程」における発行代理人（以下「発行代理人」といいます。）及び支払代理人（以下「支払代理人」といいます。）は、三菱UFJ信託銀行とします。
- (b) 発行代理人は、振替機関業務規程等において発行代理人が行うべきとされる一切の事務を行います。
- (c) 支払代理人は、振替機関業務規程等において支払代理人が行うべきとされる一切の事務を行います。
- (d) 発行代理人又は支払代理人は、本特定社債について、本特定社債権者との間にいかなる義務又は責任も負わず、また本特定社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しません。
- (e) 発行会社は、発行代理人又は支払代理人を変更することができます。但し、発行代理人又は支払代理人は、後任の発行代理人又は支払代理人が有効に任命されるまで、在職するものとします。かかる変更の場合、発行会社は、事前にその旨を本特定社債権者に対し公告します。

(7) 申込みの方法等

- (a) 本特定社債の申込期間は、平成24年7月26日とし、払込期日は平成24年8月3日とします。本特定社債の発行価格は、各特定社債の金額100円につき金100円とし、この価格により一般募集します。
- (b) その他申込みの方法等に関しては、前記10「募集の方法」から前記14「引受け等の概要」までを御参照下さい。

第2【特定優先出資証券】

該当事項はありません。

第3【コマーシャル・ペーパー及び特定短期社債】

該当事項はありません。

第4【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

該当事項はありません。

第5【手取金の使途】

発行会社は本特定社債の手取金を、本件基金債権の取得代金に充当します。本件基金債権の原保有者は、本件基金債権譲渡による手取金により、借入金の返済等を行います。

第二部【管理資産情報】

第1【管理資産の状況】

1【概況】

(1)【管理資産に係る法制度の概要】

発行会社は、平成24年7月10日付で資産流動化法第4条に基づき関東財務局長に対し業務開始届出を行った特定目的会社です。従って発行会社の義務・責任等に関しては資産流動化法の適用を受けます。特定資産たる管理資産の流動化等に係る業務の基本的な内容は資産流動化法に基づき作成された資産流動化計画に定められており、発行会社は資産流動化計画の範囲内で特定資産たる管理資産の譲受け、特定社債の発行等を行います。資産流動化法は、特定目的会社が、資産流動化計画に従って行われる特定資産の流動化に係る上記記載の業務及びその附帯業務以外の業務を営むことを禁止しています。

特定目的会社の義務及び責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、特定社債を発行及び募集するにあたっては、資産流動化法、同法において準用する会社法、振替法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本件基金債権は、保険業法に基づき大和証券から日本生命に対して拠出された基金の利息支払及び元本償還請求権である指名債権であり、民法及び商法のほか、保険業法の適用を受けます。本件基金債権は、本件基金債権譲渡契約に基づき、原保有者である大和証券から特定目的会社である発行会社に譲渡され、当該譲渡については本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権の債務者である日本生命が確定日付ある証書による承諾を行うことにより債務者及び第三者対抗要件が具備される予定です。

本件基金債権に関する保険業法の適用の態様については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(b)「本件基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク」を御参照下さい。

(2)【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本件基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される日本生命に対する基金債権である本件基金債権です。

本件基金拠出契約の内容については、後記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」を御参照下さい。また、当該管理資産たる本件基金債権の債務者である日本生命の特質については、後記第三部第3「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。

(3)【管理資産の沿革】

管理資産である本件基金債権は、本件基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき平成24年8月3日に原保有者である大和証券から発行会社に譲渡される予定です。

発行会社は、本件特定社債管理委託契約に基づきその処分が義務づけられる場合その他本件特定社債管理委託契約に規定される場合を除き、本特定社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

(4)【管理資産の管理体制等】

【管理資産の関係法人】

大和証券は、本件基金拠出契約により、管理資産である本件基金債権を取得した上で、本件基金債権譲渡契約により管理資産を発行会社に譲渡します。本件基金債権の移転と同時に、発行会社は、大和証券が有する本件基金拠出契約上の地位の一切を承継します。

日本生命は、本件基金拠出契約に基づき大和証券から基金の拠出を受け、本件基金債権の債務者となります。

なお、日本生命は、本件信用枠設定契約に基づき発行会社に金銭の貸付を行います。

発行会社は、三菱UFJ信託銀行に対して、本件特定資産管理委託契約に基づき、本件基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

また、三菱UFJ信託銀行は、本特定社債の特定社債管理者です。特定社債管理者は、その管理の委託を受けた特定社債につき、特定社債権者のために特定社債に係る債権の弁済を受け、又は特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為等をするために必要があるときは、当該特定社債を発行した特定目的会社の業務及び財産の状況を調査することができます(資産流動化法第127条第7項)。

【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

本件特定資産管理受託会社は、本件特定資産管理委託契約において、以下の事項を遵守することとされています。

- (i) 本件特定資産管理受託会社は本件基金債権譲渡契約に基づいて発行会社が取得した日本生命に対する本件基金債権、その回収金、本特定社債関連口座の残高及びその余裕金からの投資その他発行会社に帰属すべき資産(以下本において「本件特定資産等」といいます。)を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- () 本件特定資産管理受託会社は、発行会社の求めに応じ、本件特定資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- () 本件特定資産管理受託会社は、本件特定資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である東京都千代田区丸の内一丁目4番5号所在の本件特定資産管理受託会社たる三菱UFJ信託銀行株式会社法人事務サービス部に備え置き、発行会社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- () 本件特定資産管理受託会社は、発行会社の同意なく本件特定資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

【管理資産の管理体制】

管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項

- () 法人の機関の内容

管理資産である本件基金債権の管理者は、本件特定資産管理受託会社としての三菱UFJ信託銀行です。

三菱UFJ信託銀行は、法令に基づき、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。

取締役会は、取締役15名(うち社外取締役2名)で構成され、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行の監督並びに代表取締役の選定及び解職を行っております。

取締役会の傘下には、経営会議を設置しております。経営会議は、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、専務執行役員、部門長及び独立の部室の担当常務役員で構成され、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する全般的な重要事項を協議決定しております。

同じく取締役会の傘下に、部門業務の執行に関する重要事項を協議決定する機関として、(i)投融資審議会、()ALM審議会、及び()受託財産運用審議会を設置しており、それぞれ、(i)投融資業務の執行及び信用リスクの管理、()ALM、投資業務、市場リスク管理及び資金流動性リスク管理、並びに()受託財産運用に関する重要事項を協議決定しております。

また、取締役会の傘下に、監査委員会を設置しております。監査委員会は、取締役会の取締役の職務執行に対する監督機能を強化するため、社外取締役及び外部専門家等の社外の人材を中心に構成され、社外取締役を委員長とし、内部監査及びコンプライアンス等に関する重要事項を調査・審議

しております。

監査役は、取締役会を初めとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。

監査役会は、監査役6名(うち社外監査役3名)で構成され、監査に関する重要事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行っております。

三菱UFJ信託銀行の会計監査人は有限責任監査法人トーマツです。

そのほか、三菱UFJ信託銀行は、執行役員制度を導入しており、コーポレート・ガバナンスの強化と分社的経営における責任体制の明確化等の観点から、専務執行役員1名、常務執行役員4名及び執行役員28名が、取締役会が定めた業務執行に従事しております。

() 内部管理及び監査役等の監督の組織

三菱UFJ信託銀行は、会社の業務の適正を確保するため、法令等遵守、顧客保護等管理、情報保存管理、リスク管理及び内部監査等の体制を整備しており、各体制の概要は以下のとおりです。

(法令等遵守体制) コンプライアンスを担当する役員、統括部署及び委員会を設置しております。役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが制定する経営ビジョン、倫理綱領及び行動規範を採択するとともに、信託業務の倫理綱領を制定しております。また、各種規則及びコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員に周知するとともに、コンプライアンス・プログラム(役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的計画)を策定し、その進捗状況のフォローアップを実施しております。あわせて、コンプライアンス・ヘルプライン(広く社員等から不正行為に関する通報を社外を含む窓口で受け付ける内部通報制度)も設置しております。

(顧客保護等管理体制) 顧客保護等管理の基本方針及び関連社則の制定、個人情報保護方針・利益相反保護方針等の策定、また管理・統括部署の設置、役職員への周知等を通じて、顧客のサポート体制、情報管理体制、利益相反体制等を整備し、顧客の保護及び利便性向上に努めております。

(情報保存管理体制) 取締役会、経営会議の議事録のほか、重要な文書について、社則等の定めるところにより、保存・管理を行っており、監査役が求めたときには、担当部署はいつでも当該請求のあった文書を閲覧又は謄本に供する体制が整備されております。

(リスク管理体制) リスク管理に関わる審議会・委員会や、リスク管理を担当する役員及び統括部署等を設置し、業務執行から生じる様々なリスクを可能な限り統一的な尺度で統合的に把握した上で、経営の安全性を確保しつつ、株主価値の極大化を追求するため、統合リスク管理を行っております。また、リスクを4つ(信用リスク、市場リスク、資金流動性リスク、オペレーショナルリスク)に分類した上で、それぞれのリスク管理規則において当該リスクの管理の基本方針を定める等、リスク管理のための社則を制定しております。

(内部監査体制) リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する機能を担う高い専門性と独立性を備えた内部監査体制を整備し、業務の健全性・適切性を確保しております。内部監査の基本事項を定める社則等を制定するとともに、内部監査及びコンプライアンス等に係る諸事項を審議する取締役会傘下の任意委員会として監査委員会を、内部監査担当部署として監査部を設置しております。

そのほか、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、業務の運営に必要な相当数の人員を置くとともに、監査役室員の人事等、独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重する体制が整備されております。監査役の監査の実効性を確保するため、代表取締役及び内部監査担当部署と定期的に意見交換を行う他、取締役会、経営会議その他の重要な委員会等に出席できる体制も整備されております。

() 人員及び手続

三菱UFJ信託銀行は、グループ内部監査規則及び内部監査規則等に基づき、社内の全部署及び連結子会社等を対象に内部監査を実施しております。監査部の内部監査運営方針については年度ごとに取締役会にて決定されており、監査部は、当該方針に基づき、専任の担当常務役員のもと、83名が他の業務執行部署から独立して、内部監査に従事しております。

また、監査役監査に係る人員として、監査役6名(うち非常勤監査役3名(うち社外監査役3名))及び監査役室員4名が、監査役会が策定した監査の方針及び監査計画に従い、重要な会議への出席、取締役等からの報告聴取、営業部店への実地調査など会社の業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務執行の状況を監査しております。

() 内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携

監査役は、監査部の実施する内部監査の結果を活用し、自らの監査の充実を図るとともに、必要に応じ、監査部に対し、監査に関する報告を求めております。また、会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連携を持ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施しております。あわせて、財務報告に係る内部統制に関する監査報告を含め、適宜必要な報告を求めております。なお、監査部と会計監査人の相互の監査の過程で、会計に関する重要な不正又は過誤等が発見された場合は、速やかに情報が共有される体制が構築されております。

その他、三菱UFJ信託銀行の内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携については、前記()「内部管理及び監査役等の監督の組織」を御参照下さい。

管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本件特定資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を法人事務サービス部で行います。管理業務のための本件特定資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、法人事務サービス部により定期的に確認される体制が整備されております。

2【管理資産を構成する資産の概要】

(1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本件基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される日本生命に対する基金債権である本件基金債権です。

基金とは、相互会社が拠出を受けることができる資金の一態様であり、基金を拠出する旨の相互会社と基金拠出者との契約は、消費貸借類似の保険業法が認める独自の資金調達契約であるものと実務上理解されています。

相互会社が基金の拠出を新たに受けるためには、相互会社はその旨定款を変更しなければなりません(保険業法第23条第1項第4号御参照。)が、日本生命は本件基金拠出契約に基づき基金の拠出を受けるために必要となる定款変更を平成24年7月3日に開催された総代会における承認決議その他の手続を経て完了しています。

大和証券は、本件基金拠出契約に基づき、本件基金拠出実行日において基金の払込を行い、同契約に従い、同日に本件基金債権が発生する予定です。

基金債権は指名債権の一種であり、基金債権の譲渡については、通常の指名債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の原保有者である大和証券から発行会社に対する譲渡については本件基金債権が発生する平成24年8月3日に効力が発生する予定であり、本件基金債権の債務者である日本生命の確定日付ある証書による承諾の方法により債務者及び第三者対抗要件が具備される予定です。

基金債権を保有する者は、利息の支払を受ける権利及び償却又は元本の償還を受ける権利があるほか、当該基金の拠出の際に締結される契約において規定される権利を有することとなりますが、基金の拠出を受ける相互会社に対する各種の共益権は有さないものとされています。更に、相互会社が基金債権について利息を支払い、

又は償却若しくは元本を償還しようとする場合には、保険業法上一定の制限を受けます。本件基金債権に関する利息の支払及び元本の償還の内容並びに本件基金拠出契約上本件基金債権の保有者が有する権利については、後記(3)「管理資産を構成する資産の内容」を御参照下さい。また、日本生命が本件基金債権について利息を支払い、又は元本を償還しようとする場合における保険業法上の制限については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(b)「本件基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク」を、日本生命の前基金及び後基金が本件基金債権に与える影響については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(c)「日本生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」をそれぞれ御参照下さい。

基金債権の債務者に対する破産・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、更生特例法、保険業法(清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合)及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。更生特例法は、共同組織金融機関及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

(2)【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者である大和証券の事業概要については、後記第三部第2、1「原保有者の概況」を御参照下さい。

(3)【管理資産を構成する資産の内容】

管理資産は、本件基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される日本生命に対する基金債権である本件基金債権です。

本件基金拠出契約に基づく本件基金債権の概要は以下のとおりです。

(a) 金額

金500億円

(b) 用途

相互会社における基金

(c) 実行日

本件基金拠出実行日

(d) 最終本件基金償還期日

平成30年8月3日の2営業日前の日

(e) 償還方法

本件基金元本は、最終本件基金償還期日に一括償還します。

本件基金元本の償還については、保険業法第55条第2項により、法定基金償還限度額を限度として行うことができるとの制限が付されており、更に、前基金を全額償還する前には、本件基金元本の償還は行われず、前基金の償還と本件基金元本の償還が同一の剰余金処分を経て行われる場合には、保険業法に基づく制限に加えて前基金の償還に必要となる額を控除した額が上限となる(本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還金は、前基金の元金の償還金支払に劣後します。)という制限に服します。

本件基金元本は、かかる保険業法第55条第2項の制限内で、大和証券に償還するものとし、同条項の制限により償還されない本件基金元本についての償還期日は日本生命の次の事業年度の本件基金拠出実行日の応当日の2営業日前の日まで到来しないものとし、繰り延べられるものとし、繰延償還期日において、繰り延べられた本件基金元本の全額が保険業法第55条第2項の制限内において全額償還されない場合には、当該繰り延べられた本件基金元本を、保険業法第55条第2項の制限内で、大和証券に償還するものとし、同条項の制限により償還されない本件基金元本の償還期日は次回の繰延償還期日に繰り延べられるものとし、その後も同様とします。

なお、繰り延べられる本件基金元本については、本件基金延滞利息を付するものとし、かかる本件基金延滞利息は、日本生命の次の事業年度の本件基金拠出実行日の応当日の2営業日前の日において、保険業法第55条第1項の制限内でその日までの1年分が支払われるものとし、

(f) 利率

第1回本件基金利息計算期間 0.95%(1年を365日とする年率)

第2回本件基金利息計算期間 0.95%(1年を365日とする年率)

第3回本件基金利息計算期間 0.95%(1年を365日とする年率)

第4回本件基金利息計算期間 0.95%(1年を365日とする年率)

第5回本件基金利息計算期間 0.95%(1年を365日とする年率)

最終本件基金利息計算期間 0.95%(1年を365日とする年率)

(注) 上記各利率は、平成24年7月26日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定後、変更されることが予定されています。

(g) 利息支払期日及び方法

本件基金利息は本件基金拠出実行日の翌日(この日を含みます。)から最終本件基金償還期日(この日を含みます。)までこれを付し、各本件基金利息支払期日において、当該本件基金利息支払期日の直後に到来する本件基金拠出実行日の応当日を最終日とする本件基金利息計算期間における本件基金元本の当初の元本金額に対する1年分の利息として、前記(f)「利率」記載の利率を用いて算出される以下に掲げる金額を日本生命は大和証券に支払います(但し、最終本件基金利息支払期日においては、最終本件基金利息計算期間の1年に付されるものとして前記(f)「利率」記載の利率を用いて算出される以下に掲げる金額を、平成29年の本件基金拠出実行日の応当日の翌日(この日を含みます。)から最終本件基金償還期日(この日を含みます。)までの期間における利息として日本生命は大和証券に支払います。)

平成25年の本件基金	平成26年の本件基金	平成27年の本件基金
利息支払期日	利息支払期日	利息支払期日
475,000,000円	475,000,000円	475,000,000円
平成28年の本件基金	平成29年の本件基金	最終本件基金
利息支払期日	利息支払期日	利息支払期日
475,000,000円	475,000,000円	475,000,000円

(注) 上記各金額は、平成24年7月26日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定後、変更されることが予定されています。

但し、日本生命は、本件基金利息を保険業法第55条第1項の制限内で、大和証券に支払うものとし、同条項の制限により支払われない本件基金利息についてはその支払期日は日本生命の次の事業年度の本件基金拠出実行日の応当日の2営業日前の日まで到来しないものとし、繰り延べられるものとします。

なお、本件基金繰延利息には利息を付さないものとします。

本件基金利息の支払については、保険業法第55条第1項により、法定基金利払限度額を限度として行うことができるとの制限が付されています。さらに、前基金の利息支払と本件基金利息の支払が同一の剰余金処分を経て行われる場合には、上記の保険業法に基づく制限に加えて、前基金の利息の支払に必要な額を控除した額が上限となる(利息の支払は、前基金の利息支払に劣後します。)という制限に服します。

(h) 期限前償還

日本生命は、本件基金元本の全部又は一部を最終本件基金償還期日前において償還することはできません。

(i) 期限の利益喪失の禁止

大和証券は、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

(j) 劣後条件

前記(e)「償還方法」に記載される場合を除く本件基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとされます。なお、日本生命につき破産手続開始の決定があった場合又は日本生命につき更生手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定があった場合の取扱いについては、以下に定めるとおりとします。

破産手続の場合

本件基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、破産法に基づき破産手続開始の決定がなされ、かつ、破産手続が継続している場合、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとされます。

(停止条件)

当該破産手続における最後配当(最後配当に代えて簡易配当又は同意配当がなされる場合には、簡易配当又は同意配当、以下同じです。)のために裁判所に提出された配当表(更正された場合は、更正後のもの)に記載された最後配当の手續に参加することができる債権のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含みます。)を受けたこと。

更生手続又は再生手続の場合

本件基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、更生特例法に基づき更生手続開始の決定がなされ、かつ、更生手続が継続している場合、又は民事再生法に基づき再生手続開始の決定がなされ、かつ、再生手続が継続している場合、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとされます。

(停止条件)

日本生命について更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画又は再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

日本法以外の倒産手続が開始された場合

本件基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、日本法によらない破産手続、更生手続、再生手続又はこれに準じる手続が外国において上記 又は の場合に準じて行われている場合、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還請求権及び本件基金利息の支払請求権の効力は、その手続において上記 又は 記載の停止条件に準じる条件が成就したときに発生するものとされます。

(k) 事実の表明及び保証

日本生命は、原保有者に対し、本件基金拠出契約締結日及び本件基金拠出実行日において、以下の事実を表明し、保証するものとされます。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により原保有者の被った全ての損害、損失及び費用について日本生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

日本生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

日本生命は、本件基金拠出契約並びに本件基金拠出契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続（本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要となる総代会の剰余金処分決議を除きます。）を履践しました。

日本生命による本件基金拠出契約の締結及び履行は、保険業法その他日本生命に適用がある法令、規則、通達、日本生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は日本生命を当事者とする若しくは日本生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、日本生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本件基金拠出契約に基づき原保有者のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

日本生命による本件基金拠出契約の締結及び履行に際して、日本生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済み（本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要となる総代会の剰余金処分決議を除きます。）です。

本件基金拠出契約の締結及び履行に先立ち、日本生命から原保有者に対して直前に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における日本生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）の書類作成時点以降、日本生命の本件基金拠出契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て原保有者に対して書面で開示されています。

日本生命に対し、本件基金拠出契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件基金拠出契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

本件基金拠出契約に基づき、日本生命から原保有者に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、日本生命は原保有者にとり重要と思われる情報を削除していません。また、当該情報には、本件基金拠出実行日までに拠出され残存する全ての基金の明細及び条件が含まれています。

日本生命を当事者とする又は日本生命が拘束される契約につき、本件基金拠出契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由は発生、継続しておらず、かかる事由は日本

生命による本件基金拋出契約の締結、又は本件基金拋出契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

日本生命は、本件基金拋出契約締結日又は本件基金拋出実行日と同日付で基金を取り入れるための契約を、本件基金拋出契約以外に締結していません。

(1) 支払及び償還の順序

日本生命は、本件基金債権につき、以下の順序で本件基金利息の支払又は本件基金元本の償還を行うものとし、

本件基金延滞利息

本件基金繰延利息（複数の本件基金利息計算期間に係る本件基金繰延利息がある場合は、その本件基金利息計算期間の到来順）

前記(g)「利息支払期日及び方法」本文の記載に従い支払われる本件基金利息

本件基金元本の償還

本件基金債権の日本生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本件基金債権の債務者である日本生命の事業概要については、後記第三部第3「日本生命保険相互会社の概況」を御参照下さい。

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

調査を行った者	公認会計士 荒川真司
調査の結果	平成24年7月9日現在の特定資産の価格 49,340百万円から50,215百万円の範囲 (注)上記金額は、平成24年7月26日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定に伴う本件基金債権の利率の決定後、変更される予定です。
調査の方法	公認会計士 荒川真司は、本件基金債権譲渡契約に基づき発行会社に譲渡される本件基金債権（特定資産）について、資産流動化法第122条に定める価格調査を行います。この価格調査は、平成10年10月28日付で日本公認会計士協会より公表された「『流動化目的』の債権の適正評価について」に示された評価方法に準拠して行われるものです。

(4) 【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産である本件基金債権に係る本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還については、原保有者である大和証券から発行会社に対して本件基金債権が譲渡された後においては、日本生命は直接発行会社に対してこれを行うものとされています。本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還の詳細については、上記(3)「管理資産を構成する資産の内容」を御参照下さい。

本件特定社債管理者は、管理資産である本件基金債権の利息の支払及び元本の償還が行われないことにより、本特定社債について元利金の支払を行うことができず、その結果、本特定社債について期限の利益を喪失した場合、発行会社の資産の処分方法等に関し、(i)本件特定社債管理者が承認する方法により、発行会社の資産を換価処分し、処分代金を本件特定社債管理委託契約別紙5に記載されている順序及び方法により元利金その他の支払に充当する、又は()かかる発行会社の資産の換価処分を特段行うことなく発行会社を存続させ、本特定社債関連口座内の金銭を本件特定社債管理委託契約別紙5に記載されている順序及び方法により元利金その他の支払

に充当するかのいずれかの方法を用いるにつき本件特定社債管理委託契約に従い、特定社債権者集会に決議させ、かかる決議がなされた場合、その決議に従うものとします。

3【管理及び運営の仕組み】

(1)【資産管理等の概要】

【管理資産の管理】

管理資産を構成する本件基金債権は、本件基金拠出契約に基づき原保有者である大和証券が基金の拠出を日本生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の譲渡に際して、発行会社及び日本生命に対して、保有している本件基金債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本件基金債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っておりません。

本件基金債権の債務者である日本生命は、本件基金拠出契約において、本件基金拠出契約の締結日である平成24年7月9日付及び本件基金拠出実行日付で、原保有者である大和証券に対し、前記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」(k)「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。また、日本生命は、本件基金債権譲渡契約において、発行会社及び大和証券に対し、本件基金拠出契約において日本生命が大和証券に対して行った前記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」(k)「事実の表明及び保証」記載の事実表明は、それがなされた時点において全て真実かつ正確であり、かつ、本件基金債権譲渡契約の締結日及び本件基金債権の譲渡実行日である平成24年8月3日においても真実かつ正確であることを表明し、保証するものとされます。

発行会社の特定出資及び優先出資の状況並びにその保有者については後記第三部、第1「発行者の状況」を御参照下さい。

なお、発行会社は、未償還の本特定社債が残存する限り当該特定出資及び優先出資の保有者たる特定社員及び優先出資社員に対する配当を行わないこと及び資本金の額(特定資本金の額及び優先資本金の額の合計額をいいます。)の減少を行わないことを本件特定社債管理委託契約において約束しています。

日本生命による本件基金債権に係る本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還は、それぞれ各本件基金利息支払期日及び最終本件基金償還期日において、発行会社に対して直接行われます。本件特定社債管理委託契約においては、本件基金利息の支払による回収金は発行会社の本特定社債関連口座内の利息支払勘定において、本件基金元本の償還による回収金は発行会社の本特定社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

発行会社は、本件特定資産管理委託契約に基づき、三菱UFJ信託銀行に対し、本件基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

資産流動化計画には、発行会社の特定資産である本件基金債権は、本期限の利益喪失事由の発生により、発行会社が本特定社債の期限の利益を喪失した場合、前記第一部第1、17(1)「特定社債権者集会」(f)に記載される手続に従い、第三者に売却されることがある旨の定めがあります。

本 に記載される事項のほか管理資産たる本件基金債権の元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を御参照下さい。

管理資産からの支出

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、本件特定社債管理委託契約に定めるとおり、本特定社債関連口座を開設するものとし、本特定社債関連口座内の金銭を、(i)利息支払勘定、()元金償還勘定及び()出資金勘定に区分して管理するものとされています。

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、以下に定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。また、発行会社は、保有する金銭を以下に定める方法に基づき本特定社債関連口座においてのみ保管するものとされています。但し、本特定社債関連口座を開設している金融機関について、(i)R&Iによる短期格付がa-1(又はこれと同等の信用力)未満に格下げされた場合、又は()JCRによる短期格付(又はこれと同等とみなされる長期格付)がJ-1(又はこれと同順位の格付)未満に格下げされた場合(以下本「管理資産からの支出」において「格付事由」といいます。)には、発行会社は、かかる事由の発表の日の翌日から14営業日以内に、(i)R&Iによる短期格付けがa-1(又はこれと同等の信用力)以上、かつ、()JCRによる短期格付(又はこれと同等とみなされる長期格付)がJ-1(又はこれと同順位の格付)以上である金融機関に新たに本特定社債関連口座を開設し、従来の本特定社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本件特定社債管理者に書面による通知の上移転し、新たな本特定社債関連口座内の金銭を、従前と同様に(i)利息支払勘定、()元金償還勘定及び()出資金勘定に区分して管理するもの(以下本「管理資産からの支出」において「本特定社債関連口座移転行為」といいます。)とし、以後も同様とします。なお、発行会社は、格付事由が生じていない場合であっても、(a)本特定社債に付された格付の格下げを避けるために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合及び(b)本特定社債に付された格付の格上げのために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合には、本特定社債関連口座を開設する金融機関と協議の上、随時、本特定社債関連口座移転行為を行うことができます。

管理資産からの支払順序及び方法は、以下によるものとします。

本件基金債権に基づき日本生命から受領した金銭のうち、利息として受領した金銭については利息支払勘定に入金し、元本として受領した金銭については元金償還勘定に入金します。発行会社はその特定出資及び優先出資の発行によって受領した特定出資発行代わり金及び優先出資発行代わり金は全て出資金勘定に入金します。

本件信用枠設定契約に基づき日本生命から借り入れた金銭については利息支払勘定に入金します。

本件基金債権に基づき日本生命から受領する利息について賦課された源泉税の還付金については出資金勘定に入金します。

各利払期日及び前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債の償還を実際に行う日において、以下の方法により、本特定社債の元金及び利息の支払を行うものとします。但し、以下の方法に従った支払において、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が不足する場合には、当該不足に係る金額については、出資金勘定から支払います。

() 償還期日に該当しない利払期日においては、利息支払勘定から本特定社債の利息の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に入金します。

() 償還期日又は前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債の償還を実際に行う日においては、利息支払勘定及び元金償還勘定から本特定社債の利息及び元金の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘

定に入金します。

発行会社は、以下の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、出資金勘定から行うことができます。但し、下記()の支払については、当該支払を行うべき日(この日を含みます。)までに支払うべき本特定社債の元金及び利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、かつ、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日において留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに下記()及び()に基づき支払われるべきものの総額並びに100万円を控除した金額を上限として行われるものとし、

- () 公租公課の支払
- () 諸費用の支払

本「管理資産からの支出」において「諸費用」とは、特定資産の維持・管理に係る諸費用(本件特定資産管理委託契約に基づき支払う特定資産管理委託期中手数料を含みます。)、本特定社債の維持、管理及び支払に係る諸費用(本件特定社債管理委託契約及び本件特定社債事務委託契約に基づき支払う報酬・費用及び本件特定社債管理委託手数料を含みます。)、発行会社の業務又は維持に係る諸費用(取締役・監査役に対する報酬、会計士及び監査法人手数料、格付手数料を含みます。)、並びに本件特定社債管理委託契約第18条及び第19条に基づく損害、債務及び費用の支払を総称したものをいいます。

- () 本件信用枠設定契約に基づく借入金の元利金その他の支払

上記 から までの規定にかかわらず、発行会社は、以下の項目に該当する支払については、出資金勘定から行うことができます。

- () 本特定社債の引受会社である大和証券に対して本件引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用の支払
- () 本件基金債権譲渡契約第2条第1項に基づく発行会社から大和証券に対する本件基金債権の売買代金の支払
- () 払込期日までに発行会社が支払うべき公租公課の支払
- () その他本特定社債の発行に関連して必要となる費用(弁護士費用、会計士費用、指定格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますがこれに限られません。)の支払

【管理報酬等】

管理資産から支払われる手数料としては以下のものがあります。

当初支払手数料として、発行会社は、本特定社債の引受会社に対する引受手数料、本特定社債の事務受託会社である三菱UFJ信託銀行に対する特定社債事務委託手数料、本特定社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、指定格付機関に対する格付手数料及び目論見書(仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。)等印刷費用、その他当初において会社の設立・維持のために発行会社が負担すべき費用等を支払うものとし、その合計は約189百万円です。

期中費用として、発行会社は、以下の費用を支払います。

- () 本件特定社債事務受託会社を通じて、本特定社債権者が本特定社債を保有する口座管理機関に対して、以下の金額をそれぞれ支払います(以下の金額は、消費税及び地方消費税を含みません。)

元金支払手数料として、当該本特定社債の元金金額の10,000分の0.075

利金支払手数料として、当該本特定社債の元金金額の10,000分の0.075

発行会社は、元金支払手数料を本特定社債の元金が償還される日の1営業日前の日までに、利金支払手数料を本特定社債の利金が支払われる日の1営業日前の日までに、それぞれ本件特定社債事務受託会社に交付します。

- () 本件特定社債管理者である三菱UFJ信託銀行に対して、利払期日(銀行休業日に当たる場合はその前営業日)に、前回の利払期日における本特定社債残存額に対し、1か年につき10,000分の0.35(消費税及び地方消費税別)の料率により、本特定社債の前回の利払期日の翌日から当該利払期日までの1か年分(1か年に満たない手数料を計算するときは、月割りをもってこれを計算します。)に、これに係る消費税相当額を加えた金額を本件特定社債管理委託手数料として支払います。但し、初回の支払の場合は払込期日における本特定社債残存額に対して1か年分を支払います。
- () 本件特定資産管理受託会社である三菱UFJ信託銀行に対して、平成24年7月9日から平成25年8月3日までの期間について平成25年の8月の最終の営業日に75万円を、以降毎年8月4日から翌年8月3日までの期間について、平成26年(この年を含みます。)から平成30年(この年を含みます。)までの各年の8月の最終の営業日に75万円を、本件特定資産管理手数料として支払います。但し、平成30年8月4日以降において本件特定資産管理委託契約の期間が継続している場合には、当該期間について、年額75万円の月割計算(1円未満切捨て)による金額を、契約期間終了月の最終の営業日又は発行会社及び本件特定資産管理受託会社が別途合意する時期において、発行会社及び本件特定資産管理受託会社が別途合意する方法により支払うものとします。また、本件特定資産管理委託契約が契約期間の期中において終了した場合、対応する期間については、当該終了日が、対応する期間中のいずれの日であるかにかかわらず、75万円とします。
- () 上記以外の主な期中費用として、発行会社は、指定格付機関に対する格付監視手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他発行会社を維持するために必要となる費用等を支払うものとし、その合計は年間約10百万円です。

【その他】

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、本特定社債要項に別途定めるところに加え、以下の事項につき事前に本件特定社債管理者の書面による承諾を得るものとされています。

- (i) 発行会社の定款(但し、本一般社団法人に対して特定出資を発行するために必要となる定款の変更を除きます。)又は資産流動化計画(但し、資産流動化法第151条第3項各号に規定する場合を除きます。)を変更する場合
- () 発行会社が、本件基金債権譲渡契約、本件信用枠設定契約又は本件特定資産管理委託契約を解除、変更又は修正する場合

なお、発行会社の定款の変更は、社員総会の決議によらなければできません。

本件特定社債管理委託契約に定められた事項の変更その他特に必要と認められる事項については、そのつど発行会社及び本件特定社債管理者は、相互にこれに関する協定をします。本件特定社債管理委託契約が変更された場合には、発行会社はすみやかにその旨指定格付機関に書面にて通知します。但し、本特定社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更(法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。)については、法令、資産流動化計画及び前記第一部第1、17(1)「特定社債権者集会」の規定に従い、特定社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

定款の変更、関係法人との契約の更改等を行った場合には、監督当局への届出又は公告など資産

流動化法等に従った所定の措置を取ります。

（２）【信用補完等】

- (a) 発行会社は、本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日において、日本生命から個別貸付を受けて、その一部又は全部を本特定社債の利息の支払に利用することができ、かかる借入金の限度において本特定社債の利息の支払の信用補完及び流動性補完となり得ます。本件信用枠設定契約の内容については前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」を御参照下さい。
- (b) 発行会社は、本件信用枠設定契約に基づく借入金の元利金その他の支払については、当該支払を行うべき日（この日を含みます。）までに支払うべき本特定社債の元金及び利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、かつ、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし、本特定社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

（３）【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

4【証券所有者の権利】

本特定社債保有者への利息金額及び償還金額の計算方法については、前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」及び前記第一部第1、9「償還期限及び償還の方法」を御参照下さい。

本特定社債の元利金は、振替法及び振替機関業務規程等に従い、各本特定社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます（但し、直接加入者の自己保有分については、本件特定社債事務受託会社よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。）。

本特定社債権者が有する利息支払請求権及び償還金支払請求権は、各々、本特定社債の各利払期日及び償還期日に、期限が到来した金銭債権となります。

本特定社債の消滅時効は、その支払期日から（元金の場合）10年及び（利息の場合）5年となります。

本特定社債権者は、資産流動化法第128条に基づき発行会社の財産について、他の債権者に先立って自己の本特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。かかる先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとされています。

本特定社債権者と本件信用枠設定契約の債権者との優先劣後関係については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」(b)「信用補完の形態」「本件信用枠設定契約」シ、ス及びセを御参照下さい。

本特定社債権者は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。

本特定社債権者は、発行会社による本特定社債に基づく元利金その他の債務の履行は、発行会社の財産（以下本4「証券所有者の権利」において「本件責任財産」といいます。）のみを責任財産として、かつ、前記3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の から に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本特定社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本件責任財産以外の財産について、強制執

行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手續の申立てを行わないことに合意するものとします。

本特定社債権者は、償還期日が到来した場合又は前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債について期限の利益を喪失した場合において、本件責任財産から支払が行われた後に、なお本特定社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本特定社債の未償還元金総額及び未払利息額が本件責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

5【管理資産を構成する資産の状況】

(1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

(2)【損失及び延滞の状況】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

(3)【収益状況の推移】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

6【投資リスク】

(1)【投資に関するリスクの特性】

発行会社は、本件基金債権を裏付けとして本特定社債を発行します。本特定社債の元金金の支払は、発行会社が取得する本件基金債権の元金を支払原資として行われますが、日本生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本特定社債の元金支払の前提となっている本件基金債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本特定社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本件基金債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本件基金債権の価値の下落、その他、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3(イ)「日本生命の事業等のリスク」に記載される事項により、投資者各位は損失を被ることがあります。

また、本特定社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本特定社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3(イ)「日本生命の事業等のリスク」を御参照下さい。

上記、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3(イ)「日本生命の事業等のリスク」に記載される将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものです。

(2)【投資リスクに関する管理体制】

発行会社は、法令及び本件特定社債管理委託契約の定めに従い、本特定社債について、本特定社債への投資者たる本特定社債権者のために、本特定社債に基づく弁済の受領、債権の実現の保全その他本特定社債の管理を行うことを本件特定社債管理者に委託しています。本件特定社債管理者は、本特定社債権者のために、本特定社債に係る債権の弁済を受け、又は本特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外

の行為をなす権限を有します。

本件特定社債管理者は、上記の本特定社債の管理を行うために、本件特定社債管理委託契約に基づき、資産金融第2部において、本特定社債の管理業務を行います。上記管理のための本件特定社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融第2部により定期的に確認される体制が整備されております。

なお、本特定社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項に対する対応については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」を御参照下さい。

第2【管理資産の経理状況】

1【主な資産の内容】

原所有者である大和証券からの本件基金債権の譲渡は、本特定社債の発行と同時に行われるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生しておりません。

2【主な損益の内容】

上記1記載のとおり、管理資産に関する損益は未だ発生しておりません。

3【収入金(又は損失金)の処理】

該当事項はありません。

4【監査等の概要】

本特定社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。なお、資産流動化法に基づき行われた当初譲渡に係る管理資産についての価格の調査結果は、前記第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等」を御参照下さい。

第3【証券事務の概要】

1 本特定社債の名義書換

本特定社債は、振替法第118条において準用する同法第66条第2号の規定に基づき、その全部について振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた特定社債であり、発行会社は、振替法第118条において準用する同法第67条第1項の規定に基づき、本特定社債の特定社債券を発行しません。特定社債原簿管理人は設置されず、本特定社債の譲渡については、振替法に基づき、特定社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄(振替法に規定する機関口座にあっては、振替法第118条において準用する同法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

なお、振替法第119条に基づき、本特定社債の特定社債原簿においては本特定社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本特定社債権者が本特定社債を取得した日は記載されず、特定社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

2 証券所有者に対する特典

通常の特定社債権者の権利である元金受領権のほかには、特典等はありません。

3 譲渡制限

本特定社債について譲渡制限はありません。

4 その他

本特定社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還期日及び利払期日の前営業日並びに振替機関業務規程等において振替停止日とされている日においては、本特定社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

第4【その他】

1 目論見書について

- (1) 目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、目論見書に日本生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙には、引受会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
- (3) 目論見書の表紙裏に金融商品販売法に関する重要事項を記載することがあります。

第三部【発行者及び関係法人情報】

第1【発行者の状況】

1【発行者の概況】

(1) 主要な経営指標等の推移

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、平成24年9月30日です。

(2) 沿革

発行会社は、平成24年6月12日に資産流動化法に基づく特定目的会社として設立され、その後の特定出資の譲渡により、現時点においては本一般社団法人が発行会社の特定出資の全てを保有しております。

発行会社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

(3) 事業の内容

発行会社の目的は、資産流動化法に基づく資産流動化計画に従った特定資産の流動化に係る業務及びそれに附帯関連する一切の業務を行うことです。

発行会社は、上記の事業を営む為、平成24年7月10日付にて資産流動化法第4条の業務開始届出を行っております（届出番号 関東財務局長（会）第1675号）。

(4) 関係会社の状況

発行会社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングスです。なお、発行会社は子会社、関連会社、その他の関係会社を有しておりませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関係会社の記載は行っておりません。

親会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容
一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	基金 11,500,000円	<ul style="list-style-type: none"> 資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分 資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分
議決権の被所有割合	関係内容		
	役員の兼任等	事業上の関係	
直接100%	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングスの理事である内山隆太郎は発行会社の取締役を兼務しています。 一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングスの監事である須田和彦は発行会社の監査役を兼務しています。 	なし	

(5) 従業員の状況

発行会社と雇用契約を締結している従業員はいません。三菱UFJ信託銀行に本件特定資産管理委託契約に基づき特定資産である本件基金債権の管理及び処分の業務を委託しています。

(6) 出資等の状況

(a) 出資の総数等

種 類	会社が発行する出資の総数
特 定 出 資	2口
優 先 出 資	(注1)
計	(注1)

発行済 出 資	種 類	発行口数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内 容
	特定出資	2口	該当なし	(注2)
	優先出資	(注1)	該当なし	
	計	(注1)		

(注1) 発行会社の優先出資の発行口数及び発行会社が払込期日までに発行する特定出資と優先出資の発行口数の合計については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

(注2) 特定出資は資産流動化法第37条により証券の発行が禁止されているため、記名・無記名の別又は額面・無額面の別は存在しません。また、発行済特定出資は、全て議決権を有する特定出資です。

(b) 新優先出資引受権等の状況

該当事項はありません。

(c) 特定資本金及び優先資本金等の推移

設立日以降の特定資本金の変化はありません。

設立日以降の優先資本金の変化はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定する優先出資については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

発行会社は転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債を発行しておりません。

(d) 所有者別状況

本届出書提出日現在、発行会社の発行済特定出資2口の全ては、本一般社団法人に所有されています。本届出書提出日現在、発行会社の発行済優先出資はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定する優先出資の割当先については前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

(e) 主な社員の状況

特定社員の状況

氏名又は名称	住所	所有特定出資 口数	発行済特定出資総数に対する 所有特定出資の割合
一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	2口	100%
計		2口	100%

(注) 発行会社の設立時に主な特定社員であった内山隆太郎氏は、平成24年6月29日に保有特定出資全てを上記会社に譲渡し、主要な特定社員ではなくなりました。

優先出資社員の状況

本届出書提出日現在、発行会社の優先出資社員は存在しません。発行会社が払込期日までに発行を予定する優先出資の割当先については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

(f) 議決権の状況

発行済出資

本届出書提出日現在

区分	出資口数(口)	議決権の数(個)	内容
議決権のない出資	0		
議決権の制限された出資 (自己特定出資等)	0		
議決権の制限された出資 (その他)	0	0	
議決権のある出資 (自己特定出資等)	0		
議決権のある出資 (その他)	2	2	特定出資
単元未満出資	0		
発行済出資総数	2		
総社員の議決権		2	

(注) 優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。発行会社が払込期日までに発行を予定する優先出資については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

自己特定出資又は自己優先出資等

本届出書提出日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 出資口数 (口)	他人名義所有 出資口数 (口)	所有出資口数 の合計(口)	発行済出資総 数に対する所 有出資口数の 割合(%)
該当事項なし					

(g) ストックオプション制度の内容

該当事項はありません。

(7) 自己出資の取得等の状況

該当事項はありません。

(8) 配当政策

発行会社は、未償還の本特定社債が残存する限り特定社員及び優先出資社員に対する配当を行わないことを本件特定社債管理委託契約において約束しています。

(9) 出資の価額の推移

該当事項はありません。

(10) 役員の状況

役名	氏名	生年月日	所有出資口数	略歴
取締役	内山隆太郎	昭和39年12月28日	-	昭和62年4月 中央監査法人監査第2部入所 平成2年1月 中央コーパス・アンド・ライブラ ンド国際税務事務所（現税理士法人 プライスウォーターハウスクーパ ス）入所 平成5年8月 東京共同会計事務所開業（現職） 平成24年6月 発行会社取締役 就任
監査役	須田和彦	昭和45年8月15日	-	平成7年11月 朝日監査法人（現あずさ監査法人） 入所 平成12年4月 東京共同会計事務所（現職） 平成24年6月 発行会社監査役 就任

(11) コーポレート・ガバナンスの状況等

特定目的会社の機関として、取締役及び監査役が存在します。取締役及び監査役に報酬は支払われません。定款において、取締役の定数は1名以上と定められております。発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、最近2事業年度の監査報酬はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、平成24年9月30日です。

2 【事業の状況】

(1) 業績等の概要

(a) 業績等の状況

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は平成24年9月30日です。

(b) キャッシュ・フローの状況

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は平成24年9月30日です。

(2) 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

発行会社は、資産を譲り受け、特定社債を発行することを目的とした会社であるため、特定社債権者への特定社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としております。

(4) 事業等のリスク

本2「事業の概況」及び後記4「経理の状況」等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されておりますので、そちらを御参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものです。

(5) 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

発行会社の代表者による経営成績に重要な影響を与える要因についての分析については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されておりますので、そちらを御参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本届出書提出日現在において判断したものです。

3【設備の状況】

(1) 設備投資等の概要

該当事項はありません。

(2) 主要な設備の状況

発行会社は、記載すべき重要な設備を有しておりません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

4 【経理の状況】

発行会社は、平成24年6月12日に資産流動化法に基づく特定目的会社として設立され、特定資本金100,000円が払い込まれています。設立後間もないため、発行会社の財務諸表は作成されておりません。設立後最初の事業年度に係る財務諸表は平成24年12月31日までに作成します。

発行会社は、毎年9月30日に終了する各事業年度に関してその後3ヶ月以内に提出される有価証券報告書に含まれる貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表並びに毎年3月31日に終了する各中間会計期間に関してその後3ヶ月以内に提出される半期報告書に含まれる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間社員資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けることとしております。なお、発行会社は子会社及び関連会社を有していないため連結財務諸表は作成しません。

5 【その他】

該当事項はありません。

第 2 【原保有者その他関係法人の概況】

1 原保有者の概況

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

大和証券株式会社

(2) 資本金の額

100,000百万円(平成24年3月31日現在)

(3) 事業の内容

金融商品取引業

(ロ) 関係業務の概要

管理資産である発行会社の特定資産を構成する本件基金債権の原保有者です。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成23年3月31日現在	(単体) 平成24年3月31日現在
資産合計	647,044	580,505
負債合計	394,146	386,018
純資産合計	252,898	194,487

(2) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	(単体) 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
営業収益	179,111	172,567
営業損益	40,571	37,599
当期純損益	24,467	16,036

(3) その他

大和証券株式会社の最近2事業年度における経理の概況の詳細については、貸借対照表及び損益計算書を電子公告により開示しているものを御参照下さい。

(ホ) その他

該当事項はありません。

2 その他関係法人の概況

2.1 三菱UFJ信託銀行株式会社

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

(2) 資本金の額

324,279百万円(平成24年3月31日現在)

(3) 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他併營業務

(ロ) 関係業務の概要

本特定社債の特定社債管理者であり、かつ、発行会社から特定資産である本件基金債権の管理及び処分に
関する業務の委託を受けます。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成23年3月31日現在	(単体) 平成24年3月31日現在
資産合計	24,832,564	26,337,570
負債合計	23,564,058	24,907,007
純資産合計	1,268,506	1,430,563

(2) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	(単体) 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
経常収益	530,530	527,651
経常利益	104,685	110,104
当期純利益	75,490	75,860

(3) その他

三菱UFJ信託銀行株式会社の最近2事業年度における経理の概況の詳細については、平成23年3月期及び平成24年3月期の有価証券報告書、(提出されている場合には)臨時報告書並びにこれらの訂正報告書を御参照下さい。

(ホ) その他

本件特定資産管理委託契約の解約

(a) 本件特定資産管理委託契約の期間は、本件特定資産管理委託契約の締結日から本特定社債の全額が償還された日までとされています。但し、当該期間終了後において、本件特定資産管理委託契約所定の本件特定資産管理受託会社の業務がなお現存する場合には、当該期間は当該業務が終了するまで延長されるものとし、本件特定資産管理受託会社は引続き当該業務を遂行するものとされています。なお、当該期間の終了については、発行会社及び本件特定資産管理受託会社は本件特定資産管理委託契約において定められる様式による書面によりこれを確認するものとされています。

(b) 本件特定資産管理委託契約の期間中、本件特定資産管理受託会社において以下のいずれかの事由が生じた場合には、発行会社は、書面による通知をなすことにより本件特定資産管理委託契約を解除することができるものとされています。この場合、発行会社は、解除を理由として損害賠償その他名目の如何を問わず本件特定資産管理受託会社に対し一切債務を負担しないものとされています。

本件特定資産管理受託会社が、本件特定資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、発行会社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき

本件特定資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき、本件特定資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本件特定資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき

その他発行会社が本件特定資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本件特定資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定し、かつ、本件特定社債管理者が書面でこれを承諾したとき

2.2 日本生命保険相互会社

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

日本生命保険相互会社

(2) 基金（基金償却積立金を含みます。）の総額

1,200,000百万円（平成24年3月31日現在）

(3) 事業の内容

生命保険業

(ロ) 関係業務の概要

本件信用枠設定契約に基づく金銭の貸付の貸主となります。なお、日本生命は、本件基金債権の債務者となります。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、発行会社の優先出資（注）を全て取得する予定です。

（注）発行会社の払込期日までに発行を予定する優先出資の発行口数及び払込金額の総額については、前記第一部第1、2(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」において定義される「優先出資」を御参照下さい。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

（単位：百万円）

	（単体） 平成23年3月31日現在	（単体） 平成24年3月31日現在
資産合計	49,826,117	51,009,414
負債合計	47,717,146	48,519,242
純資産合計	2,108,971	2,490,171

(2) 最近2事業年度における損益の概況

(単位:百万円)

	(単体) 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	(単体) 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
経常収益	6,646,851	7,074,986
経常利益	231,096	481,568
当期純剰余	231,782	221,886

(ホ) その他

該当事項はありません。

第3【日本生命保険相互会社の概況】

(イ) 日本生命の事業等のリスク

本特定社債の元本の償還及び利息の支払は、発行会社が保有する日本生命を債務者とする基金債権の元本の償還及び利息の支払の状況の影響を受けます。本特定社債への投資にあたっては、本届出書に記載の本特定社債に関する情報に加えてかかるリスクに関する情報をも十分検討したうえ投資判断をして下さい。

(1) 生命保険業に関する法規制等

日本生命は、生命保険業免許を受けた保険会社であり、保険業法等の規制を受けます。従って、保険業法等が改正された場合には、日本生命の事業に影響を及ぼす可能性があります。

保険業法

保険業法は、保険業が、一般公衆を相手方とし、人の生死や社会に発生する様々な危険に備え、万一事故が発生した場合には経済生活の連続性を保障するという機能を通じて、国民経済及び国民生活の基礎となるという公共性を有していることから、

- (a) 保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、
- (b) 保険募集の公正を確保することにより

保険契約者等の保護を図り、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

免許

保険業法の規定により、保険業を行うものは免許を要することとされています。

免許の種類は、生命保険業免許と損害保険業免許の二種類とされており、日本生命は、

- ・人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払う保険
- ・疾病、傷害・疾病を原因とする人の状態又は傷害を直接の原因とする死亡などに関し、一定の保険金を支払う保険(いわゆる第三分野)
- ・上記の保険に係る再保険

の引受けを行う事業に係る免許である生命保険業免許を受けた保険会社です。

なお、生命保険業免許と損害保険業免許を同時に受けることはできません。

保険会社は、保険業法第133条及び第134条の規定により、次に掲げる場合には、免許の取り消しを受けることがあります。

- ・法令、法令に基づく処分又は、定款、事業方法書、普通保険約款、並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき
- ・当該免許に付された条件に違反をしたとき
- ・公益を害する行為をしたとき
- ・財産の状況が著しく悪化し、保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認めるとき

免許が取り消された場合、保険業法第152条第3項第2号の規定により、当該保険会社は解散することになります。

業務の範囲

保険会社の業務の範囲は、保険業法第100条の規定により制限されており、その主な内容は次に掲げる表のとおりです。

これは、保険業が公共性を有していることから本来業務に専念すべきであるとともに、本来業務以外の業務の損失等が本来業務に影響を与えることを回避することが必要であるとの考え方に基づいています。また、子会社とすることのできる会社の範囲についても、上記の観点から保険業法第106条の規定により制限されています。

法令	内容
保険業法第97条に定める本来業務	(1) 免許の種類に応じた保険の引受け (2) 保険料として収受した金銭その他の資産の運用
保険業法第98条に定める付随業務	(1) 他の保険会社、少額短期保険業者、船主相互保険組合その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限り、) (2) 債務の保証 (3) 国債、地方債若しくは政府保証債(以下「国債等」といいます。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除きます。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い (4) 金銭債権(譲渡性預金証書その他の内閣府令で定める証書をもって表示されるものを含みます。)の取得又は譲渡(資産の運用のために行うものを除きます。) (4)の2 保険業法第98条第1項第4号の2に規定される特定社債等(以下「特定社債等」といいます。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除きます。)又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い (4)の3 保険業法第98条第6項に規定される短期社債等(以下「短期社債等」といいます。)の取得又は譲渡(資産の運用のために行うものを除きます。) (5) 有価証券(上記(4)の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除きます。)の私募の取扱い (6) デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいいます。以下同じです。)(資産の運用のために行うもの及び有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいいます。以下同じです。)に該当するものを除きます。)であって内閣府令で定めるもの(上記(4)に掲げる業務に該当するものを除きます。) (7) デリバティブ取引(資産の運用のために行うもの及び有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除きます。)の媒介、取次ぎ又は代理

法令	内容
	<p>(8) 金融等デリバティブ取引（保険業法第98条第1項第8号に規定する金融等デリバティブ取引をいいます。以下同じです。）のうち保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの（資産の運用のために行うもの並びに上記(4)及び(6)に掲げる業務に該当するものを除きます。）</p> <p>(9) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（上記(7)に掲げる業務及び内閣府令で定めるものを除きます。）</p> <p>(10) 有価証券関連店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号に掲げる行為をいいます。以下同じです。）（一定の場合には、差金の授受によって決済されるものに限ります。）（資産の運用のために行うものを除きます。）</p> <p>(11) 有価証券関連店頭デリバティブ取引（一定の場合には、差金の授受によって決済されるものに限ります。）の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>(12) 機械類その他の物件を使用させる契約（保険業法第98条第1項第12号イ、ロ及びハの要件の全てを満たすものに限ります。）に基づき、当該物件を使用させる業務</p> <p>(13) 上記(12)の業務の代理又は媒介</p> <p>(14) 保険業法第97条に定める業務に付随するその他の業務</p>
保険業法第99条に定める法定他業	<p>(1) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託（監督官庁の認可が必要）</p> <p>(2) 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務（監督官庁の認可が必要）</p> <p>(3) 金融商品取引法第28条第6項に規定する投資助言業務（監督官庁の登録及び認可が必要）</p> <p>(4) 算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第6項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいいます。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（保険業法第98条第1項に定める付随業務として行うものを除きます。）であって、内閣府令で定めるもの（監督官庁の認可が必要）</p> <p>(5) 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第2項に規定する資金移動業（監督官庁の認可が必要）</p> <p>(6) 保険金信託業務（監督官庁の認可が必要）</p> <p>(7) 証券投資信託若しくは外国証券投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買（監督官庁の登録及び認可（不特定かつ多数を相手とする業務に限ります。）が必要）など</p>

運用規制

保険業法第97条の規定により、保険会社による、保険料として收受した金銭その他の資産の運用は、次に掲げる方法に限定されています。

- ・ 有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされるものをいいます。）の取得（(i)金銭債権の取得、()短期社債等の取得、()民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資、()金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託及び()有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除きます。）
- ・ 不動産の取得
- ・ 金銭債権の取得

- ・短期社債等の取得
- ・金地金の取得
- ・金銭の貸付け(コールローンを含みます。)
- ・有価証券の貸付け
- ・民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資
- ・預金又は貯金
- ・金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
- ・有価証券関連デリバティブ取引
- ・デリバティブ取引
- ・金融等デリバティブ取引
- ・先物外国為替取引
- ・上記に掲げる方法に準ずる方法

加えて、保険業法第97条の2の規定により、特別勘定(保険業法第118条の規定に基づき、当該保険契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するために設ける特別の勘定をいいます。)又は積立勘定(保険業法施行規則第30条の3第1項(保険業法施行規則第63条で準用される場合を含みます。)の規定により設ける勘定をいいます。)以外の勘定(一般勘定)においては、資産の運用対象が特定の相手方に偏ることのないよう同一人に対する株式、社債、貸付金などの投資額の合計を総資産の10%以内(貸付金等については特に3%以内)とする制限が設けられています。

なお、特別勘定については、同一人に対する投資額に関する制限は設けられておりません。

監督

保険業法の規定により、保険会社は監督官庁の監督を受けており、その主な内容は、次に掲げるとおりです。

(a) 事業方法書等に定めた事項の変更に関する認可・届出

保険業法第123条の規定により、事業方法書、普通保険約款、並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項を変更しようとするときには、監督官庁の認可を取得することが必要となります。但し、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして、保険業法施行規則で定める事項については、認可の取得は不要ですが、あらかじめ監督官庁に届出を行うことが必要となります。

(b) 定款の変更の認可

保険業法第126条の規定により、次に掲げる事項に係る定款の変更についての総代会の決議は監督官庁の認可を受けなければその効力を生じません。

- ・商号又は名称
- ・基金の償却に関する事項
- ・社員の退社事由
- ・総代の定数及び選出方法に関する事項
- ・その他保険業法第126条各号に定める事項

(c) 届出事項

保険業法第127条の規定により、次に掲げる事項に該当するときには監督官庁に届出を行うことが必要となります。

- ・ 資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき
- ・ 他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき
- ・ 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき
- ・ その他保険業法第127条第1項各号に定める事項

(d) 報告又は資料の提出

保険業法第128条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができます。

(e) 立入検査

保険業法第129条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、監督官庁の職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

(f) 業務の停止等

保険業法第132条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、

- ・ 措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は、
- ・ その必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができます。

これらの命令のうち、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにするものは、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならないとされており、「早期是正措置」と呼ばれています。

(早期是正措置)

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、保険契約者の保護を図ることを目的として平成11年4月から導入された制度です。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて監督官庁が業務の改善などの命令を発動することで、早期に経営改善への取り組みを促していこうとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分等に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令

第二区分	0%以上100%未満	<p>次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令</p> <p>(1) 保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>(2) 配当の禁止又はその額の抑制</p> <p>(3) 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制</p> <p>(4) 新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含みません。)の変更</p> <p>(5) 役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制</p> <p>(6) 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制</p> <p>(7) 一部の営業所又は事務所における業務の縮小</p> <p>(8) 本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止</p> <p>(9) 子会社等の業務の縮小</p> <p>(10) 子会社等の株式又は持分の処分</p> <p>(11) 保険業法第98条第1項各号に掲げる業務その他の保険業法第97条の規定により行う業務に付随する業務、保険業法第99条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>(12) その他金融庁長官が必要と認める措置</p>
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

ソルベンシー・マージン比率が0%未満であっても、実質純資産額がプラスとなる場合又はプラスとなることを見込まれる場合には、第二区分の措置が採られることがあります。

ソルベンシー・マージン比率が0%を上回っていても、実質純資産額がマイナスとなる場合又はマイナスとなることを見込まれる場合には、第三区分の措置が採られることがあります。

生命保険会社が、第二区分又は第三区分に該当したことを知った後、速やかに当該区分を超える限度までソルベンシー・マージンを確実に改善するための合理的と認められる内容の改善計画を自ら策定し、監督官庁に提出した場合は、当該経営改善計画達成後に該当することになると見込まれる区分(非対象区分は除きます。)に応じた措置が採られることがあります。

(ソルベンシー・マージン比率)

ソルベンシー・マージン(solvency margin)とは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金などの支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては、この責任準備金で対応します。しかし、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えてリスクが発生した場合に、これに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

ソルベンシー・マージン総額

()貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含みます。)、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額、()価格変動準備金、()危険準備金、()一般貸倒引当金、()その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)、()土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)、()全期チルメル式責任準備金相当額超過額、()負債性資本調達手段等、()控除項目及び()その他の項目の合計額。

リスクの合計額

保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスク及び最低保証リスクなど、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化して、その相当額を算出。

保険リスク相当額

保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの以外のもの）に対応する金額

第三分野保険の保険リスク相当額

第三分野保険の保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの）に対応する金額

予定利率リスク相当額

予定利率リスク（責任準備金算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険）に対応する金額

資産運用リスク相当額

資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生しうる危険）に対応する金額

経営管理リスク相当額

経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク及び最低保証リスクに該当しないもの）に対応する金額

最低保証リスク相当額

最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の金額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険）に対応する金額

平成24年3月末に施行された保険業法施行規則の一部改正による、新基準に基づく日本生命のソルベンシー・マージン比率は、平成23年3月期末：529.1%、平成24年3月期末：567.0%であります。平成24年3月期末のソルベンシー・マージン比率が前期比で増加したのは、国内債券及び外国債券価格の上昇により、有価証券含み益が増加したことなどによるものです。

（実質純資産額）

実質純資産額とは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（有価証券・動産不動産等については、時価で評価）の合計額から、負債の部に計上されるべき金額の合計額（ただし、危険準備金・価格変動準備金等を除きます。）を上回る金額です。

日本生命の実質純資産額は、平成23年3月期末：6兆3,933億円、平成24年3月期末：7兆1,533億円であります。平成24年3月期末の実質純資産額が前期比増加したのは、国内債券及び外国債券価格の上昇により、有価証券含み益が増加したことなどによるものです。

ソルベンシー・マージン比率が200%を下回ることや、実質純資産額がマイナスとなることにより、早期是正措置などの監督官庁による監督措置がとられた場合、又は法令等の改正や解釈の変更がなされた場合には、日本生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。また、監督措置がとられる水準とならない場合でも、ソルベンシー・マージン比率の低下などにより日本生命の信用力が低下し、日本生命の保険業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

ソルベンシー・マージン比率算出基準の見直しについて

平成16年12月に公表された金融改革プログラムを受け、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」による、基準見直しの検討が行われ、平成19年4月に提出された報告書では、短期的な取組としてリスク係数の見直しなどが指摘されたほか、中期的には経済価値ベースでの評価を目指すべきとの提言がなされました。

これを踏まえて、ソルベンシー・マージン比率の短期的な見直しとして、平成22年4月に保険業法施行規則の一部改正が公布されました。この保険業法施行規則の一部改正（保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成8年大蔵省告示第50号）の一部改正等を含みます。）では、ソルベンシー・マージン比率の分子であるマージン算入の厳格化や分母であるリスク計測の厳格化及び精緻化が図られていますが、主な改正内容は以下のとおりです。

(a) ソルベンシー・マージン比率の分子であるマージン算入の厳格化

- ・ 保険料積立金等余剰部分のマージンの算入制限の導入
- ・ 繰越欠損金等に係る繰延税金資産の算入制限の導入（新設会社を除く。）等

(b) ソルベンシー・マージン比率の分母であるリスク計測の厳格化及び精緻化

- ・ 各リスク係数の信頼水準の引き上げ
- ・ 各リスク係数の基礎となる統計データのリニューアル
- ・ 価格変動等リスクにおける分散投資効果を、各社の資産構成割合に基づき算出
- ・ ヘッジ取引によるリスク削減効果についてはヘッジ効果が有効なものに限定
- ・ 証券化商品及び再証券化商品のリスク係数の厳格化、CDS取引にかかる信用スプレッドリスクの創設等

(c) ソルベンシー・マージン比率の適正な算出について、保険計理人の確認事項に追加

この保険業法施行規則の一部改正は平成24年3月末に施行され、新基準に基づくソルベンシー・マージン比率が早期是正措置の指標として使用されることになり、平成24年3月期の新基準に基づくソルベンシー・マージン比率は、567.0%となっています。

また、この見直しに続き、ソルベンシー・マージン比率の中期的な見直しとして、金融庁は、経済価値ベースの保険負債等の計算やリスク測定等における内部モデルの利用といった実務的な課題等について、専門組織と連携し、さらに検討を進めていく方針である旨を公表しています。なお、経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率規制に関しては、平成21年度の保険会社等向け監督方針において「保険会社の実態把握を十分に行いつつ、導入について検討を行っていく」とされていたことから、平成22年6月には、各保険会社において、試行的に、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストが実施され、その結果概要の公表が、平成23年5月24日に行われました。

かかる経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率規制の導入の時期等については未定であるものの、今後、経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率規制の導入に関して、監督当局、保険会社各社にて検討が進められていくものと考えられます。

また、平成21年秋以降の金融危機の教訓等を踏まえ、保険グループにおいて、グループ内の子会社のリスクを補足すること等を目的として保険業法施行規則等が改正され、保険会社の連結ベースのソルベンシー・マージン比率の算定が求められることになりました。かかる保険業法規則等の一部改正は、平成24年3月31日に施行されました。

新基準の導入、又は中期的見直しとして将来的に提案される可能性がある基準改正などにより、日本生命を含む生命保険会社又はその子会社等を含むグループのソルベンシー・マージン比率が低下する可能性があり、生命保険業界又は日本生命の信用力の低下につながる場合には、日本生命の保険業の運営に悪影響を与える可能性があります。

生命保険契約者保護機構

生命保険業界では、生命保険会社が万一破綻した場合の保険契約者の保護を充実させるため、保険業法に基づいて、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）を平成10年12月に設立しました。現在、外国保険会社の日本支店を含め、国内で事業を営む全ての生命保険会社が会員として加入しています。

保護機構の財源は、会員である生命保険会社の拠出金からなっております。会員各社は、保護機構の定款に定める基準により毎年負担金を納付し、その支出年度において、事業費として計上します。各社が負担する拠出金は、各社の収入保険料及び責任準備金のシェアに応じて算出されます。

なお、平成29年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金を超える資金援助等の対応が必要な場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

平成24年3月期における保護機構の定款上の会員の年間負担金限度額は400億円であり、日本生命の負担金分担割合は、約18%（約73億円）です。

ただし、生命保険業界における日本生命の収入保険料、責任準備金のシェアが変動した場合、それに応じて日本生命の拠出額も変動します。また、今後、生命保険会社の破綻の増加等により、各生命保険会社の拠出金を引き上げるための法改正等が行われた場合、日本生命の拠出額が増加する可能性があります。

保険契約に係る会計基準の国際的動向

国際会計基準審議会（IASB）は、保険会計の基準であるIFRS4「保険契約」の見直しを行っており、平成22年7月に公開草案を公表しました。

IASBの公開草案では、保険負債を「評価日時点におけるキャッシュ・フローの見積もりや割引率等に基づいて」評価することとされており、現行の会計基準に比べて、毎期の保険負債の変動が大きくなると考えられています。

IASBが、公開草案に基づき保険契約の会計を基準化し、当該基準又は当該基準に準じる基準が日本において適用された場合、日本生命の保険契約準備金の評価額等が変更となる可能性があります。また、現行の会計基準と比較して、日本生命の財務数値の決算期毎の変動が大きくなる可能性があります。

(2) 民間生命保険会社の契約動向及び競合状況

契約動向

民間生命保険会社（平成24年3月末現在43社）の、

- ・平成24年3月期末の保有契約金額は、個人保険・個人年金保険・団体保険の合計で1,335兆円となっており、15期連続で減少、
- ・平成24年3月期の新契約高は、個人保険・個人年金保険・団体保険の合計で76.5兆円となっており、2期連続で増加、

しております。

今後、国内景気の低迷や、金融危機の再燃、他の生命保険会社の破綻、又は少子高齢化・人口減の進展等により、生命保険市場全体が悪影響を受ける場合には、解約の増加や新規契約の減少など、日本生命の業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。

競合の状況

平成24年6月1日現在、国内における民間生命保険会社は、「生命保険業免許」を受けて営業している会社が日本生命を含めて40社、「外国生命保険業免許」を受け、日本に支店等を設けて営業している会社が3社、合計43社あります。

近年は、厳しい経営環境や規制緩和、顧客ニーズの変化等を背景に、国内損害保険会社や欧米大手保険グループによる新規参入や、インターネットを主要チャネルとする生命保険会社の新規設立などの競争環境の変化が見られました。また、平成19年10月には日本郵政公社が民営化され、郵便局を通じて全国に大規模な販売ネットワークを有する、株式会社かんぽ生命保険が民間保険会社に加わりました。日本生命は、このように、国内市場において募集活動をめぐり同業他社と激しい競合関係にあります。

その他にも、民間生命保険会社が提供する生命保険と類似する機能を持つものとして、農業協同組合や、全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国生活協同組合連合会等による生命共済等があり、これらも日本生命の生命保険業と直接の競合関係にあります。

日本生命の主な競合分野及び競合先は以下のとおりであり、日本生命の競争力が低下した場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

隣接業界・団体等	競合業務等
各種協同組合及び一定の地域ないし職域でつながる者によって構成される団体 (農協・全労済・全国生協連等)	生命共済事業
損害保険会社	医療保障・介護保障などの、いわゆる第三分野保険

また、平成20年秋以降の金融危機の影響を受け、一部の生命保険会社が破綻し、変額年金保険を主に取り扱う生命保険会社の販売停止や事業撤退の動きなどが見られたほか、近年では外資系保険会社による保険会社買収の動きや、大手生保による相互会社から株式会社への組織変更の実施などもあり、国内市場の競争環境が今後変化していく可能性があります。これらの結果、日本生命の競争力が低下する場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 日本生命の事業の状況

商品・サービス

日本生命の商品は個人保険及び個人年金保険が中心となっており、平成24年3月期では、収入保険料の65.5%を占めています。

このため、失業率の上昇や家計消費の低迷など、個人の保険加入動向に影響を与える事象によっては、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、平成24年3月期末における、日本生命の主な商品別保有契約残高及び件数の個人保険及び個人年金保険における構成比は、養老保険：2.6%及び7.9%、終身保険：15.8%及び25.7%、定期付終身保険：60.3%及び32.2%、個人年金保険：10.5%及び21.7%となっており、定期付終身保険を中心とした商品構成となっています。

近年、生命保険市場においては、少子高齢化の進展による顧客ニーズの変化やいわゆる第三分野の開放、更には銀行窓販の解禁などによる商品・サービスの競争の激化といった状況が発生しています。日本生命もこうしたニーズ・環境の変化への対応として、医療保障保険や、銀行窓販向けに一時払終身保険・一時払逓増終身保険・積立利率変動型年金保険等の商品を投入しているほか、平成22年10月からは、外資系生命保険会社の外貨建商品の取扱いを開始しております。

また、平成22年4月からは「ニッセイ保険口座」に替わる新たなサービスとして、ポイントサービスの仕組みを活用した「ずっともっとサービス」を展開しており、平成24年4月からはこれまでの「主契約に特約を付加する方式」から、「ひとつひとつの保険を単品としてご提供する方式」へと変更し、多様化するお客様ニーズによりきめ細やかにお応えすることができる新商品「みらいのカタチ」を発売しております。

また、日本生命は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との間で相互に保険契約の締結等の業務の代理・事務の代行を行うことに関する認可を金融庁から取得しており、損害保険の販売への取組を共同で進めています。

法人向け分野に関しては、企業の福利厚生制度について「企業が一律に提供する制度」から「従業員自らの努力を企業が支援する制度」へとシフトしつつあることを受け、自助努力商品を中心に団体保険・団体年金両分野において、企業の福利厚生制度全体の充実に向けた総合リスクコンサルティング提案を進めています。

しかし今後、日本生命が顧客ニーズに合致した商品・サービスの提供ができない場合、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

販売チャネル

日本生命は、主に家庭や職域等できめ細かなコンサルティングサービスの提供を行う、営業職員を主力販売チャネルとしており、営業職員数は平成24年3月期末で47,250名となっています。これに加え、変化・多様化する顧客ニーズに対応するためのマルチチャネル化を推進しています。

具体的には、

- ・来店型の店舗(窓口)であるニッセイ・ライフプラザ
- ・高度なコンサルティングの提供を目的としたGLAD(Good Life Advisory Department)
- ・主要金融機関の関係代理店、会計士、税理士、生損保プロ代理店などの代理店チャネル
- ・保険販売に関する代理店委託契約を結んだ銀行・信用金庫等のいわゆる銀行窓販チャネル

などがあるほか、企業等への販売を行う本部組織も有しております。

また郵政民営化を受け、新たな代理店チャネルとして、かんぽ生命及び郵便局に法人向け商品を提供しております。

今後、生命保険市場の低迷、主力販売チャネルである営業職員数の減少、又は新たな販売チャネルの開拓・活用の遅れなどによって、日本生命が十分な販売量を確保できない場合、日本生命の競争力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

グループ・提携戦略

日本生命は、本業である生命保険業の強化に向け、密接な関係にある損害保険、資産形成、医療・介護等の各分野で、お客様の視点に立って、先進的かつ最高のサービスを具体的にかつスピード感をもって提供できる体制を構築しています。

具体的には、

- ・ ニッセイアセットマネジメント株式会社やニッセイ情報テクノロジー株式会社を中心とした、国内外の子会社・関連会社とのグループ一体運営による資産形成・システムインフラ開発等のサービス提供
- ・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との業務提携による「生損総合保険サービス」の提供
- ・ 以上に加えてさらに必要となる機能について、その分野で最も優れた企業との機能別提携によるサービスの提供

を進めており、こうしたアライアンス体制に基づく多面的なサポートを通じて、多様化・高度化するお客様のニーズにお応えし、お客様との信頼関係の構築に努めています。

また、日本生命は多様な収益機会を取り込み、収益力を強化する観点から、欧州、米国、アジアにおいて、他金融機関等への出資等を通じた事業・提携ネットワークの拡大にも力を入れています。

しかしながら、これらのグループ・提携戦略について、十分な成果をあげることができない場合、出資の毀損、事業費の増加など、日本生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

収支の状況

(a)生命保険料と収支の構造

生命保険料は、保険種類、契約時の被保険者の年齢、性別、保険期間、保険金額などによって、次に掲げる計算基礎率(予定死亡率・予定利率・予定事業費率等)に基づいて決められます。

計算基礎率	内容
-------	----

予定死亡率	過去の統計をもとに、性別・年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払などにあてるための必要額を算出するために用いる死亡率を予定死亡率といいます。
予定利率	保険料の設定においては、資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで割り引いておりますが、このあらかじめ見込む割引率を予定利率といいます。
予定事業費率	保険料の設定においては、保険金の支払や保険料の収納などの必要な事業費をあらかじめ見込んでおりますが、その見込む事業費の率を予定事業費率といいます。

これらの計算基礎率は、通常、保守的に設定しておりますので、特に有配当保険においては、実績との差額が生じることが多くなります。有配当保険においては、この差額（剰余金）に基づいて、社員配当（株式会社においては契約者配当）が支払われます。

ただし、近年においては、一部の契約について、実際の運用利回りが予定利率を下回る、いわゆる「逆ざや」の状態にありましたが、その後の逆ざや解消への取り組み等により、平成23年3月期において約300億円、平成24年3月期においても、約300億円の利差益を確保しました（「逆ざや」につきましては、(c)「利差の状況」を御参照下さい。）。

また、事業費の増加等により事業費率が予定事業費率を上回る場合に差損が発生する可能性があるほか、大災害や新型インフルエンザ等のパンデミック被害の発生等により一時的に死亡率が急上昇して予定死亡率を上回る場合は、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(b) 損益計算書と基礎利益

損益計算書

生命保険会社の損益計算書は、生命保険業の性格上、一般の企業のように営業損益と営業外損益といった区分がないなどの特徴があります。

生命保険会社の「経常収益」の主なものは、保険料等収入並びに利息及び配当金等収入・有価証券売却益・特別勘定資産運用益等の資産運用収益です。これに対して「経常費用」の主なものは、保険金、年金、給付金、解約返戻金等の保険金等支払金、責任準備金等繰入額、有価証券売却損・有価証券評価損及び特別勘定資産運用損等の資産運用費用並びに会社運営のための事業費です。経常収益から経常費用を差し引いた後の利益が経常利益となります。

このように、生命保険会社の経常利益には、保険に係わる損益のほか、資産運用に係わる損益なども含まれるため、金融不安の再燃や急激な為替相場の変動等により運用環境が悪化した場合、多額の有価証券評価損が発生して経常損失が発生するなど、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

経常利益等の明細（基礎利益）

「基礎利益」とは、一年間の保険本業の収益力を示す指標の一つです。

これに有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損などの「キャピタル損益」と危険準備金戻入額、危険準備金繰入額や追加責任準備金繰入額及び貸付金償却などの「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金等を支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用したりすることなどを行います。

基礎利益については、損益計算書に項目が設けられていないため、生命保険会社各社がディスクロー

ジャー誌において別途項目を設け、平成13年3月期決算から公表しています。

日本生命の損益計算書における経常利益と基礎利益の関係は後記(口)「日本生命平成23年度決算」「平成23年度決算について」、「平成23年度決算の概要」9.経常利益等の明細(基礎利益)のとおりです。

(c) 利差の状況

生命保険会社は、保険料を計算するにあたり、資産運用を通じて得られる収益をあらかじめ見込んで、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を予定利率といい、市中金利水準等を勘案し、安全を見込んで設定しています。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)などの負債コストを運用収益等で確保する必要があります。負債コストを上回る運用収益等を確保した場合、その超過分を利差益といいます。

しかし、金利が長らく低水準で推移する中で、この負債コストを実際の運用収益等で賄えない状態、つまり利差損が生じている状態が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。

「逆ざや」による負担を単年度の全体収益で補えない場合、経営の健全性にマイナスの影響を与えることとなります。

日本生命は、平成5年3月期以降、一部契約における「逆ざや」の負担から会社全体として利差損となる状態が続きましたが、それをその他の収益で賄うことにより基礎利益を確保してきました。

その後の逆ざや解消への取り組み等により、平成23年3月期において約300億円、平成24年3月期においても約300億円の利差益を確保するに至っております。

なお、日本生命の平成24年3月期の基礎利益は、対前年度で増加し、5,443億円を確保しております。

しかし、今後、金利の低下や企業業績の更なる悪化などによる利息配当収入等の減少が続く場合には、日本生命の逆ざやの状態が再度発生し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

逆ざや額の算出方法について

生命保険業界では、以下の算式に基づいて逆ざや額を算出しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} - \text{平均予定利率}) \times \text{一般勘定責任準備金}$$

- ・基礎利益上の運用収支等の利回りは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員配当積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回り
- ・平均予定利率は、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回り
- ・一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定の責任準備金について、以下の方法で算出
(期始責任準備金 + 期末責任準備金 - 予定利息) ÷ 2

(d) 新システムの開発投資について

日本生命は、「お客様サービス革新プロジェクト」の一環として、支払管理態勢の強化を目的に、システムインフラの整備・構築を行い、平成18年度から平成23年度にかけてシステム開発に1,500億円規模の投資を行いました。

このシステム開発への投資は、日本生命の会計処理方針に則り、複数年に亘り減価償却費として費用処理されることから、経常費用が今後増加する可能性があります。

財産の状況

(a) 責任準備金

責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金などの支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益などを財源として保険業法により積み立てが義務づけられている準備金のことで、生命保険会社の負債の最も大きな部分を占めています。

なお、責任準備金の経理処理は期中においては行わず、決算期末において必要な積立額を計算し、前期末の積立額との差額を損益計算書に計上します。すなわち、当期末要積立額が前期末積立額を上回る場合にはその差額を責任準備金繰入額として経常費用の科目に計上し、当期末要積立額が前期末積立額を下回る場合にはその差額を責任準備金戻入額として経常収益の科目に計上します。

(b) 金融商品会計

金融商品を時価で財務諸表に反映させることにより企業会計の透明性を高めようとする考え方から、平成13年3月期より「金融商品に係る会計基準」が導入され、売買目的で保有する有価証券、デリバティブなどが時価で評価され、平成14年3月期からは「その他有価証券」も時価で評価されています。

生命保険会社では、商品の長期性等に由来する負債特性と、それに対応する資産の特性を踏まえ、有価証券をその保有目的に応じて区分し、それぞれ次に掲げる表のように評価します。

金融商品の区分	定義	評価基準	評価差額の取扱い(注1)
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券	時価	損益計算書に計上
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図を持って保有する社債その他の債券	償却原価(注2)	-
責任準備金対応債券(注3)	金利変動に対する債券と責任準備金の時価変動を概ね一致させることにより、責任準備金の金利変動リスクを回避することを目的として保有する債券	償却原価(注2)	-
子会社・関連会社株式	-	原価	-
その他有価証券	上記に区分される以外の有価証券	時価(但し、時価のあるものに限ります。)	損益計算書に計上せず、貸借対照表の純資産の部に直接計上(注4)

(注1) 評価差額とは、帳簿価額と時価との差額のことです。

(注2) 償却原価とは、償還金額より安く(高く)取得した場合に、その差額を利益(損失)として償還時に一度に計上せず、所有期間に応じて分割して毎期計上し、毎期の計上額に応じて帳簿価額を加算(減算)した価額です。

(注3) 責任準備金対応債券は、保険会社の特性(契約の長期性等)を考慮し、保険会社だけに認められた区分です。

(注4) 税効果部分については資産又は負債の部に計上します。

日本生命における有価証券の保有目的に応じた区分の状況は、後記(口)「日本生命平成23年度決算」「平成23年度決算について」、「平成23年度決算補足資料」3.会社計(2)売買目的有価証券の評価損益(会社計)及び(3)有価証券の時価情報(会社計)(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)に記載のとおりです。なお、日本生命のその他有価証券の含み益は、平成23年3月期末においては、株価の下落等により1兆1,971億円となり、税効果相当分を除いた7,450億円を「その他有価証券評価

差額金」として純資産の部に計上しています。平成24年3月期末においては、債券価格の上昇等により1兆5,265億円となり、税効果相当分を除いた1兆217億円を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

今後、株価が下落したり円高が進行したりする場合、含み損益の悪化や評価損の計上等、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(c) 退職給付会計

退職給付会計とは、企業に退職給付債務の開示や、積立不足を退職給付引当金として計上することを義務付けるもので、日本生命は平成13年3月期から導入しています。退職給付債務は、将来支払う見通しの退職給付(一時金及び年金)を一定の割引率等により現在価値に割り引いて算出します。積み立てた年金資産を時価で評価し、退職給付債務よりも年金資産が少なければ、その差額が積立不足となります。日本生命の平成24年3月期末における退職給付債務の額は6,957億円で、年金資産は2,677億円、退職給付引当金は4,374億円であります。

今後、割引率等の退職給付債務等の計算基礎が変動する場合や運用環境の悪化等により年金資産が大きく減少した場合等においては、不足額の積立負担が増大し、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(d) 固定資産の減損会計

固定資産の減損会計とは、不動産等の固定資産の資産価値が著しく下落したと考えられる場合に、下落分を減損損失として認識するものです。固定資産の減損会計においては、市場価値が著しく下落しているなど、減損の兆候がある固定資産について、将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失の認識の判定を行います。この結果、減損損失を認識すべきと判定された資産については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は正味売却価額のいずれか高い方まで帳簿価額を減額し、減少額を減損損失として損益計算書に計上します。

なお、日本生命の減損損失の計上額は、平成23年3月期で117億円、平成24年3月期で139億円となっております。

不動産価格の大幅な下落等が発生した場合、減損損失が増大し、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(e) 税効果会計

日本生命は、将来の税金負担額の軽減効果を有すると合理的に見込まれる額を繰延税金資産として計上し、その他有価証券評価差額金等に係る繰延税金負債と相殺した上で、貸借対照表に表示しています。日本生命は、平成23年3月期末に繰延税金資産を7,420億円計上し、平成24年3月期末には繰延税金資産を4,669億円計上していますが、この繰延税金資産の減少は主に、平成23年度税制改正により平成24年4月1日以後開始する事業年度の法人税率が引き下げられたことによるものです。繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算されることが税効果会計

基準において明記されており、税率変更があった場合、過年度に計上された繰延税金資産及び繰延税金負債についても将来の適用税率により再計算されることとなります。

繰延税金資産の計上は、税金負担額の軽減効果に見合う将来の課税所得の見積もり等の前提に基づいて行われています。今後、会計基準等の変更や、将来の課税所得の見積もり額の変更等により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると日本生命が判断した場合は、繰延税金資産の減額により、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(f) 不良債権の状況

(リスク管理債権・債務者区分による債権)

日本生命のリスク管理債権（貸付金を元本及び利息の返済状況等に基づき（「破綻先債権」「延滞債権」「3ヶ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」）区分したものは、後記(ロ)「日本生命平成23年度決算」「平成23年度決算について」 . 「平成23年度決算の概要」12. リスク管理債権の状況のとおりです。

また、日本生命の債務者区分による債権（貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金等について、債務者の財政状態、経営成績等に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」に分類したものは、後記(ロ)「日本生命平成23年度決算」「平成23年度決算について」 . 「平成23年度決算の概要」11. 債務者区分による債権の状況のとおりです。

なお、リスク管理債権及び債務者区分による債権のうち「正常債権」以外がいわゆる「不良債権」にあたります。

(資産の自己査定)

日本生命は、金融庁の「保険会社に係る検査マニュアル」に準拠した厳格な査定基準を規定化するとともに、査定実施部門から独立した監査部門による内部監査、社外の監査法人による外部監査を受けるなど、客観性、信用性を確保した上で、自己査定を実施しています。

<自己査定分類>

債務者区分	担保・保証等による回収可能性（注）				債務者の状況
	a)	b)	c)	d)	
正常先	非分類				業況が良好でかつ財務内容にも特段の問題がないと認められる貸付先
要注意先	非分類	分類	分類		貸付条件や履行状況に問題がある、若しくは業況が低調不安定な債務者等、今後の管理に注意を要する貸付先
うち要管理先					分類
破綻懸念先	非分類	分類	分類		現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる貸付先
実質破綻先	非分類	分類	分類	分類	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの深刻な経営難の状態にあり、再建の見込みがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている貸付先
破綻先	非分類	分類	分類	分類	破産、清算、会社更生、民事再生等の法的・形式的な経営破綻の事実が発生している貸付先
貸付金の分類額の状況（億円）	85,848	1,342	25	-	（貸付金より直接減額した 分類額は17億円です）

(平成23年度末)

(注) 担保・保証等による回収可能性の区分 a) 優良担保の処分見込み額と優良保証部分 b) 一般担保の処分可能見込み額と一般保証部分 c) 担保評価額と処分可能額の差額 d) a) ~ c) 以外の見込みがない部分

<自己査定の債務者区分と公表不良債権の関係>

自己査定債務者区分

債務者区分による債権

リスク管理債権

対象：貸付関連の各科目
 〔 貸付金、貸付有価証券、未收利息、仮払金、
 支払承諾見返、金融機関保証付私募債 〕

(対象：貸付金のみ)

正常先	正常債権		
要注意先	要管理債権	貸付条件緩和債権	3ヶ月以上延滞債権
破綻懸念先	危険債権	延滞債権	
実質破綻先	破産更生債権及び これらに準ずる債権	破綻先債権	
破綻先			

425億円
 対象債権全体に占める割合
 0.37%

425億円
 貸付全体に占める割合
 0.49%

(平成23年度末)

(貸倒引当金の引当基準)

自己査定による分類結果(上表<自己査定分類> ~)に対し、以下のような引当基準を定め、これに従った引当を行っています。

[引当基準]

「正常先」については、過去の単年度貸倒実績に基づき、一般貸倒引当金を計上

「要注意先」については、過去3年間の累積貸倒実績率(ある時点の債権が以後3年以内に毀損した率)などに基づき、一般貸倒引当金を計上

企業貸付については「要管理先」のうち担保・保証等により保全されていない部分とそれ以外に区分して貸倒実績率を算出

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」については、債権額から担保処分・保証回収見込み額を減算した残高のうち必要と認める額について個別貸倒引当金を計上のうえ、

分類部分については貸付金額から直接減額

なお、今後の景気動向によって新たに多額の不良債権が発生し、すでに積み立てている貸倒引当金で対応できない場合には、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

近時の経済金融環境について

世界的な経済金融環境の悪化は、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。例えば、平成20年秋以降の金融危機の影響を受け、企業業績の低迷や為替の影響により利息及び配当金等収入が減少した結果、利差益が逆ざやに転じたほか、株価の下落等により、キャピタル損益にも重大な影響を及ぼしました。

今後も、株価が下落したり、為替の水準によっては、更なる損失発生の可能性があります。

また、経済金融環境の悪化が企業活動や家計などの実体経済にも影響を及ぼし、日本生命の取引先企業の業況悪化に伴う不良債権の増加、あるいは生命保険販売における新契約業績の悪化、解約・失効の増加等に影響する可能性があります。

このように、今後、経済金融環境が悪化した場合は、直接的又は間接的に日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

内部統制システムの整備

日本生命は、業務の適正を確保し、企業価値の向上を図るため、取締役会で「内部統制システム(会社の業務の適正を確保する体制)の基本方針」を制定し、これに基づいて、以下の体制をはじめとした「内部統制システム」の整備を行っています。

[主な内部統制システムの体制]

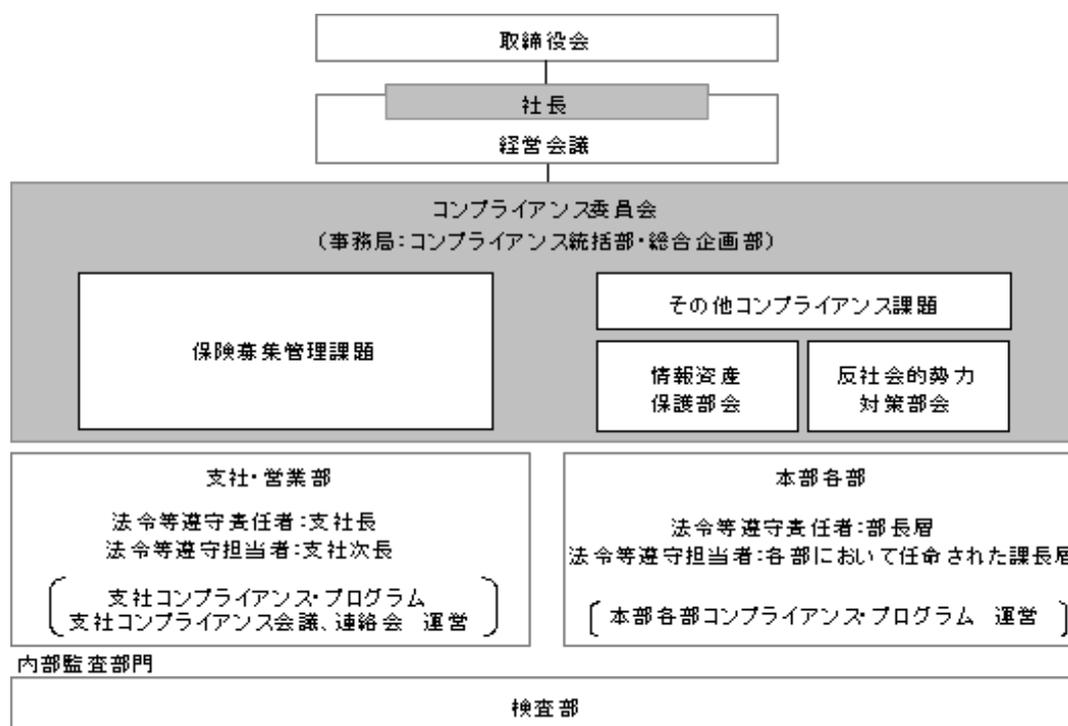
・ 経営管理体制	・ リスク管理体制
・ 〈内部〉 監査体制	・ コンプライアンス体制
・ 執行役員制度による迅速な意思決定・業務執行体制	・ 反社会的勢力による被害防止体制
・ 財務報告にかかる内部統制	・ 利益相反管理体制
・ 情報管理体制	・ グループ会社管理体制

コンプライアンス（法令等遵守）の推進

日本生命は、全役員・職員がコンプライアンスの担い手であり、コンプライアンスが業務遂行の前提であるという基本理念のもと、コンプライアンスの推進に向けて取り組んでいます。

コンプライアンス体制

[コンプライアンス体制図]



日本生命は、経営会議の諮問機関であるコンプライアンス委員会において、コンプライアンス課題に関する対応策の審議、取組状況のモニタリング等を通じ、保険募集管理を含むコンプライアンス体制の全般的統制・管理を行っています。

加えて、諮問機関として情報資産保護部会や反社会的勢力対策部会を設置し、お客様のデータを中心とする情報資産保護制度の確立・推進や、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断に向けた対策の協議・社内啓発の推進等、各課題ごとの具体的な対応策を検討、実施しています。

また、全社的なコンプライアンスを統括する部門として、「コンプライアンス統括部」を設置しています。不祥事件やその疑わしい行為が、支社や本部各部から一元的に報告される体制をとる等、コンプライアンスに関する情報の全社的な把握に努めるとともに、「コンプライアンス担当部長（コンプライアンス・オフィサー）」を配置し、支社や本部各部の取組へのフォロー等を行っています。

コンプライアンス・プログラムの策定・実施

日本生命では、コンプライアンスを推進する具体的な実践計画として、毎年、取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。また、支社や本部各部では、全社の計画を踏まえ、それぞれの固有・業務課題に応じ、支社・各部ごとにコンプライアンスの取組計画を策定し、日常業務のなかで実践しています。その取組計画の策定・実施状況を、「コンプライアンス統括部」にて定期的に確認・フォローを行うとともに、新たな課題を取組計画に反映させる運営としています。

コンプライアンスの理念の教育・徹底

日本生命は、全役員・職員が業務を行うにあたり守るべき原則・規準を定めた「行動規範」を策定しています。「行動規範」は、全役員・職員に携帯が義務づけられている「職員必携」という小冊子の中に綴り込まれており、「お客様のためになっているか」「法律的に見て、また社会通念から見て正しいかどうか」「人権を侵害していないか」等、自らの業務遂行上、判断に迷う場合にいつでも参照できるようにしています。また、「行動規範」の内容及び各部門の業務を法令等の観点から解説した「法令遵守マニュアル」等を作成し、全役員・職員に徹底しています。また、全役員・職員に対して、業界共通の継続教育カリキュラムの内容を反映した「コンプライアンステキスト」等の各種教材を提供し、適正な保険募集やアフターサービス等の教育を実施しています。

さらにお客様へのサービスを担う営業職員には、社内衛星放送の法令等遵守番組による研修を定例的に実施しているほか、内勤職員に対しては、各部の固有・業務課題に応じた研修等を実施し、業務内容に応じたコンプライアンス関連知識を研鑽しています。

しかし、これらの取組にもかかわらず、法令違反による処分や重大な訴訟の発生、個人情報の漏洩等、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、損害賠償の支払い等の直接的な支出が発生する可能性があるほか、日本生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

リスク管理

リスク管理体制

株価・金利等の経済状況の変動、医療技術の進歩、大災害の発生等、生命保険会社を取り巻く環境は大きく変化しています。長期にわたるお客様への保障責任を確実に果たし、安定的な配当を実現するために、様々な要因から生じるリスクを的確に把握し、適切に管理していくことは、非常に重要な課題と認識しています。

リスク管理にあたっては、「内部統制システム（会社の業務の適正を確保する体制）の基本方針」に定められたリスク管理体制にしたがい、経営会議の諮問機関であるリスク管理委員会において、各種リスクの特性に応じた適切なリスク管理を行うとともに、各種リスクが全体として経営に及ぼす影響について、統合的な管理を行っています。これらのリスク管理の状況は経営会議、取締役会へ報告する体制を整備しています。

また、収益部門と分離されたリスク管理部門を定めることで相互牽制体制を構築するとともに、内部監査部門がリスク管理の実効性について検証・チェックを行うなど、二次牽制機能の確保も図っています。

[リスク管理体制]



保険引受リスク

経済情勢や、保険事故の発生率、運用実績、事業費支出等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスク

流動性リスク

予定外の資金流出による資金繰りの悪化や、市場の混乱等により不利な価格での取引を余儀なくされること等により損失を被るリスク

市場リスク

金利・株価・為替レート等の市場のリスクファクターの変動により資産価値が変動し、損失を被るリスク

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により資産価値が減少・消失し損失を被るリスク

不動産投資リスク

賃貸料収入等の変動等による不動産収益の減少や、市況の悪化等による不動産価格の下落により損失を被るリスク

事務リスク

役員・職員及び保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによりお客様へご迷惑をおかけする、又は会社が損失を被るリスク

システムリスク

コンピュータシステムのダウン又は誤作動・不備・不正使用等により損失を被るリスク

また、日本生命は、運用環境が大幅に悪化するシナリオや、大地震等により保険金・給付金の支払が増加するシナリオを想定したストレステストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果はリスク管理委員会に報告され、必要に応じて財務基盤の強化等の検討に役立てています。

統合的リスク管理

日本生命は、様々なリスクが全体として会社に及ぼす影響に対応するため、各種リスクを部門横断的に一元管理するとともに、各種リスクを統合し、会社全体のリスクの状況を総合的に管理しております。

しかし、日本生命におけるこれらのリスク管理にもかかわらず、保険料率の設定ミスによる損失の発生や、解約の急激な増加による資金繰りの悪化、リスク許容度を超えたリスク性資産への投資による資産運用損の発生、大規模なコンピュータシステムのダウンなどのリスクが顕在化した場合には、日本生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

保険財務力格付

本届出書提出日現在において、日本生命は、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社及び株式会社格付投資情報センターに依頼し、保険財務力格付等の格付を取得しております。この他、日本生命の依頼に基づかない、いわゆる勝手格付も存在します。

今後、日本生命の支払余力、収益力、資産の質などの悪化により格付が引き下げられた場合、新契約の減少や解約の増加等により、日本生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、これらの保険財務力格付等は、本特定社債に関する利息の利払期日における支払と元金の償還期日における全額償還の安全性についての格付とは異なるものであることにご留意下さい。

(ロ) 日本生命平成23年度決算

日本生命の平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)決算は以下のとおりであります。なお、以下に掲げられた「平成23年度決算について」(「平成23年度決算補足資料」を含みます。)の全部又は一部については、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりません。

[次へ](#)

平成23年度決算について

日本生命保険相互会社(社長:筒井義信)の平成23年度(平成23年4月1日～平成24年3月31日)の決算をお知らせいたします。

<目次>

I. 平成23年度決算の概要

1. 主要業績	・・・1
2. 平成23年度の一般勘定資産の運用状況	・・・3
3. 資産運用の実績(一般勘定)	・・・6
(1) 資産の構成	
(2) 資産の増減	
(3) 資産運用関係収益	
(4) 資産運用関係費用	
(5) 資産運用に係わる諸効率	
(6) 売買目的有価証券の評価損益	
(7) 有価証券の時価情報	
(8) 金銭の信託の時価情報	
4. 平成23年度決算に基づく社員配当金について	・・・11
5. 平成23年度末保障機能別保有契約高	・・・20
6. 貸借対照表	・・・21
7. 損益計算書	・・・31
8. 基金等変動計算書	・・・34
9. 経常利益等の明細(基礎利益)	・・・35
10. 剰余金処分決議	・・・36
11. 債務者区分による債権の状況	・・・37
12. リスク管理債権の状況	・・・37
13. 貸倒引当金の明細	・・・38
14. ソルベンシー・マージン比率	・・・39
15. 平成23年度特別勘定の状況	・・・41
16. 保険会社及びその子会社等の状況	・・・43

II. 平成23年度決算補足資料

日本生命保険相互会社

I. 平成23年度決算の概要

1. 主要業績

(1) 保有契約高及び新契約高

・保有契約高

(単位:千件、億円、%)

区分	平成22年度末				平成23年度末			
	件数		金額		件数		金額	
	前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比	
個人保険	11,510	97.8	1,707,917	94.6	11,339	99.5	1,623,854	95.1
個人年金保険	3,024	102.9	183,145	102.1	3,149	104.1	190,470	104.0
団体保険	—	—	899,903	101.5	—	—	912,340	101.4
団体年金保険	—	—	99,528	103.4	—	—	104,769	105.3

(注) 1. 個人年金保険の金額については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険の金額については、責任準備金の金額です。

・新契約高

(単位:千件、億円、%)

区分	平成22年度				平成23年度							
	件数	金額			件数	金額						
		前年度比	前年度比	新契約 転換による 純増加		前年度比	前年度比	新契約 転換による 純増加				
個人保険	970	86.8	65,776	104.8	71,688	△5,912	1,037	106.9	67,585	102.7	75,133	△7,547
個人年金保険	209	89.7	12,518	94.6	12,824	△206	259	123.7	16,407	131.1	16,727	△320
団体保険	—	—	6,979	121.5	6,979		—	—	10,721	155.8	10,721	
団体年金保険	—	—	14	49.5	14		—	—	19	133.6	19	

(注) 1. 件数は、新契約に転換契約を加えた数値です。
2. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
3. 新契約の団体年金保険の金額は第1期収入保険料です。

(2) 年換算保険料

・保有契約

(単位:億円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	前年度末比		前年度末比	
個人保険	23,507	98.4	23,453	99.8
個人年金保険	7,900	103.4	8,204	103.8
合 計	31,408	99.6	31,657	100.8
▷医療保険・生命給付保障等	5,891	100.5	5,900	100.2

・新契約

(単位:億円、%)

区分	平成22年度		平成23年度	
	前年度比		前年度比	
個人保険	1,768	106.1	2,034	115.0
個人年金保険	551	67.8	670	121.5
合 計	2,320	93.6	2,704	116.6
▷医療保険・生命給付保障等	365	79.0	364	99.9

(注) 1. 「年換算保険料」とは、1年あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた仮数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 「医療保険・生命給付保障等」については、医療保険給付(入院給付、手術給付等)、生命給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害)を事由とするものを除く。特定疾病補償、介護等を事由とするものを含む。
3. 新契約年換算保険料は、新契約に転換による純増加を加えた数値です。

(3) 主要収支項目

(単位:億円、%)

区分	平成22年度		平成23年度	
		前年度比		前年度比
保険料等収入	48,964	101.6	53,682	109.6
資産運用収益	15,383	98.9	14,599	94.9
保険金等支払金	38,130	98.2	38,867	101.9
資産運用費用	5,359	181.0	4,144	77.3
経常利益	2,310	78.7	4,815	208.4

(4) 剰余金処分決議

(単位:億円、%)

区分	平成22年度		平成23年度	
		前年度比		前年度比
当期末処分剰余金	2,312	90.8	2,263	97.9
社員配当準備金繰入額	1,755	88.1	1,673	95.3
純剰余金	564	99.8	597	105.8

(5) 総資産

(単位:億円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
		前年度末比		前年度末比
総資産	498,261	102.3	510,094	102.4

2. 平成23年度の一般勘定資産の運用状況

(1) 運用環境

平成23年度の日本経済は、上半期は震災の影響により減速する局面もありましたが、サプライチェーンの建て直しが進んだことなどを背景に、その後は急速に回復しました。年末にかけては、輸出の減少などにより減速しましたが、年度末にかけてはエコカー補助金等の政策効果や復興需要により、持ち直しました。

- 日経平均株価は、震災からの早期回復期待の高まりなどから10,000円を回復する場面もありましたが、夏場以降はユーロ圏債務問題の再燃や円高の進行等に伴い、株価は一時8,500円を割る水準まで下落するなど軟調な展開が継続しました。年明け以降は、ユーロ圏等での金融緩和の効果や米国景気の回復期待から大きく値を戻し、3月末は10,083円となりました。
- 10年国債利回りは、1.25%で始まった後、ユーロ圏債務問題の深刻化等により上半期末には1.03%まで低下しました。その後、日本・米国・ユーロ圏の中央銀行による金融緩和と姿勢の強化等もあり、長期金利は横ばいで推移し、3月末は0.99%となりました。
- 円/ドルレートは、米国景気の早期回復期待の後退やユーロ圏債務問題を背景に、10月には史上最高値となる75円台まで円高が進行したものの、政府・日銀による円売り介入により円高基調は一段落しました。3月には日本の貿易赤字が拡大・定着するとの思惑や日銀の追加緩和等を背景として、円安が急激に進行し、3月末は82円19銭となりました。
円/ユーロレートは、ユーロ圏債務問題の深刻化が金融システム危機にまで発展するとの懸念から、年度初から年度後半にかけて円高が進行しました。その後はECBによる流動性供給やギリシャ追加支援への合意等を背景に円安に転じ、3月末は109円80銭となりました。

(2) 運用の概況

平成23年度末の一般勘定資産残高は、平成22年度末から1兆3,479億円増加し、49兆8,627億円(前年度末比2.8%増)となりました。

運用にあたっては、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付などを中核に据えました。また、中長期的な収益向上の観点から、経営の安定性に配慮しながら許容できるリスクの範囲内で、株式、外国証券などに投資しました。

- ・ 公社債は、安定的な利息収入が得られる資産としての位置づけのもと、着実な投資を実施しました。
- ・ 貸付金は、与信リスクを的確に見極め、安全性・安定性の高い優良案件への貸出に努めました。
- ・ 国内株式は、中長期的な観点から企業の収益性や配当等の株主還元状況などに着目しつつ銘柄入替を実施しました。
- ・ 外国証券は、外貨建公社債について、為替動向をふまえて投資を行いました。また、為替ヘッジ付きの公社債は、内外金利差は低水準に留まり、為替のヘッジコストが低位で推移したため、積み増しに取り組みました。

(3) 運用収支の状況

資産運用関係収益は、国内株式や外国証券を中心に有価証券売却益が減少したことから、1兆4,412億円と前年度より減少しました。(平成22年度1兆5,383億円)

資産運用関係費用は、株式等評価損、外国証券売却損が減少したこと等から、4,144億円と前年度より減少しました。(平成22年度5,011億円)

その結果、資産運用関係収支残高は、前年度比104億円減少し、1兆268億円となりました。

（４）資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場リスク・信用リスク・不動産投資リスクに分類されます。生命保険は長期にわたる契約であるため、資産運用においても負債特性をふまえた長期的な観点からのリスク管理が必要です。当社では、「リスク管理統括部」の中に資産運用リスクを統合管理する「運用リスク管理室」を設け、リスク管理体制の整備・高度化を通じ、収益の安定化を図りつつ、損失を許容される範囲内に収めるよう努めています。

a. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替、株式などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクの管理にあたっては、個々の投融資取引にともなう過大な損失の発生を抑制するとともに、ポートフォリオ全体の市場リスクを一定の範囲内にコントロールすることが重要と考えています。

■運用限度枠の設定

投融資取引にともなう過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性にあわせて、運用限度枠を設定し、その遵守状況を定期的に「運用リスク管理専門委員会」に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しています。

■市場バリュー・アット・リスクの計測と管理

ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算出し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っています。

b. 信用リスク管理

信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクの管理にあたっては、個別取引の厳格な審査や信用リスクに見合った取引条件の設定と、ポートフォリオ全体の正確なリスクの分析・評価を徹底して行うことが重要であると考えています。

■個別取引の信用リスク管理

投融資執行部門から独立した「財務審査部」により、厳格な審査を実施する体制を整備しています。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するための与信リミットなどにより、良質なポートフォリオの構築に努めています。

■信用バリュー・アット・リスクの計測と管理

ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算出し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

c. 不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料などの変動などにより不動産の収益が減少するリスクと、不動産市況の悪化により不動産価格が下落して損失を被るリスクです。不動産投資リスクの管理にあたっては、個々の不動産投資案件について、投融資執行部門から独立した「財務審査部」により厳格な審査を実施しています。また、投資利回りや価格に関する警戒域を設定することにより、採算性の落ちた不動産について重点的な管理を実施しています。

(5) ALM

生命保険会社が長期に安定した経営を行うためには、将来の保険金をお支払いするための負債（責任準備金）と運用資産の状況を把握し運用期間などを調整する、ALMの考え方に基づくことが重要です。当社では、保険商品毎に①負債キャッシュフロー、②予定利率を下回るリスク、③リスク許容度などを分析・検討し、「経営会議」や「リスク管理委員会」で中長期的な運用方針を決定しております。

(6) 自己査定及び引当状況

資産の自己査定とは、保有する個々の資産を、債務者の経営状況と担保などによる回収可能性を考慮した4つのランク（非分類・Ⅱ分類・Ⅲ分類・Ⅳ分類）に区分するものです。

当社では、自己査定の客観性を確保するため、

- ・金融庁の「保険会社に係る検査マニュアル」に準拠した厳格な査定基準
- ・査定実施部門から独立した監査部門による内部監査
- ・社外の監査法人による外部監査

など信頼性の高い仕組みを確立しております。

平成23年度は、健全性維持の観点から前年度同様、以下の引当基準により適切な引当てを実施しています。

日本生命引当基準

- ・「正常先」については、主に過去の単年度貸倒実績に基づき、一般貸倒引当金を計上
 - ・「要注意先」については、主に過去の3年累積貸倒実績率（ある時点の債権が以後3年内に毀損した率）などに基づき、一般貸倒引当金を計上
- なお、企業貸付については「要管理先」のうち担保・保証などにより保全されていない部分とそれ以外に区分して貸倒実績率を算出
- ・「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」については、債権額から担保処分・保証回収見込み額を減算した残高について必要額を個別貸倒引当金として計上し、Ⅳ分類部分については貸付金額から直接減額

3. 資産運用の実績(一般勘定)

(1) 資産の構成

(単位: 億円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	7,053	1.5	5,914	1.2
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	3,925	0.8	2,119	0.4
買入金銭債権	10,211	2.1	8,830	1.8
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	344,920	71.1	364,808	73.2
公社債	178,393	36.8	191,269	38.4
株式	62,108	12.8	58,369	11.7
外国証券	101,094	20.8	112,688	22.6
公社債	77,375	15.9	85,902	17.2
株式等	23,718	4.9	26,785	5.4
その他の証券	3,324	0.7	2,481	0.5
貸付金	87,433	18.0	87,216	17.5
保険約款貸付	9,657	2.0	8,963	1.8
一般貸付	77,775	16.0	78,252	15.7
不動産	17,489	3.6	17,270	3.5
うち投資用不動産	11,057	2.3	10,833	2.2
繰延税金資産	7,420	1.5	4,669	0.9
その他	6,927	1.4	7,937	1.6
貸倒引当金	△234	△0.0	△138	△0.0
一般勘定資産計	485,147	100.0	498,627	100.0
うち外貨建て資産	84,549	17.4	93,621	18.8

- (注) 1. 上記資産には、現金担保付債券貸借取引に伴う受入担保金を含んでいます。
 なお、受け入れた担保金は「債券貸借取引受入担保金」として負債にも計上しています。
 (平成22年度末: 1兆2,972億円、平成23年度末: 9,355億円)
2. 「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2) 資産の増減

(単位: 億円)

区分	平成22年度	平成23年度
	金額	金額
現預金・コールローン	234	△1,139
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	2,408	△1,805
買入金銭債権	△1,310	△1,380
商品有価証券	—	—
金銭の信託	△106	—
有価証券	8,632	19,887
公社債	4,338	12,876
株式	△6,391	△3,739
外国証券	10,589	11,594
公社債	10,109	8,526
株式等	479	3,067
その他の証券	95	△843
貸付金	△274	△217
保険約款貸付	△598	△694
一般貸付	324	476
不動産	△206	△218
うち投資用不動産	△174	△224
繰延税金資産	3,070	△2,751
その他	338	1,009
貸倒引当金	11	95
一般勘定資産計	12,797	13,479
うち外貨建て資産	9,120	9,072

- (注) 1. 現金担保付債券貸借取引による受入担保金の増減額は次のとおりです。
 (平成22年度: 2,721億円、平成23年度: △3,616億円)
2. 「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(3) 資産運用関係収益

(単位:億円)

区分	平成22年度	平成23年度
利息及び配当金等収入	12,046	11,981
預貯金利息	3	2
有価証券利息・配当金	8,991	9,042
貸付金利息	1,874	1,852
不動産賃貸料	921	858
その他利息配当金	255	224
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	0
有価証券売却益	3,308	2,339
国債等債券売却益	351	437
株式等売却益	1,498	684
外国証券売却益	1,458	1,217
その他	—	—
有価証券償還益	21	2
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
貸倒引当金戻入額	—	59
その他運用収益	8	29
合計	15,383	14,412

(4) 資産運用関係費用

(単位:億円)

区分	平成22年度	平成23年度
支払利息	28	26
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	6	—
有価証券売却損	2,530	1,540
国債等債券売却損	71	1
株式等売却損	186	349
外国証券売却損	2,273	1,189
その他	—	0
有価証券評価損	1,402	293
国債等債券評価損	—	—
株式等評価損	1,193	262
外国証券評価損	203	27
その他	5	4
有価証券償還損	161	162
金融派生商品費用	271	1,579
為替差損	76	62
貸倒引当金繰入額	—	—
貸付金償却	0	0
賃貸用不動産等減価償却費	260	258
その他運用費用	272	219
合計	5,011	4,144

(注)平成23年度より、貸倒引当金戻入額を、資産運用関係収益に含めて表示しています。
平成22年度は、上記以外に、特別利益として貸倒引当金戻入額を22億円計上しています。

(5) 資産運用に係わる諸効率

①資産別運用利回り

(単位：%)

区分	平成22年度	平成23年度
現預金・コールローン	0.10	0.08
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	0.11	0.10
買入金銭債権	1.59	2.23
商品有価証券	—	—
金銭の信託	△7.37	—
有価証券	2.34	2.61
うち 公社債	2.14	2.21
うち 株式	2.96	3.08
うち 外国証券	2.47	3.24
公社債	2.94	3.23
株式等	0.87	3.27
貸付金	2.15	2.12
うち 一般貸付	1.80	1.80
不動産	2.60	2.30
うち 投資用不動産	4.05	3.59
一般勘定計	2.23	2.15
うち 海外投融資	2.43	3.19

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、
資産運用収益-資産運用費用として算出した利回りです。
2. 海外投融資とは外貨建資産と円建資産の合計です。

②日々平均残高

(単位：億円)

区分	平成22年度	平成23年度
現預金・コールローン	3,997	3,894
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	2,278	2,343
買入金銭債権	11,126	9,487
商品有価証券	—	—
金銭の信託	82	—
有価証券	326,048	340,646
うち 公社債	173,841	185,827
うち 株式	51,254	49,694
うち 外国証券	97,439	102,099
公社債	75,237	78,335
株式等	22,201	23,764
貸付金	86,924	87,916
うち 一般貸付	77,000	78,622
不動産	17,681	17,436
うち 投資用不動産	11,176	11,020
一般勘定計	464,774	478,441
うち 海外投融資	102,051	106,040

(6) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:億円)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	—	24	—	—

(注) 1. 売買目的有価証券に含まれる金額の借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。
2. 売買目的有価証券に含まれる金額の借対照表計上額及び当期の損益には、現預金及びコールローンを含みません。

(7) 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:億円)

区分	平成22年度末					平成23年度末				
	帳簿価額	時価	差損益		帳簿価額	時価	差損益			
			差益	差損			差益	差損		
責任準備金対応債券	174,154	181,064	6,909	7,197	△287	182,286	193,926	11,639	11,891	△251
満期保有目的の債券	166	166	1	1	△0	145	144	△0	0	△0
子会社・関連会社株式	77	340	263	263	—	77	214	136	136	—
その他有価証券	159,472	171,443	11,971	18,276	△6,306	166,586	180,852	15,266	20,679	△5,413
公社債	14,471	14,815	344	390	△35	17,244	17,726	482	559	△77
株式	47,184	59,069	11,875	15,398	△3,522	46,524	55,969	9,444	13,893	△4,448
外国証券	89,998	89,913	△85	2,423	△2,508	96,247	101,665	5,418	6,151	△733
公社債	76,899	75,998	△901	1,388	△2,289	80,967	85,080	4,122	4,601	△478
株式等	13,099	13,914	815	1,034	△218	15,280	16,585	1,296	1,550	△254
その他の証券	3,247	3,078	△168	69	△238	2,296	2,216	△79	74	△153
買入金銭債権	341	345	4	4	△0	763	763	△0	0	△0
譲渡性預金	4,230	4,229	△0	0	△0	2,510	2,509	△0	—	△0
合計	333,889	353,015	19,145	25,739	△6,596	348,096	375,137	27,042	32,706	△5,665
公社債	178,048	184,961	6,883	7,194	△311	190,787	202,447	11,660	11,981	△321
株式	47,184	59,069	11,875	15,398	△3,522	46,524	55,969	9,444	13,893	△4,448
外国証券	90,962	91,157	204	2,713	△2,508	97,146	102,726	5,580	6,316	△736
公社債	77,776	76,902	△874	1,415	△2,290	81,779	85,927	4,147	4,629	△481
株式等	13,176	14,255	1,079	1,297	△218	15,366	16,799	1,432	1,687	△254
その他の証券	3,247	3,078	△168	69	△238	2,296	2,216	△79	74	△153
買入金銭債権	10,206	10,557	350	363	△13	8,830	9,267	436	441	△5
譲渡性預金	4,230	4,229	△0	0	△0	2,510	2,509	△0	—	△0

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分	平成22年度末	平成23年度末
責任準備金対応債券	—	—
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
子会社・関連会社株式	1,840	2,479
その他有価証券	11,801	10,398
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	2,670	2,022
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	6,975	6,927
非上場外国債券	539	—
その他	1,616	1,448
合計	13,642	12,877

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外資系資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
(平成22年度末:△599億円、平成23年度末:△470億円)

(8) 金銭の信託の時価情報

(単位：億円)

区分	平成22年度末					平成23年度末				
	貸借対照表 計上額	時価	差損益		貸借対照表 計上額	時価	差損益			
			差益	差損			差益	差損		
金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1. 時価の算定は、金銭の信託の受托者が合理的に算出した価格によっています。
2. 貸借対照表計上額には、金銭の信託内で有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・運用目的の金銭の信託

(単位：億円)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
運用目的の金銭の信託	-	24	-	-

(注) 貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

4. 平成23年度決算に基づく社員配当金について

平成23年度は、低金利の継続等、先行き不透明な運用環境を踏まえ、配当を一部見直します。概要については、以下のとおりです。

- ・個人保険、個人年金保険については、配当基準利回りを引き下げます。
なお、平成24年4月2日以後契約について、新たな配当方式を導入します。
- ・団体年金保険については、団体年金配当ルールに基づき、配当基準利回りを設定します。
- ・団体保険等については、原則として配当率を据え置きとします。

(1) 平成23年度決算に基づく配当率については、以下のとおりです。

【個人保険、個人年金保険】

平成11年4月1日以前契約（毎年配当契約）

《通常配当金》

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③および④の合計額から⑤の額を控除した額
(マイナスとなる場合はゼロとします。)

① <費差益配当金>

【据え置き】

保険金*に費差基本配当率を乗じた額

ただし、配当回数1回目においては費差基本配当率をゼロとします。

* 会社所定の換算による保険金（以下、本文において同じ。）

(例示)

終身保険・養老保険の保険金100万円につき		
昭和39年4月1日以後	昭和56年4月1日以前の契約	1,950円
昭和56年4月2日以後	昭和60年4月1日以前の契約	1,300円
昭和60年4月2日以後	平成2年4月1日以前の契約	900円
平成2年4月2日以後	平成5年4月1日以前の契約	550円
平成5年4月2日以後の契約		350円
定期保険特約の保険金100万円につき		
昭和56年4月2日以後	昭和60年4月1日以前の契約	1,300円
昭和60年4月2日以後	平成2年4月1日以前の契約	900円
平成2年4月2日以後	平成5年4月1日以前の契約	550円
平成5年4月2日以後	平成8年4月1日以前の契約	350円
平成8年4月2日以後	平成13年10月1日以前の契約	200円

さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、保険金100万円につき、次の費差上乗せ配当率を乗じた額を上乗せします。

費差上乗せ配当率 …	保険金額5,000万円以上	535円
	保険金額3,000万円以上 5,000万円未満	435円
	保険金額2,000万円超 3,000万円未満	335円

日本生命保険相互会社

- ② <死差益配当金> [据え置き]
危険保険金に被保険者の年齢・性別および予定死亡表の区別等に応じた死差益配当率を乗じた額

(例示)

平成 8 年 4 月 2 日以後の定期保険 男性 40 歳		
危険保険金 100 万円につき	配当回数 10 回目以上	0 円
	配当回数 9 回目以下	130 円

- ③ <災害疾病特約配当金> [据え置き]
災害特約、疾病特約等が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額

(例示)

平成 2 年 4 月 2 日以後の災害割増特約		
災害保険金	100 万円につき	50 円
昭和 62 年 4 月 2 日以後の新入院医療特約 本人型 40 歳		
入院給付日額	1,000 円につき	500 円

- ④ <利差益配当金> [引き下げ]
責任準備金に予定利率に応じた利差益配当率を乗じた額

(例示)

予定利率 1.50% の契約	0.25%
----------------	-------

- ⑤ <配当調整額> [引き下げ]
責任準備金に予定利率に応じた配当調整率を乗じた額

(例示)

予定利率 2.00% の契約	0.25%
予定利率 2.75% の契約	1.20%
予定利率 3.75% の契約	2.40%
予定利率 4.00% の契約	2.65%
予定利率 5.00% の契約	3.85%
予定利率 5.50% の契約	4.55%
予定利率 1.75% の一時払養老保険	0.25%
予定利率 2.25% の一時払養老保険	0.75%
予定利率 2.00% の一時払終身保険	0.80%
予定利率 1.75% の一時払年金保険	0.40%

日本生命保険相互会社

《健康配当金》**＜定期健康配当金＞****【据え置き】**

定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料（年額）*1 に次の定期健康配当率を乗じた額

定期健康配当率*2 … 4%（平成6年度契約）から100%（昭和50年度以前契約）

*1 会社所定の換算による保険料（年額）（以下、本文において同じ。）

*2 更新契約については、更新前契約締結時の契約年度に応じて算出した額から、直前の更新時に支払われた定期健康配当金（消滅時配当金）を控除してお支払いします。なお、途中の更新時については、上記の5割の配当率を乗じた額とします。

＜災害疾病健康配当金＞**【据え置き】**

災害入院特約、入院医療特約等について、特約の保険期間の満了する契約または転換により消滅する契約等に対し、保険料（年額）に次の災害疾病健康配当率を乗じた額

災害疾病健康配当率 … 3.3%（平成13年度付加特約）から95%（昭和48年度以前付加特約）

《消滅時配当金》**【据え置き】**

保険期間の満了する契約または死亡、解約により消滅する契約等に対し、終身・養老部分の責任準備金に次の消滅時配当率を乗じた額

- ・ 予定利率4%以下契約

消滅時配当率（満期・死亡） … 2.0%（昭和47年度契約）から9.2%（昭和44年度以前契約）

消滅時配当率（上記以外） … 2.0%（昭和45年度契約）から4.4%（昭和44年度以前契約）

- ・ 予定利率4%超契約

消滅時配当率（満期・死亡） … 2.0%（昭和44年度契約）から4.4%（昭和43年度以前契約）

消滅時配当率（上記以外） … ゼロ

《保障見直し特別配当金》**【新設】**

保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、次の保障見直し特別配当率を乗じた額

- ・ 終身保険、養老保険等

保険金100万円につき750円（平成4年度以前契約）から150円（平成10年度以後契約）

- ・ 定期保険特約等

保険金100万円につき50円（平成元年度以前契約）から5円（平成10年度以後契約）

日本生命保険相互会社

平成11年4月1日以前契約(NEO契約)

《5年ごと利差配当金》

5年ごとに利差配当金を通算した額(マイナスとなる場合はゼロとします。)

・各決算年度の利差配当金は、毎年配当契約の利差益配当率・配当調整率に準じて設定

《5年ごと死差配当金(特別配当)》

5年ごとに死差配当金を通算した額(5年ごと利差配当金をマイナスのためゼロとした契約については、そのマイナスの額を合計した額とし、合計後の額がマイナスとなる場合はゼロとします。)

・各決算年度の死差配当金は、危険保険金に被保険者の年齢・性別に応じた死差益配当率を乗じた額

(例示)

定期保険 男性 40歳 [平成23年度決算に基づく部分]	
危険保険金 100万円につき	経過9年以下 70円
	経過9年超 0円

《定期健康配当金・消滅時配当金》

毎年配当契約に準じて設定

[据え置き]

《保障見直し特別配当金》

毎年配当契約に準じて設定

[新設]

平成24年4月1日以前契約(EXシリーズ契約)

《配当金の支払水準》

《5年ごと配当金》

契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき15円を乗じた額

[据え置き]

《消滅時配当金》

保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額

[据え置き]

《保障見直し特別配当金》

保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額

[新設]

日本生命保険相互会社

《ポイント水準》

＜通常ポイント＞

【一部圧縮】

毎年配当契約の利益配当率・配当調整率に準じてポイント率を設定

(例示)

責任準備金 100 万円につき、以下のポイントを加算		
予定利率 1.65% の契約		
保険期間	5 年以下	… 50 ポイント
保険期間	5 年超 10 年以下	… 40 ポイント
保険期間	10 年超 20 年以下	… 36 ポイント
保険期間	20 年超	… 34 ポイント
予定利率 2.15% の契約		
一時払養老保険・一時払終身保険・一時払年金保険		
… 0 ポイント		

(注) 保険期間が終身の保険契約および年金支払開始後契約については、保険期間 20 年超のポイントを加算します。
年金支払開始後契約(年金特約を除く)については、上記の 1 割とします。
年金特約については、上記の 5 割とします。

＜健康ポイント＞

◇定期健康ポイント

【一部調整*】

保険料払込免除事由が発生していない場合、被保険者の年齢・性別および予定死亡表の区別等に応じたポイント率を設定

* 毎年配当契約の利益配当率・配当調整率に応じた所要の調整を行う

(例示)

定期保険特約(平成 19 年 4 月 2 日以後契約、男性、保険期間 15 年、払込期間 15 年、年払)		
危険保険金 1,000 万円につき、以下のポイントを加算		
到達年齢	30 歳	… 12 ポイント
到達年齢	40 歳	… 14 ポイント
到達年齢	50 歳	… 23 ポイント
到達年齢	60 歳	… 46 ポイント

◇災害疾病健康ポイント

【据え置き】

特約種類等に応じたポイント率を設定

(例示)

保険料(年額) 1 万円につき、以下のポイントを加算		
平成 13 年 4 月 1 日以前に締結された	新災害入院特約	2.5 ポイント
	新入院医療特約	5 ポイント

＜転換特別ポイント＞

【据え置き】

平成 11 年 4 月 1 日以前契約からの転換により締結された契約について、被転換契約の保険金 100 万円につき次のポイントを加算

(養老、終身等)		
150 ポイント(平成 4 年度以前契約)	から	30 ポイント(平成 10 年度以後契約)
(定期保険特約等)		
10 ポイント(平成元年度以前契約)	から	1 ポイント(平成 10 年度以後契約)

日本生命保険相互会社

平成24年4月2日以後契約

＜通常配当金＞

【新設】

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③および④の合計額に⑤を乗じた額

① <費差益配当金>

保険金に費差益配当率を乗じた額

(例示)

〔 終身保険
保険金 100 万円につき 0 円 〕

② <死差益配当金>

危険保険金に被保険者の年齢・性別および予定死亡表の区別等に応じた死差益配当率を乗じた額

(例示)

〔 終身保険 男性 40 歳
危険保険金 100 万円につき 37 円 〕

③ <災害疾病配当金>

入院給付日額等に保険種類等に応じた災害疾病配当率を乗じた額

(例示)

〔 総合医療保険
入院給付日額 1,000 円につき 0 円 〕

④ <利差益配当金>

責任準備金に予定利率に応じた利差益配当率を乗じた額

(例示)

〔 定期保険
利差益配当率 0.10% 〕

⑤ <経過別係数>

経過年数等に応じた係数を設定

(例示)

保険種類	保険期間	経過別係数
養老保険 年金保険	10 年以下	50% (経過 1 年) から 110% (経過 5 年以上)
	10 年超 20 年以下	50% (経過 1 年) から 115% (経過 15 年以上)
	20 年超	50% (経過 1 年) から 120% (経過 30 年以上)
定期保険 終身保険	10 年以下	55% (経過 1 年) から 115% (経過 5 年以上)
	10 年超 20 年以下	55% (経過 1 年) から 120% (経過 15 年以上)
	20 年超 (終身含む)	55% (経過 1 年) から 125% (経過 30 年以上)

(注) 年金支払開始後契約については、100%とします。

保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に所要の調整を行います。

日本生命保険相互会社

【団体年金保険】

責任準備金に配当率を乗じた額

(例示)

・ 予定利率 0.75% の契約	…	0.00%	[前年度 0.00%]
・ 予定利率 1.25% (払戻等控除有り) の契約	…	0.12%	[前年度 0.42%]
・ 予定利率 1.25% (払戻等控除無し) の契約	…	0.00%	[前年度 0.08%]

【団体保険等】

原則として配当率を据え置きとします。

日本生命保険相互会社

- (2) 平成23年度決算に基づく社員配当金を定期付終身保険、養老保険、終身保険および年金保険について例示しますと以下のとおりです。

【毎年配当契約】

(例1) 定期付終身保険

〔全期型、30歳加入、60歳払込満了、年払、男性、
20倍型、死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円〕

(単位：円)

加入年度<経過年数>	保険料	継続中の契約*1	死亡契約*2
平成10年度<14年>	261,574	6,075 (△ 4,900)	50,005,000 [△ 4,550]
平成9年度<15年>	261,574	5,000 (△ 4,550)	50,003,450 [△ 5,125]
平成8年度<16年>	261,574	3,450 (△ 5,125)	50,002,350 [△ 5,250]

*1 「継続中の契約」欄の()内は、前年度受取金額との差額を示します。

*2 「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

また、[]内は、前年度における契約応当日以後に依に死亡した場合の受取金額との差額を示します。

(例2) 養老保険

〔30歳加入、30年満期、年払、男性、保険金100万円〕

(単位：円)

加入年度<経過年数>	保険料	継続中の契約*1	満期・死亡契約*2
平成9年度<15年>	27,323	0 (0)	(死亡) 1,000,000
平成4年度<20年>	19,578	0 (0)	(死亡) 1,000,000
昭和62年度<25年>	19,980	0 (0)	(死亡) 1,000,000
昭和57年度<30年>	21,670	—	(満期) 1,000,000

*1 「継続中の契約」欄の()内は、前年度受取金額との差額を示します。

*2 「満期・死亡契約」欄は、満期または契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

【E Xシリーズ契約】

(例3) 定期付終身保険

〔60歳払込満了, 年払, 男性, 20倍型,
死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円〕

平成19年度契約<経過5年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢*1	保険料*2	累計ポイント*3	5年ごと配当金*4
30歳	177,407 (347,742)	396 (+ 74) [418 (+ 96)]	5,940 (-) [6,270 (-)]
40歳	271,419 (441,564)	569 (+ 112) [606 (+ 149)]	8,535 (-) [9,090 (-)]
50歳	536,037 (-)	1,035 (+ 207) [1,118 (+ 290)]	15,525 (-) [16,770 (-)]

*1 定期保険特約の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳・50歳加入契約は10年とします。

(以下、定期付終身保険において同じ。)

*2 「保険料」欄の()内は、定期保険特約更新後の保険料を示します。(以下、定期付終身保険において同じ。)

*3 「累計ポイント」欄の[]内は、配当率据置の場合のポイントを示します。また、()内は、前年度の累計ポイントとの差を示します。(以下、E Xシリーズ契約において同じ。)

*4 「5年ごと配当金」欄の[]内は、配当率据置の場合の受取金額を示します。また、()内は、前回の5年ごと配当金との差額を示します。(以下、E Xシリーズ契約において同じ。)

平成14年度契約<経過10年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	180,092 (348,764)	1,022 (+ 88) [1,068 (+ 134)]	15,330 (+ 10,890) [16,020 (+ 11,580)]
40歳	281,517 (443,349)	2,973 (+ 148) [3,032 (+ 207)]	44,595 (+ 35,100) [45,480 (+ 35,985)]
50歳	573,647 (-)	10,855 (+ 290) [10,983 (+ 418)]	212,565 (+ 192,630) [214,485 (+ 194,550)]

(例4) 終身保険

〔60歳払込満了, 年払, 男性, 保険金1,000万円〕

平成19年度契約<経過5年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	245,820	296 (+ 45) [365 (+ 114)]	4,440 (-) [5,475 (-)]

平成14年度契約<経過10年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	249,910	929 (+ 83) [1,077 (+ 231)]	13,935 (+ 12,030) [16,155 (+ 14,250)]

(例5) 年金保険

〔60歳払込満了, 年払, 男性, 60歳年金開始,
10年確定, 年金年額100万円〕

平成19年度契約<経過5年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	279,290	297 (+ 43) [383 (+ 129)]	4,455 (-) [5,745 (-)]

平成14年度契約<経過10年>

(単位:ポイント、円)

加入年齢	保険料	累計ポイント	5年ごと配当金
30歳	279,410	1,005 (+ 90) [1,184 (+ 269)]	15,075 (+ 13,275) [17,660 (+ 15,960)]

5. 平成23年度末保障機能別保有契約高

(単位:千件、億円)

項目	個人保険		個人年金保険		団体保険		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
死亡保障	普通死亡	11,337	1,623,810	—	—	26,775	912,183	38,113	2,535,994
	災害死亡	5,812	301,854	263	3,101	3,103	36,173	9,179	341,129
	その他の条件付死亡	250	3,081	—	—	77	1,206	328	4,288
生存保障	1	43	3,149	190,470	11	156	3,162	190,670	
入院保障	災害入院	7,501	478	341	15	1,606	17	9,449	510
	疾病入院	7,476	475	338	15	—	—	7,814	490
	その他の条件付入院	8,680	571	83	3	64	0	8,828	575
障がい保障	7,012	—	83	—	2,877	—	9,973	—	
手術保障	11,572	—	338	—	—	—	11,910	—	

項目	団体年金保険		財形保険・財形年金保険		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	13,568	104,769	214	4,622	13,782	109,391

項目	医療保障保険	
	件数	金額
入院保障	904	31

項目	就業不能保障保険	
	件数	金額
就業不能保障	94	131

(注) 1. 団体保険、団体年金保険、財形保険・財形年金保険、医療保障保険および就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。

2. 「生存保障」欄の金額は、個人年金保険、団体保険(年金特約)および財形年金保険(財形年金積立保険を除く)については、年金支払前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものの、団体年金保険、財形保険および財形年金積立保険については責任準備金を表します。

3. 「入院保障」欄の金額は入院給付日額を表します。

4. 医療保障保険の「入院保障」欄には、疾病入院に関わる数値を記載しています。

5. 就業不能保障保険の金額は就業不能保障額(月額)を表します。

6. 受再保険については、被保険者数16千名、金額188億円です。

6. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成22年度末	平成23年度末	科 目	平成22年度末	平成23年度末
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	644,654	422,236	保険契約準備金	44,499,795	45,775,051
現預金	872	562	支払準備金	248,568	206,634
預貯金	643,782	421,673	責任準備金	43,106,896	44,448,079
コ一ル口一	119,800	212,300	社員配当準備金	1,144,330	1,120,336
債券貸借取引支払保証金	392,526	211,928	再	326	335
買入金債	1,021,145	883,070	その他負債	2,224,448	1,790,476
有価証券	35,674,745	37,522,761	債券貸借取引受入担保金	1,297,252	935,584
国債	13,360,956	14,668,091	借入金	41	32
地方債	1,667,879	1,583,685	未払法人税等	102,181	-
社債	3,228,114	3,218,751	未払金	383,514	332,320
株式	6,497,618	6,071,844	未払費用	60,365	62,518
外国証券	10,452,770	11,608,261	前受収益	21,538	21,730
その他の証券	467,406	372,215	預り保証金	101,450	101,190
貸付金	8,743,389	8,721,609	預り保証	91,005	88,442
保険約款貸付	965,794	896,347	先物取引差金勘定	2	42
一般貸付	7,777,595	7,825,262	金融派生商品	110,847	218,942
有形固定資産	1,767,242	1,750,402	リース債務	4,974	4,565
土地	1,202,499	1,198,419	資産除去債務	1,802	2,012
建物	523,417	515,114	仮受負債	13,230	12,201
リース資産	4,652	3,205	その他の負債	36,242	10,891
建物の仮勘定	23,014	13,500	役員賞与引当金	57	53
その他の有形固定資産	13,659	20,163	退職給付引当金	440,503	437,421
無形固定資産	196,783	200,172	役員退職慰労引当金	5,118	4,564
ソフトウェア	72,718	110,219	ポイント引当金	4,652	7,238
その他の無形固定資産	124,064	89,952	支損損失引当金	424	397
再評価	319	222	災害損失引当金	1,826	739
その他の資産	525,916	604,904	信託資産勘定準備金	347,003	333,710
未収金	184,386	268,391	再評価に係る繰延税金負債	171,962	142,498
前払費用	10,079	9,822	支払承諾	21,038	26,755
未収収益	222,000	220,629	負債の部合計	47,717,146	48,519,242
預託金	40,926	39,638	(純資産の部)		
先物取引差入保証金	5,153	5,182	基金	250,000	300,000
先物取引差金勘定	923	25	基金償却積立金	850,000	900,000
金融派生商品	29,747	28,718	再評価積立金	651	651
仮払金	11,165	13,446	剰余金	346,435	342,281
その他の資産	21,531	19,049	損失てん補準備金	11,193	11,889
繰延税金資産	742,040	466,934	その他の剰余金	335,242	330,392
支払承諾見込	21,038	26,755	危険準備積立金	71,917	71,917
貸倒引当金	△23,484	△13,885	社会厚生福祉事業助成資金	190	213
			圧縮積立金	31,701	31,746
			別段積立金	170	170
			当期末処分剰余金	231,264	226,344
			基金等合計	1,447,086	1,542,932
			その他の有価証券評価差額金	745,036	1,021,724
			繰延ヘッジ損益	6,832	△6,969
			土地再評価差額金	△89,985	△67,515
			評価・換算差額等合計	661,884	947,239
			純資産の部合計	2,108,971	2,490,171
資産の部合計	49,826,117	51,009,414	負債及び純資産の部合計	49,826,117	51,009,414

- (注) 1. 有価証券、預貯金・買入金債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取扱うもの及び金銭の債権において債権時価として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
- ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④ 子会社株式会社及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社及び保険業法施行令第 15 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式並びに保険業法施行令第 15 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険、財形保険・財形年金保険、団体保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・積存年次・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. (1) ① 有形固定資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産及び平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物を除く)の減価償却は定率法により、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物の減価償却は定額法により行っております。
- ② 無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
 - ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間に基づく定額法により行っております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,141,335 百万円であります。
5. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- | | |
|------------|--|
| 再評価を行った年月日 | 平成 14 年 3 月 31 日 |
| 再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格及び第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。 |

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
- なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込がないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場又は期末日より前 1 カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
7. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- ① 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - ② 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 - ③ 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (3) 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は、1,754 百万円(担保・保証付債権に係る額 1,114 百万円)であります。
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付債務等に関する事項は、次のとおりです。
- ① 退職給付債務及びその内訳

イ	退職給付債務	△695,786 百万円
ロ	年金資産	267,708 百万円
ハ	未積立退職給付債務(イ+ロ)	△428,068 百万円
ニ	未認識数理計算上の差異	9,500 百万円
ホ	未認識過去勤務債務	△ 18,660 百万円
ヘ	退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	△437,421 百万円
 - ② 退職給付債務等の計算基礎

イ	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ	割引率	1.6%
ハ	期待運用収益率	1.6%
ニ	数理計算上の差異の処理方法	発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌年度から費用処理
ホ	過去勤務債務の額の処理方法	発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5 年)による定額法により費用処理

10. 役員退職慰勞引当金は、役員に対する退職慰勞金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 支援損失引当金は、再建支援等に伴う将来負担見込額を見積計上しております。
13. 災害損失引当金は、東日本大震災に伴う有形固定資産の修繕等の支出に備えるため、その見積額を計上しております。
14. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算定した額を計上しております。
15. 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号)に基づき行っております。
なお、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
16. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建債券等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び繰延ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債権の一部について為替予約及び通貨スワップの振当処理を適用しております。
②ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
17. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上の上 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
18. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。
①標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)
②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により、一部の個人年金保険契約を対象として積立てた責任準備金が含まれております。

19. 当期より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の運用指針」(企業会計基準運用指針第 24 号)並びにこれらに対応するために見直しが行われた「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第 14 号)を適用しております。

これに伴う保険業法施行規則の改正により、以下のとおり変更しております。

- ① 損益計算書において、従来、特別利益に表示していた貸倒引当金戻入額を、資産運用収益を含めて表示しております。

この結果、経常利益は、5,964百万円増加しておりますが、当期純剰余への影響はありません。

- ② 基金等変動計算書において、従来、前期末残高と表示していたものを、当期首残高として表示しております。

20. 一般勘定(保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性をふまえた上で、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見直しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円満の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、効率的な資産運用を図る観点から、主に現物資産運用のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップ、通貨関連では為替予約、通貨オプション及び通貨スワップを活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の手法については、主に、外貨債権等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び繰延ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨債権の一部について為替予約及び通貨スワップの振当処理を適用しており、ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

主に、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性にあわせて、運用限度等を設定しております。また、その遵守状況を経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。このほか、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場・リニュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門により、厳格な審査を実施する体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するための与信リミット等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用・リニュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

21. (1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	250,997	250,997	-
その他有価証券	250,997	250,997	-
買入金銭債権	883,070	926,722	43,652
責任準備金対応債券	806,689	850,341	43,652
その他有価証券	76,381	76,381	-
有価証券	36,243,963	37,377,929	1,133,975
売買目的有価証券	1,041,876	1,041,876	-
満期保有目的の債券	14,500	14,479	△ 21
責任準備金対応債券	17,421,958	18,542,260	1,120,301
子会社株式及び関連会社株式	7,711	21,406	13,695
その他有価証券	17,757,906	17,757,906	-
貸付金(*3)	8,710,573	8,976,875	266,301
保険約款貸付	896,161	896,161	-
一般貸付	7,814,412	8,080,713	266,301
金融派生商品(*4)	(190,224)	(190,224)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(81,081)	(81,081)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(109,143)	(109,143)	-
債券貸借取引受入担保金(*5)	(935,584)	(935,584)	-

(*1)貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2)当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3)金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、貸付金に含めて記載しております。

(*4)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*5)債券貸借取引受入担保金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

① 有価証券及び預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取扱うもの

イ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式及び外国株式については、期末日以前 1 カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。

② 貸付金

イ 保険約款貸付

貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済の見込まれる期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと認められるため、帳簿価額を時価としております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③ 金融派生商品

- イ 先物取引の市場取引の時価については、期末日の清算値又は終値によっております。
- ロ 為替予約取引及び通貨オプション取引の時価については、ブローカーより入手したTTM、割引レート等を基準として、当社で算定した価格によっております。
- ハ 金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の時価については、公表されている市場金利等を基準として、将来のキャッシュ・フロー差額を現在価値へ割引いて算定した価格によっております。

④ 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

- (3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式 247,911 百万円、その他有価証券 1,000,896 百万円であります。

- (4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

① 売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は、△11,977 百万円であります。

② 満期保有目的の債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	公社債	12,000	12,061	61
	公社債	2,499	2,417	△ 82
合計		14,500	14,479	△ 21

③ 責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	748,842	792,984	44,141
	公社債	17,108,566	18,250,757	1,142,191
	外国証券	68,973	71,780	2,806
	小計	17,926,383	19,115,522	1,189,139
時価が貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	57,846	57,557	△ 488
	公社債	231,192	206,831	△ 24,360
	外国証券	13,226	12,890	△ 336
	小計	302,265	277,079	△ 25,185
合計		18,228,648	19,392,601	1,163,953

④ その他有価証券

種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表価額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価又は償却 原価を超えるもの	買入金銭債権	2,855	2,860	4
	公社債	1,669,385	1,725,313	55,928
	株式	2,656,297	4,045,678	1,389,380
	外国証券	7,936,643	8,551,825	615,182
	その他の証券	170,767	178,190	7,423
	小計	12,435,950	14,503,868	2,067,918
貸借対照表価額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	現金及び預貯金 (積立性預金)	251,000	250,997	△ 2
	買入金銭債権	73,540	73,521	△ 19
	公社債	55,089	47,378	△ 7,711
	株式	1,996,138	1,551,249	△ 444,889
	外国証券	1,688,081	1,614,767	△ 73,314
	その他の証券	58,887	43,503	△ 15,383
小計	4,122,738	3,581,417	△ 541,320	
合計	16,558,688	18,085,285	1,526,597	

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの1,030,896百万円は含めておりません。

当期において、時価のあるものにつき25,760百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、原則として期末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ期末日以前1カ月の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は以下のとおりであります。

- イ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄
- ロ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(5) 主な金銭債権債務の返済予定額及び満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金(積立性預金)	251,000	-	-	-
その他有価証券	251,000	-	-	-
買入金銭債権	80,750	11,467	58,414	731,377
責任準備金対応債券	5,865	11,467	57,576	730,675
その他有価証券	74,885	-	837	701
有価証券	466,975	4,359,385	4,855,700	18,529,429
満期保有目的の債券	14,500	-	-	-
責任準備金対応債券	317,551	2,834,695	1,824,754	12,328,463
その他有価証券	134,923	1,524,689	3,030,946	6,200,965
貸付金	1,035,181	3,030,024	2,273,655	1,476,838
債券貸借取引受入担保金	935,584	-	-	-

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの9,054百万円は含めておりません。

22. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は、1,164,127 百万円、時価は、1,147,794 百万円であります。
当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した額であります。
また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は、512 百万円であります。
23. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は、42,589 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ① 破綻先債権額は、3,018 百万円、延滞債権額は、33,532 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金〔貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という〕のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ② 3 カ月以上延滞債権額は、ありません。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ③ 貸付条件緩和債権額は、6,068 百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は、752 百万円、延滞債権額は、1,001 百万円それぞれ減少しております。
24. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定資産の額は、1,146,686 百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
25. 子会社等に対する金銭債権の総額は、167,125 百万円、金銭債務の総額は、3,381 百万円であります。
26. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------------|---------------|
| イ 当期首現在高 | 1,144,330 百万円 |
| ロ 前期剰余金よりの繰入額 | 175,513 百万円 |
| ハ 当期社員配当金支払額 | 206,596 百万円 |
| ニ 利息による増加額 | 27,087 百万円 |
| ホ 当期末現在高(イ+ロ-ハ+ニ) | 1,120,336 百万円 |
27. 担保に供されている資産の額は、有価証券 1,260,121 百万円、土地 2,962 百万円、建物 274 百万円であります。また、担保に係る債務の額は、946,508 百万円であります。
なお、上記には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券 1,063,818 百万円及び受入担保金 946,476 百万円をそれぞれ含んでおります。

28. 当期に保険業法第 60 条の規定に基づき基金を 100,000 百万円募集しております。
29. 基金を 50,000 百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第 56 条に規定する基金償却積立金に積立てております。
30. 子会社等の株式及び出資金の総額は、255,822 百万円であります。
なお、平成 24 年 3 月 22 日に、Reliance Group 傘下の Reliance Capital Asset Management Limited へ 26% 出資することに関して、同社の親会社である Reliance Capital Limited と合意しております。
31. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、2,816,579 百万円であります。
32. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は、709,179 百万円であります。
33. 貸付金に係るコミットメント及びこれに準ずる契約の貸付未実行残高は、137,062 百万円であります。
34. 保険業法施行令第 37 条の 4 に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は、84,947 百万円です。
なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。
35. (1) 繰延税金資産の総額は、1,062,260 百万円であり、繰延税金負債の総額は、533,906 百万円です。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、81,422 百万円です。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 712,374 百万円、退職給付引当金 136,388 百万円、価格変動準備金 106,193 百万円及び貸倒引当金 5,386 百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 494,409 百万円です。
(2) 当期における法定実効税率は、36.1% であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△12.8%、税率変更による影響 31.3% であります。
(3) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)の公布に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率 36.1% は、回収又は支払が見込まれる期間が平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までのものについては 33.2%、平成 27 年 4 月 1 日以降のものについては 30.7% にそれぞれ変更しております。
この変更により、当期末における繰延税金資産は、61,157 百万円、再評価に係る繰延税金負債は、25,001 百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は、87,306 百万円、土地再評価差額金は、25,001 百万円それぞれ増加しております。また、法人税等調整額は、147,915 百万円増加しております。
36. 保険業法施行規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は、164 百万円です。
37. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する額は、1,015,406 百万円です。

7. 損益計算書

		(単位:百万円)	
科 目		平成22年度	平成23年度
		金 額	金 額
経常	収入	6,646,851	7,074,986
保	料	4,896,413	5,368,272
再	等	4,895,562	5,367,387
利	収	851	885
預	収	1,538,398	1,459,929
有	当	1,204,606	1,198,148
貨	金	314	285
不	息	899,194	904,267
そ	・	187,415	185,293
金	配	92,155	85,868
有	運	25,526	22,434
貨	賃	-	16
そ	用	330,845	233,923
特	却	2,120	239
年	還	-	5,964
保	入	826	2,995
支	収	212,039	246,785
そ	入	12,842	10,328
の	入	178,293	171,335
金	入	-	41,933
險	収	20,903	23,187
私	益	6,415,755	6,593,418
金	金	3,813,023	3,886,720
給	料	1,135,052	1,167,385
解	料	568,489	649,373
再	料	830,497	804,484
任	料	1,014,833	1,011,204
支	料	262,853	252,933
社	料	1,296	1,337
員	料	1,147,592	1,368,270
産	料	25,843	-
支	料	1,092,521	1,341,183
金	料	29,228	27,087
有	料	535,921	414,459
貨	料	2,839	2,658
為	料	605	-
貨	料	253,082	154,062
質	料	140,243	29,364
特	料	16,191	16,265
の	料	27,178	157,980
保	料	7,619	6,282
税	料	0	3
減	料	26,045	25,848
退	料	27,296	21,993
そ	料	34,818	-
の	料	573,889	572,065
職	料	345,329	351,902
の	料	237,165	248,424
他	料	34,972	37,392
の	料	48,035	50,511
付	料	9,469	-
給	料	15,687	15,573
他	料	231,096	481,568
の	料	54,852	13,700
引	料	1,588	72
当	料	51,008	13,293
引	料	2,256	-
当	料	-	335
引	料	25,782	22,449
当	料	6,476	7,013
引	料	11,756	13,900
当	料	397	57
引	料	1,477	1,477
当	料	1,826	-
引	料	1,172	-
当	料	2,677	-
引	料	280,166	472,819
当	料	118,384	28,821
引	料	△90,000	222,112
当	料	28,383	250,933
引	料	231,782	221,886

- (注) 1. 子会社等との取引による収益の総額は、8,309 百万円、費用の総額は、32,275 百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 43,709 百万円、株式等 68,433 百万円、外国証券 121,780 百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 138 百万円、株式等 34,992 百万円、外国証券 118,926 百万円であります。
4. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等 26,206 百万円、外国証券 2,702 百万円であります。
5. 責任準備金繰入額の計算上、差し引いた出再責任準備金繰入額は、1 百万円であります。
6. 金融派生商品費用には、評価損益が△84,069 百万円含まれております。

7. 退職給付費用の総額及びその内訳は、次のとおりです。

イ 勤務費用	25,812 百万円
ロ 利息費用	11,352 百万円
ハ 期待運用収益	△4,370 百万円
ニ 業務計算上の器具の費用処理額	8,472 百万円
ホ 過去勤務債務の費用処理額	△4,785 百万円
ヘ その他	2,406 百万円
ト 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	38,906 百万円

8. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

貸貸用不動産等及び遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	借地権	建物	合計
貸貸用不動産等	6,519	26	4,472	11,119
遊休不動産等	2,464	-	317	2,781
合計	9,084	26	4,789	13,900

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値又は正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを 4.0%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額又は公示価格等をもとに算定しております。

9. 関連当事者との取引は、次のとおりです。

子会社等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	関係種等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	期末残高
子会社	ニッセイ信用保証株式会社	大阪府大阪市	950	債権保証業務	直接87.5% 間接0.3%	債権保証等 役員兼任等	当社の貸付に対する 債権保証(*)	513,616

(*)債権者とニッセイ信用保証株式会社との保証委託契約等に基づき、当社貸付金に対する債権保証を受けております。

8. 基金等変動計算書

科 目	平成22年度		平成23年度		科 目	平成22年度		平成23年度	
	金額	金額	金額	金額		金額	金額	金額	金額
基金等									
基金					剰余金合計				
当期首残高					当期首残高	369,489		346,435	
当期変動額	250,000	250,000			当期変動額				
基金の募集	50,000	100,000			社員配当準備金の積立	△199,189		△175,513	
基金の償却	△50,000	△50,000			基金償却積立金の積立	△50,000		△50,000	
当期変動額合計	—	50,000			基金利息の支払	△3,650		△3,508	
当期末残高	250,000	300,000			当期純剰余	231,782		221,886	
基金償却積立金					土地再評価差額金の取崩	△1,995		2,981	
当期首残高	800,000	850,000			当期変動額合計	△23,053		△4,154	
当期変動額					当期末残高	346,435		342,281	
基金償却積立金の積立	50,000	50,000			基金等合計				
当期変動額合計	50,000	50,000			当期首残高	1,420,140		1,447,088	
当期末残高	850,000	900,000			当期変動額				
再評価積立金					基金の募集	50,000		100,000	
当期首残高	851	851			社員配当準備金の積立	△199,189		△175,513	
当期変動額					基金利息の支払	△3,650		△3,508	
当期変動額合計	—	—			当期純剰余	231,782		221,886	
当期末残高	851	851			基金の償却	△50,000		△50,000	
剰余金					土地再評価差額金の取崩	△1,995		2,981	
損失てん補準備金					当期変動額合計	26,946		95,945	
当期首残高	10,425	11,193			当期末残高	1,447,088		1,542,932	
当期変動額					評価・換算差額等				
損失てん補準備金の積立	768	896			その他の有価証券評価差額金				
当期変動額合計	768	896			当期首残高	1,176,023		745,098	
当期末残高	11,193	11,889			当期変動額				
その他剰余金					基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△430,988		276,688	
危険準備積立金					当期変動額合計	△430,988		276,688	
当期首残高	71,917	71,917			当期末残高	745,098		1,021,784	
当期変動額					繰戻ヘッジ損益				
当期変動額合計	—	—			当期首残高	△602		0,882	
当期末残高	71,917	71,917			当期変動額				
社会厚生福祉事業助成資金					基金等以外の項目の当期変動額(純額)	7,435		△13,802	
当期首残高	167	190			当期変動額合計	7,435		△13,802	
当期変動額					当期末残高	6,832		△6,969	
社会厚生福祉事業助成資金の積立	1,500	1,500			土地再評価差額金				
社会厚生福祉事業助成資金の取崩	△1,477	△1,477			当期首残高	△91,311		△89,985	
当期変動額合計	23	23			当期変動額				
当期末残高	190	213			基金等以外の項目の当期変動額(純額)	1,128		22,469	
圧縮積立金					当期変動額合計	1,128		22,469	
当期首残高	32,140	31,701			当期末残高	△89,985		△67,515	
当期変動額					評価・換算差額等合計				
圧縮積立金の積立	590	714			当期首残高	1,084,309		661,884	
圧縮積立金の取崩	△1,029	△668			当期変動額				
当期変動額合計	△439	45			基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△422,425		285,365	
当期末残高	31,701	31,746			当期変動額合計	△422,425		285,365	
別段積立金					当期末残高	661,884		947,249	
当期首残高	170	170			純資産合計				
当期変動額					当期首残高	2,504,449		2,198,971	
当期変動額合計	—	—			当期変動額				
当期末残高	170	170			基金の募集	50,000		100,000	
当期未処分剰余金					社員配当準備金の積立	△199,189		△175,513	
当期首残高	254,869	231,264			基金利息の支払	△3,650		△3,508	
当期変動額					当期純剰余	231,782		221,886	
社員配当準備金の積立	△199,189	△175,513			基金の償却	△50,000		△50,000	
損失てん補準備金の積立	△768	△896			土地再評価差額金の取崩	△1,995		2,981	
基金償却積立金の積立	△50,000	△50,000			基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△422,425		285,365	
基金利息の支払	△3,650	△3,508			当期変動額合計	△395,478		381,200	
当期純剰余	231,782	221,886			当期末残高	2,108,971		2,499,171	
社会厚生福祉事業助成資金の積立	△1,500	△1,500							
社会厚生福祉事業助成資金の取崩	1,477	1,477							
圧縮積立金の積立	△590	△714							
圧縮積立金の取崩	1,029	668							
土地再評価差額金の取崩	△1,995	2,981							
当期変動額合計	△23,405	△4,959							
当期末残高	231,264	226,344							

9. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
基礎利益 A	516,327	544,306
キャピタル収益	330,845	233,939
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	—	16
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	330,845	233,923
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	428,729	347,689
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	605	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	253,082	154,062
有価証券評価損	140,243	29,364
金融派生商品費用	27,178	157,980
為替差損	7,619	6,282
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	△97,883	△113,750
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	418,443	430,555
臨時収益	42,690	51,016
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	42,690	46,101
個別貸倒引当金戻入額	—	4,915
その他臨時収益	—	—
臨時費用	230,037	3
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	0	3
その他臨時費用	230,037	—
臨時損益 C	△187,347	51,012
経常利益 A+B+C	231,096	481,568

(参考)

○その他項目の内訳

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
その他臨時費用	230,037	—
保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金繰入額	230,037	—

10. 剰余金処分決議

(単位:千円)

科目	平成22年度	平成23年度
	金額	金額
当期末処分剰余金	231,264,000	226,344,537
任意積立金取崩額	668,543	685,311
圧縮積立金取崩額	668,543	685,311
圧縮特別勘定積立金取崩額	—	—
計	231,932,543	227,029,849
剰余金処分量	231,932,543	227,029,849
社員配当準備金	175,513,864	167,313,298
差引純剰余金	56,418,678	59,716,550
損失てん補準備金	696,000	682,000
基金償却積立金	50,000,000	50,000,000
基金利息	3,508,250	3,930,000
任意積立金	2,214,428	5,104,550
社会厚生福祉事業助成資金	1,500,000	1,500,000
圧縮積立金	714,428	3,604,550
圧縮特別勘定積立金	—	—
次期繰越剰余金	—	—

1.1. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区分	平成22年度末	平成23年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12,048	11,825
危険債権	26,383	24,729
要管理債権	4,240	6,038
小計 (対合計比)	42,671 (0.38)	42,594 (0.37)
正常債権	11,303,865	11,563,104
合計	11,346,537	11,605,698

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)であり、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○債務者区分による債権に対する補足説明

- 本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、支払承諾見返、金銭債権保証付私債、となっています。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は平成22年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権2,996百万円、平成23年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権1,754百万円です。

1.2. リスク管理債権の状況

(単位:百万円、%)

区分	平成22年度末	平成23年度末
破綻先債権額	3,127	3,018
延滞債権額	35,301	33,532
3か月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	4,240	6,038
合計 (貸付残高に対する比率)	42,669 (0.49)	42,589 (0.49)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は平成22年度末が破綻先債権額1,035百万円、延滞債権額1,961百万円、平成23年度末が破綻先債権額792百万円、延滞債権額1,001百万円です。
2. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

1.3. 貸倒引当金の明細

(単位:百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	比較
(1) 貸倒引当金残高の内訳			
(イ) 一般貸倒引当金	10,504	9,454	△1,049
(ロ) 個別貸倒引当金	12,980	4,431	△8,549
(ハ) 特定海外債権引当勘定	—	—	—
(2) 個別貸倒引当金			
(イ) 繰入額	15,977	6,185	△9,792
(ロ) 取崩額	17,257	11,100	△6,156
[償却に伴う取崩額を除く]			
(ハ) 純繰入額	△1,280	△4,915	△3,635
(3) 特定海外債権引当勘定			
(イ) 対象国数	—	—	—
(ロ) 債権額	—	—	—
(ハ) 繰入額	—	—	—
(ニ) 取崩額	—	—	—
(4) 貸付金償却	0	3	2

(参考)

○貸付金の分類額の状況

(単位:億円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
		占率		占率
貸付金残高(IV分類直接減額後)	87,433	100.0	87,216	100.0
非分類	85,732	98.1	85,848	98.4
Ⅱ分類	1,674	1.9	1,342	1.5
Ⅲ分類	27	0.0	25	0.0
Ⅳ分類	—	—	—	—

(注) 1. Ⅲ分類債権に対して、個別貸倒引当金を平成22年度末は26億円、平成23年度末は22億円計上しています。

2. 貸付金より直接減額したⅣ分類債権額は、平成22年度末が29億円、平成23年度末が17億円です。

1.4. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	平成22年度末	平成23年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,634,273	5,892,084
基金・諸準備金等	2,767,335	2,824,109
基金等	1,268,064	1,371,689
価格変動準備金	347,003	333,710
危険準備金	821,755	775,654
一般貸倒引当金	10,504	9,454
その他	320,007	333,600
$\text{その他有価証券の評価差額} \times 90\%$	1,066,495	1,365,853
$\text{土地の含み損益} \times 85\%$	37,905	9,974
$\text{全期テイルメル式責任準備金相当額超過額}$	1,721,278	1,659,986
負債性資本調達手段等	—	—
$\text{全期テイルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額}$	—	—
控除項目	△430	△532
その他	41,689	32,693
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_6)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	2,129,384	2,078,230
保険リスク相当額 R_1	144,389	139,799
第三分野保険の保険リスク相当額 R_6	74,042	73,383
予定利率リスク相当額 R_2	411,800	401,939
最低保証リスク相当額 R_7	10,824	10,285
資産運用リスク相当額 R_3	1,649,467	1,610,090
経営管理リスク相当額 R_4	45,810	44,709
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	
	529.1%	567.0%

- (注) 1. 平成23年度末の数値は、保険業法施行規則第96条、第97条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。なお、平成22年内閣府令第29号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更(マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)がなされております。平成22年度末の数値は、平成23年度における基準を平成22年度末に適用したと仮定し、平成23年3月期に開示した数値です。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

(参考)

○個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率

	平成22年度末	平成23年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

旧基準によるソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	平成22年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,722,029
基金・諸準備金等	2,767,335
基金等	1,268,064
価格変動準備金	347,003
危険準備金	821,755
一般貸倒引当金	10,504
その他	320,007
その他有価証券の評価差額×90%	1,066,495
土地の含み損益×85%	37,905
全期テメル式責任準備金相当額超過額	1,721,278
負債性資本調達手段等	—
控除項目	△430
その他	129,446
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2 + (R_2+R_3+R_7)^2} + R_4$ (B)	1,184,387
保険リスク相当額 R_1	144,389
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	74,042
予定利率リスク相当額 R_2	169,671
最低保証リスク相当額 R_7	10,401
資産運用リスク相当額 R_3	956,415
経営管理リスク相当額 R_4	27,098
ソルベンシー・マージン比率	966.2%
$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第95条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

1.5. 平成23年度特別勘定の状況

(1) 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区分	平成22年度末	平成23年度末
	金額	金額
個人変額保険	109,588	101,973
個人変額年金保険	156,234	143,951
団体年金保険	1,045,498	900,761
特別勘定計	1,311,321	1,146,686

(2) 個人変額保険(特別勘定)の状況

①保有契約高

(単位:件,百万円)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	2,439	12,755	2,222	11,319
変額保険(終身型)	37,438	584,336	36,782	566,758
合計	39,877	597,092	39,004	578,077

②年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円,%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	4,009	3.7	6,010	5.9
有価証券	97,467	88.9	88,181	86.5
公社債	30,664	28.0	22,899	22.5
株式	33,452	30.5	34,274	33.6
外国証券	33,349	30.4	31,007	30.4
公社債	11,891	10.9	10,992	10.8
株式等	21,458	19.6	20,014	19.6
その他の証券	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	-
その他	8,111	7.4	7,781	7.6
貸倒引当金	-	-	-	-
合計	109,588	100.0	101,973	100.0

③個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	平成22年度	平成23年度
	金額	金額
利息配当金等収入	2,022	2,046
有価証券売却益	3,327	2,626
有価証券償還益	5	-
有価証券評価益	37	97
為替差益	-	3
金融派生商品収益	-	-
その他の収益	19	13
有価証券売却損	6,613	4,680
有価証券償還損	0	35
有価証券評価損	1,617	△873
為替差損	37	-
金融派生商品費用	112	56
その他の費用	1	1
収支差額	△2,971	888

(3) 個人変額年金保険(特別勘定)の状況

①保有契約高

(単位:件、百万円)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	26,872	156,233	24,791	143,946

②年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	—	—	—	—
有価証券	150,920	96.6	139,237	96.7
公社債	25,673	16.4	25,458	17.7
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
公社債	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—
その他の証券	125,246	80.2	113,779	79.0
貸付金	—	—	—	—
その他	5,314	3.4	4,713	3.3
貸倒引当金	—	—	—	—
合計	156,234	100.0	143,951	100.0

③個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	平成22年度	平成23年度
	金額	金額
利息配当金等収入	708	659
有価証券売却益	149	320
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	△940	1,535
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	0	0
有価証券売却損	1,439	1,917
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	2,552	△2,335
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	0	0
収支差額	△4,073	2,933

1.6. 保険会社及びその子会社等の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標

(単位:億円)

項目	平成22年度	平成23年度
経常収益	67,296	71,679
経常利益	2,239	4,878
当期純剰余	2,253	2,249
包括利益	△2,170	5,127

項目	平成22年度末	平成23年度末
総資産	499,501	511,669
ソルベンシー・マージン比率	—	583.1%

(2) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

連結される子会社及び子法人等数	10 社
持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数	0 社
持分法適用の関連法人等数	4 社
期中における重要な関係会社の異動について	増加 1 社 (Reliance Life Insurance Company Limited)

(3)連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等数 10社

連結される子会社及び子法人等は、株式会社ニッセイコンピュータ、ニッセイアセットマネジメント株式会社、ニッセイ情報テクノロジー株式会社、ニッセイ・キャピタル株式会社、ニッセイ・リース株式会社、ニッセイ信用保証株式会社、Nippon Life Insurance Company of America, NLI Properties West, Inc., NLI Commercial Mortgage Fund, LLC, NLI Commercial Mortgage Fund II, LLCであります。

主要な非連結の子会社及び子法人等は、ニッセイ・カードサービス株式会社、ニッセイ・ビジネス・サービス株式会社及び株式会社日本生命東京保険代理社であります。

非連結の子会社及び子法人等については、純資産、売上高、当期純損益及び剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0社

持分法適用の関連法人等数 4社

会社名 日本マスタートラスト信託銀行株式会社、企業年金ビジネスサービス株式会社、長生人壽保險有限公司、Reliance Life Insurance Company Limited

当連結会計年度より、Reliance Life Insurance Company Limited の株式を取得したことにより、同社を持分法適用の関連法人等としております。

持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等(ニッセイ・カードサービス株式会社、ニッセイ・ビジネス・サービス株式会社他)及び関連法人等(Bangkok Life Assurance Public Company Limited 他)については、それぞれ連結純損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないので、持分法を適用しておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれん及び持分法適用の関連法人等に係るのれん相当額は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(4) 連結貸借対照表

科 目	平成22年度末		平成23年度末		科 目	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	金額	金額	金額		金額	金額	金額	金額
(資 産 の 部)					(負 債 の 部)				
現金及び預貯金	688,152	479,071	保険契約準備金	44,502,877	46,778,374				
コールローン	119,800	212,300	支払準備金	250,324	208,643				
債券貸借取引支払保証金	392,526	211,928	責任準備金	43,108,229	44,449,394				
買入金銭債権	1,021,145	883,070	社員配当準備金	1,144,330	1,120,336				
有価証券	35,617,542	37,465,182	再保険借	326	360				
貸付金	8,659,163	8,639,833	その他の負債	2,364,231	1,960,751				
有形固定資産	1,787,239	1,770,412	役員賞与引当金	57	53				
土地	1,209,352	1,199,239	退職給付引当金	442,637	439,850				
建物	532,558	523,635	退職慰労引当金	5,215	4,681				
リース資産	4,568	3,353	ポイント引当金	4,652	7,238				
建設仮勘定	29,014	13,509	支援損失引当金	424	397				
その他の有形固定資産	29,746	30,683	災害損失引当金	1,826	739				
無形固定資産	192,130	196,386	価格変動準備金	347,003	333,710				
ソフトウェア	67,849	106,885	繰延税金負債	51	50				
リース資産	—	0	再評価に係る繰延税金負債	171,952	142,498				
その他の無形固定資産	124,281	90,500	支払承諾	21,377	27,037				
再保険貸	319	485	負債の部合計	47,862,633	48,695,744				
その他の資産	728,956	822,252	(純 資 産 の 部)						
繰延税金資産	750,557	476,521	基金償却積立金	250,000	300,000				
支払承諾見返	21,377	27,037	基金償却積立金	850,000	900,000				
貸倒引当金	△26,769	△17,569	再評価積立金	651	651				
			連結剰余金	380,448	379,311				
			基金等合計	1,481,099	1,579,962				
			その他有価証券評価差額金	745,362	1,022,171				
			繰延ヘッジ損益	6,832	△6,969				
			土地再評価差額金	△89,985	△67,515				
			為替換算調整勘定	△67,197	△68,619				
			その他の包括利益累計額合計	595,012	879,068				
			少数株主持分	11,395	12,141				
			純資産の部合計	2,087,507	2,471,169				
資産の部合計	49,950,141	51,166,914	負債及び純資産の部合計	49,950,141	51,166,914				

- (注) 1. 親会社の有価証券、預貯金・買入金債債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に基づき有価証券として取扱うもの及び金銭の情報において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
- ① 売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④ 非連結又は持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社及び保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式並びに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 個人保険・個人年金保険、財形保険・財形年金保険、団体保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・残存年数・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. 金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. (1) ① 親会社の有形固定資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産及び平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物を除く)の減価償却は定額法により、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物の減価償却は定額法により行っております。
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産の減価償却は、主として定額法により行っております。
- ② 無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
 - ③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間に基づく定額法により行っております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,164,173 百万円であります。
5. 土地の再評価に関する法律に基づき、親会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- | | |
|------------|--|
| 再評価を行った年月日 | 平成 14 年 3 月 31 日 |
| 再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格及び第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。 |

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。
- なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込がないと判断される親会社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場又は連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
7. (1) 親会社の貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- ① 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - ② 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。
 - ③ 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) 親会社のすべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (3) 連結される子会社及び子法人等については、主として資産査定基準及び償却・引当基準等に則り、必要と認められた額を引当しております。
- (4) 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は、2,668百万円(担保・保証付債権に係る額1,761百万円)であります。
8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 親会社の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付債務等に関する事項は、次のとおりです。
- ① 退職給付債務及びその内訳

イ	退職給付債務	△698,196 百万円
ロ	年金資産	267,708 百万円
ハ	未積立退職給付債務(イ+ロ)	△430,487 百万円
ニ	未認識数理計算上の差異	9,300 百万円
ホ	未認識過去勤務債務	△18,663 百万円
ヘ	退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	49,850 百万円
 - ② 親会社の退職給付債務等の計算基礎

イ	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	
ロ	割引率	1.6%	
ハ	期待運用収益率	1.6%	
ニ	数理計算上の差異の処理方法	発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理	
ホ	過去勤務債務の額の処理方法	発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理	

10. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 支援損失引当金は、再建支援等に伴う将来負担見込額を見積計上しております。
13. 災害損失引当金は、東日本大震災に伴う有形固定資産の修繕等の支出に備えるため、その見積額を計上しております。
14. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算定した額を計上しております。
15. 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号)に基づき行っております。
なお、借手のリース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
また、貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
16. 親会社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。
①ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建債権等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び繰延ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債権の一部について為替予約及び通貨スワップの振当処理を適用しております。
②ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
17. 親会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上の上 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
18. 親会社の責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。
①標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)
②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により、一部の個人年金保険契約を対象として積立てた責任準備金が含まれております。

19. 当連結会計年度より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 号)並びにこれらに対応するために見直しが行われた「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第 14 号)を適用しております。

これに伴う保険業法施行規則の改正により、以下のとおり変更しております。

- ① 連結損益計算書において、従来、特別利益に表示していた貸倒引当金戻入額を、資産運用収益に含めて表示しております。

この結果、経常利益は、5,083 百万円増加しておりますが、当期純利益への影響はありません。

- ② 連結基金等変動計算書において、従来、前期末残高と表示していたものを、当期首残高として表示しております。

20. 親会社の一般勘定(保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性をふまえた上で、中長期的な運用の基礎となるポートフォリオを策定し、さらに環境見直しを節制した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円満の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、効率的な資産運用を図る観点から、主に現物資産運用のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップ、通貨関連では為替予約、通貨オプション及び通貨スワップを活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

ヘッジ会計の手法については、主に、外貨建債権等の一部に対する為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び繰延ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債権の一部について為替予約及び通貨スワップの振当処理を適用しており、ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

主に、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性にあわせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況を経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。このほか、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門により、厳格な審査を実施する体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付、信用リスクが特定の企業・グループに集中することを防止するための与信リミット等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

24.(1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(繰越性預金)	250,997	250,997	-
その他有価証券	250,997	250,997	-
買入金銭債権	883,070	926,722	43,652
責任準備金対応債券	806,689	850,341	43,652
その他有価証券	76,381	76,381	-
有価証券	36,312,157	37,446,444	1,134,286
売買目的有価証券	1,041,876	1,041,876	-
満期保有目的の債券	46,921	47,210	289
責任準備金対応債券	17,421,958	18,542,260	1,120,301
子会社株式及び関連会社株式	7,711	21,406	13,695
その他有価証券	17,793,689	17,793,689	-
貸付金(*3)	8,626,894	8,889,148	262,253
保険約款貸付	896,161	896,161	-
一般貸付	7,730,733	7,992,987	262,253
金融派生商品(*4)	(190,224)	(190,224)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	(81,081)	(81,081)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(109,143)	(109,143)	-
債券貸借取引受入担保金(*5)	(935,584)	(935,584)	-

(*1)貸倒引当金を計上したのものについては、当該引当金を控除しております。

(*2)当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3)金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、貸付金に含めて記載しております。

(*4)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*5)債券貸借取引受入担保金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 親会社の主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

① 有価証券及び預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取扱うもの

イ 市場価格のあるもの

連結会計年度末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式及び外国株式については、連結会計年度末日以前1か月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

② 貸付金

イ 保険約款貸付

貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済の見込まれる期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと認められるため、帳簿価額を時価としております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③ 金融派生商品

- イ 先物取引の市場取引の時価については、連結会計年度末日の清算値又は終値によっております。
- ロ 為替予約取引及び通貨オプション取引の時価については、ブローカーより入手したTTM、割引レート等を基準として、親会社で算定した価格によっております。
- ハ 金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の時価については、公表されている市場金利等を基準として、将来のキャッシュ・フロー差額を現在価値へ割引いて算定した価格によっております。

④ 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

- (3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの保有目的ごとの当連結会計年度末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式 121,871 百万円、その他有価証券 1,001,153 百万円であります。

- (4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

① 売買目的有価証券

特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は、△11,977 百万円であります。

② 満期保有目的の債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	公社債	35,947	36,125	178
	外国証券	7,012	7,209	197
	小計	42,959	43,334	375
時価が貸借対照表価額を超えないもの	公社債	3,533	3,450	△82
	外国証券	428	425	△3
	小計	3,962	3,876	△85
合計		46,921	47,210	289

③ 責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	748,842	792,984	44,141
	公社債	17,108,568	18,250,757	1,142,191
	外国証券	68,973	71,780	2,806
	小計	17,926,383	19,115,522	1,189,139
時価が貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	57,846	57,357	△488
	公社債	231,192	206,831	△24,360
	外国証券	13,226	12,890	△336
	小計	302,265	277,079	△25,185
合計		18,228,648	19,392,601	1,163,953

④ その他有価証券

種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表価額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価又は償却 原価を超えるもの	買入金銭債権	2,855	2,860	4
	公社債	1,674,703	1,730,656	55,953
	株式	2,656,417	4,045,857	1,389,440
	外国証券	7,948,252	8,564,508	616,256
	その他の証券	173,650	181,974	8,324
	小計	12,455,879	14,525,846	2,069,967
貸借対照表価額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	現金及び預貯金 (繰渡性預金)	251,000	250,997	△2
	買入金銭債権	73,540	73,521	△19
	公社債	55,069	47,378	△7,711
	株式	1,996,221	1,551,306	△444,915
	外国証券	1,699,706	1,626,024	△73,682
	その他の証券	61,946	45,994	△15,951
	小計	4,137,504	3,595,221	△542,282
	合計	16,593,383	18,121,068	1,527,684

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの1,031,163百万円は含めておりません。

当連結会計年度において、時価のあるものにつき25,760百万円減損処理を行っております。

なお、親会社の時価のある株式(外国株式を含む)については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、原則として連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は以下のとおりであります。

イ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業績等が一定の要件に該当する銘柄

(5) 主な金銭債権債務の返済予定額及び満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	1年以内	1年起 5年以内	5年起 10年以内	10年起
現金及び預貯金(繰渡性預金)	251,000	-	-	-
その他有価証券	251,000	-	-	-
買入金銭債権	80,750	11,467	58,414	731,377
責任準備金対応債券	5,865	11,467	57,576	730,675
その他有価証券	74,885	-	837	791
有価証券	485,042	4,392,223	4,864,014	18,533,837
満期保有目的の債券	19,580	22,467	500	-
責任準備金対応債券	317,551	2,834,696	1,824,754	12,328,463
その他有価証券	148,909	1,535,059	3,038,760	6,205,374
貸付金	1,015,587	2,977,544	2,262,187	1,473,539
債券貸借取引受入担保金	935,584	-	-	-

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの15,033百万円は含めておりません。

22. 当連結会計年度末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は、1,150,417 百万円、時価は、1,174,168 百万円であります。
親会社及び一部の子会社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した額であります。
また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は、594 百万円であります。
23. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は、49,883 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ① 破綻先債権額は、3,042 百万円、延滞債権額は、34,561 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸借償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ② 3 カ月以上延滞債権額は、ありません。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ③ 貸付条件緩和債権額は、12,278 百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は、808 百万円、延滞債権額は、1,850 百万円それぞれ減少しております。
24. 保険業法第 115 条第 1 項に規定する特別勘定資産の額は、1,146,686 百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
25. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|------------------------|---------------|
| イ 当連結会計年度期首現在高 | 1,144,330 百万円 |
| ロ 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額 | 175,513 百万円 |
| ハ 当連結会計年度社員配当金支払額 | 226,595 百万円 |
| ニ 利息による増加額 | 27,087 百万円 |
| ホ 当連結会計年度末現在高（イ+ロ-ハ+ニ） | 1,120,336 百万円 |
26. 担保に供されている資産の額は、有価証券 1,260,121 百万円、リース契約等に係る債権 6,755 百万円、土地 2,952 百万円、建物 274 百万円
であります。また、担保に係る債務の額は、951,867 百万円あります。
なお、上記には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券 1,063,818 百万円及び受入担保金 946,476 百万円をそれぞれ含んでおります。
27. 当連結会計年度に保険業法第 60 条の規定に基づき基金を 100,000 百万円募集しております。

28. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積立てております。
29. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式及び出資金の総額は、129,583百万円であります。
なお、平成24年3月22日に、Reliance Group 傘下の Reliance Capital Asset Management Limited へ26%出資することに関して、同社の親会社である Reliance Capital Limited と合意しております。
30. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、2,816,579百万円であります。
31. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は、709,179百万円であります。
32. 貸付金に係るコミットメント及びこれに準ずる契約の貸付未実行残高は、67,968百万円であります。
33. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、親会社に対応する見積額は、84,947百万円あります。
なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。
34. (1) 繰延税金資産の総額は、1,093,007百万円であり、繰延税金負債の総額は、534,997百万円であります。繰延税金資産のうち評価引当額として控除した額は、81,538百万円あります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金712,417百万円、退職給付引当金137,252百万円、価格変動準備金106,193百万円及び貸倒引当金6,618百万円あります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金494,953百万円あります。
- (2) 当連結会計年度における法定実効税率は、36.1%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△12.6%、税率変更による影響31.0%であります。
- (3) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の公布に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に適用される法定実効税率36.1%は、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものについては33.2%、平成27年4月1日以降のものについては30.7%にそれぞれ変更しております。
この変更により、当連結会計年度末における繰延税金資産は、61,556百万円、再評価に係る繰延税金負債は、25,001百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金は、87,324百万円、土地再評価差額金は、25,001百万円それぞれ増加しております。また、法人税等調整額は、148,332百万円増加しております。

(5) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)		(単位:百万円)	
		平成22年度	平成23年度
科 目		金 額	金 額
経常収益		6,729,612	7,167,921
保険料		4,917,047	5,388,618
利息及び有価証券の運用益		1,533,957	1,465,316
その他		1,212,295	1,203,994
経常費用		6,505,624	6,680,080
保険料		3,829,140	3,901,575
支払金		1,135,479	1,167,552
その他		568,489	649,373
経常利益		223,987	487,841
特別利益		55,587	13,793
固定資産の売却益		1,588	72
貸倒引当金の引当戻り		234	-
その他		51,008	13,296
特別損失		25,859	22,493
固定資産の減損		6,558	7,055
その他		11,756	13,906
税金等調整前当期純利益		253,705	479,141
法人税等		120,726	32,521
法人税		△92,893	220,896
法人税		27,833	253,417
少数株主利益		225,872	225,723
少数株主利益		552	819
当期純利益		225,319	224,903

(注) 1. 退職給付費用の総額及びその内訳は、次のとおりです。

イ 勤務費用	25,812 百万円
ロ 利息費用	11,352 百万円
ハ 期待運用収益	△4,370 百万円
ニ 参照計算上の差異の費用処理額	8,472 百万円
ホ 過去勤務債務の費用処理額	△4,765 百万円
ヘ 退職給付制度の一部終了による利益	△92 百万円
ト その他	3,108 百万円
チ 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	39,516 百万円

2. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

① 資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。

② 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:百万円)

用途	土地	借地権	建物	合計
賃貸用不動産等	6,619	26	4,472	11,119
遊休不動産等	2,464	-	317	2,781
合計	9,084	26	4,789	13,900

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値又は正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを4.0%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額又は公示価格等をもとに算定しております。

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

科 目	平成22年度	平成23年度
	金 額	金 額
少数株主損益調整前当期純剰余	225,872	225,723
その他の包括利益	△442,966	287,002
その他有価証券評価差額金	△428,958	276,778
繰延ヘッジ損益	7,435	△13,802
土地再評価差額金	△869	25,450
為替換算調整勘定	△15,993	△2,671
持分法適用会社に対する持分相当額	△4,580	1,246
包 括 利 益	△217,094	512,725
親会社に係る包括利益	△217,619	511,938
少数株主に係る包括利益	525	787

(注) その他の包括利益の内訳については、次のとおりです。

(1) その他の包括利益に係る組替調整額

(単位:百万円)

その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	326,676	
組替調整額	6,037	332,713
繰延ヘッジ損益:		
当期発生額	△ 20,743	
組替調整額	-	△ 20,743
為替換算調整勘定:		
当期発生額	△ 2,671	
組替調整額	-	△ 2,671
持分法適用会社に対する持分相当額:		
当期発生額	1,342	
組替調整額	△ 95	1,246
税効果調整前合計		310,545
税効果額		△ 23,543
その他の包括利益合計		287,002

(2) その他の包括利益に係る税効果額

(単位:百万円)

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	332,713	△ 55,934	276,778
繰延ヘッジ損益	△ 20,743	6,941	△ 13,802
土地再評価差額金	-	25,450	25,450
為替換算調整勘定	△ 2,671	-	△ 2,671
持分法適用会社に対する持分相当額	1,246	-	1,246
その他の包括利益合計	310,545	△ 23,543	287,002

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書

科 目	(単位: 百万円)	
	平成22年度	平成23年度
	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益(△は損失)	253,705	479,141
貸貸用不動産等減価償却費	25,561	25,211
減価償却費	49,001	51,787
減損損失	11,756	13,903
支払備金の増減額(△は減少)	25,789	△41,590
責任準備金の増減額(△は減少)	1,092,652	1,341,233
社員配当準備金積立利息繰入額	29,228	27,087
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△3,767	△5,403
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	1	△4
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△10,520	△2,786
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△813	△533
価格変動準備金の増減額(△は減少)	△51,008	△13,293
利息及び配当金等収入	△1,212,295	△1,203,934
金銭の信託運用損益(△は益)	605	△16
有価証券関係損益(△は益)	92,430	△34,304
保険約款貸付関係損益(△は益)	216,969	198,623
金融派生商品関係損益(△は益)	29,732	159,834
支払利息	3,866	3,190
為替差損益(△は益)	7,465	6,201
有形固定資産関係損益(△は益)	5,367	6,495
持分法による投資損益(△は益)	38	585
特別勘定資産運用損益(△は益)	34,818	△18,640
再保険貸の増減額(△は増加)	△18	△172
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	15,101	△8,448
再保険借の増減額(△は減少)	△0	34
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	△2,122	△6,331
その他	10,935	△2,347
小 計	624,481	975,522
利息及び配当金等の受取額	1,209,417	1,212,575
利息の支払額	△3,840	△3,308
社員配当金の支払額	△210,196	△202,602
その他	1,335	508
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△8,062	△167,235
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,613,134	1,815,460
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	△200	△2,100
債券貸借取引支払保証金の純増減額(△は増加)	△240,836	180,597
買入金銭債権の取得による支出	△34,623	△8,000
買入金銭債権の売却・償還による収入	89,481	84,009
金銭の信託の減少による収入	10,043	—
有価証券の取得による支出	△19,093,872	△12,567,926
有価証券の売却・償還による収入	16,774,520	11,019,846
貸付けによる支出	△1,500,532	△1,515,105
貸付金の回収による収入	1,331,800	1,351,797
金融派生商品の決済による収支(純額)	328,511	11,103
債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)	272,194	△361,667
その他	25,049	△23,286
資産運用活動計	△2,038,462	△1,830,732
(営業活動及び資産運用活動計)	(△425,327)	(△15,271)
有形固定資産の取得による支出	△43,899	△55,966
有形固定資産の売却による収入	7,707	3,075
その他	△38,649	△30,711
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,113,303	△1,914,335
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	192,300	219,500
借入金の返済による支出	△204,508	△212,112
基金の募集による収入	50,000	100,000
基金の償却による支出	△50,000	△50,000
基金利息の支払額	△3,650	△3,508
その他	4,616	19,573
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,242	73,452
現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,035	△4,085
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△513,447	△29,507
現金及び現金同等物期首残高	1,250,378	736,931
現金及び現金同等物期末残高	736,931	707,424

(注) 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3か月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

(7) 連結基金等変動計算書

制 目	平成22年度		平成23年度		制 目	平成22年度		平成23年度	
	金額	金額	金額	金額		金額	金額	金額	金額
基金等									
基金					その他の包括利益累計額				
当期首残高	250,000	250,000			その他有価証券評価差額金				
当期変動額					当期首残高	1,178,311	745,362		
基金の募集	50,000	100,000			当期変動額				
基金の償却	△50,000	△50,000			基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△432,948	276,808		
当期変動額合計	—	50,000			当期変動額合計	△432,948	276,808		
当期末残高	250,000	300,000			当期末残高	745,362	1,022,171		
基金償却積立金					繰越ヘッジ損益				
当期首残高	800,000	850,000			当期首残高	△602	6,832		
当期変動額					当期変動額				
基金償却積立金の積立	50,000	50,000			基金等以外の項目の当期変動額(純額)	7,435	△13,802		
当期変動額合計	50,000	50,000			当期変動額合計	7,435	△13,802		
当期末残高	850,000	900,000			当期末残高	6,832	△6,969		
再評価積立金					土地再評価差額金				
当期首残高	651	651			当期首残高	△91,111	△89,985		
当期変動額					当期変動額				
当期変動額合計	—	—			基金等以外の項目の当期変動額(純額)	1,126	22,469		
当期末残高	651	651			当期変動額合計	1,126	22,469		
連結剰余金					当期末残高	△89,985	△67,515		
当期首残高	409,964	380,448			為替換算調整勘定				
当期変動額					当期首残高	△50,640	△67,197		
社員配当準備金の積立	△199,189	△175,513			当期変動額				
基金償却積立金の積立	△50,000	△50,000			基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△16,556	△1,422		
基金利息の支払	△3,650	△3,508			当期変動額合計	△16,556	△1,422		
当期純剰余	225,319	224,903			当期末残高	△67,197	△68,619		
土地再評価差額金の取崩	△1,995	2,981			その他の包括利益累計額合計				
当期変動額合計	△28,516	△1,137			当期首残高	1,035,956	595,012		
当期末残高	380,448	379,311			当期変動額				
基金等合計					基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△440,943	284,053		
当期首残高	1,480,616	1,481,099			当期変動額合計	△440,943	284,053		
当期変動額					当期末残高	595,012	879,066		
基金の募集	50,000	100,000			少数株主持分				
社員配当準備金の積立	△199,189	△175,513			当期首残高	11,381	11,395		
基金利息の支払	△3,650	△3,508			当期変動額				
当期純剰余	225,319	224,903			基金等以外の項目の当期変動額(純額)	13	748		
基金の償却	△50,000	△50,000			当期変動額合計	13	748		
土地再評価差額金の取崩	△1,995	2,981			当期末残高	11,395	12,141		
当期変動額合計	20,483	95,862			純資産合計				
当期末残高	1,481,099	1,579,962			当期首残高	2,507,953	2,087,507		
					当期変動額				
					基金の募集	50,000	100,000		
					社員配当準備金の積立	△199,189	△175,513		
					基金利息の支払	△3,650	△3,508		
					当期純剰余	225,319	224,903		
					基金の償却	△50,000	△50,000		
					土地再評価差額金の取崩	△1,995	2,981		
					基金等以外の項目の当期変動額(純額)	△440,929	284,799		
					当期変動額合計	△420,446	383,682		
					当期末残高	2,087,507	2,471,189		

(8) 債務者区分による債権の状況（連結）

（単位：百万円、％）

区分	平成22年度末	平成23年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12,897	12,751
危険債権	26,884	24,858
要管理債権	11,298	12,278
小計 （対合計比）	51,080 (0.45)	49,888 (0.43)
正常債権	11,210,870	11,473,673
合計	11,261,951	11,523,561

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)であり、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3か月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

(9) リスク管理債権の状況（連結）

（単位：百万円、％）

区分	平成22年度末	平成23年度末
破綻先債権額	3,138	3,042
延滞債権額	36,640	34,561
3か月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	11,298	12,278
合計 （貸付残高に対する比率）	51,078 (0.59)	49,883 (0.58)

- (注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する債権（担保・保証付債権を含む）について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可算と認められる額を控除した額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は平成22年度末が破綻先債権額1,180百万円、延滞債権額2,772百万円、平成23年度末が破綻先債権額808百万円、延滞債権額1,860百万円です。
2. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

(10) 保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項目	平成23年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,883,034
基金・諸準備金等	2,882,927
基金等	1,427,666
価格変動準備金	333,710
危険準備金	775,654
異常危険準備金	—
一般貸倒引当金	12,295
その他	333,600
その他有価証券の評価差額×90%	1,364,200
土地の含み損益×85%	16,958
全期テルメル式責任準備金相当額超過額	1,659,986
負債性資本調達手段等	—
全期テルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—
控除項目	△73,732
その他	32,693
リスクの合計額 $[(R_1^2 + R_2^2)^{1/2} + R_3 + R_9]^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2)^{1/2} + R_4 + R_6$ (B)	2,017,780
保険リスク相当額 R_1	139,799
一般保険リスク相当額 R_2	—
巨大災害リスク相当額 R_3	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_4	74,872
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_5	—
予定利率リスク相当額 R_6	401,939
最低保証リスク相当額 R_7	10,285
資産運用リスク相当額 R_8	1,550,306
経営管理リスク相当額 R_9	43,544
ソルベンシー・マージン比率	
$\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	583.1%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第96条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

(11) セグメント情報

平成22年度及び平成23年度において、当社及び連結される子会社及び子法人等は、国内外において保険及び保険関連事業(資産運用関連事業、総務関連事業を含む)を営んでいますが、その他報告すべき重要なセグメントがないため、セグメント情報及び関連情報の記載を省略しています。

Ⅱ. 平成23年度決算 補足資料

1. 一般勘定

(1) 商品有価証券関係	・・・ 1
① 商品有価証券明細表	・・・ 1
② 商品有価証券売買高	・・・ 1
(2) 有価証券関係	・・・ 1
① 有価証券明細表	・・・ 1
② 有価証券残存期間別残高	・・・ 2
③ 地域別地方債保有内訳	・・・ 2
④ 公社債及び外国公社債付別内訳	・・・ 3
⑤ 株式業種別内訳	・・・ 3
(3) 貸付金関係	・・・ 4
① 貸付金明細表	・・・ 4
② 貸付金企業規模別内訳	・・・ 4
③ 貸付金業種別内訳	・・・ 5
④ 貸付金担保別内訳	・・・ 6
⑤ 貸付金地域別内訳	・・・ 6
⑥ 一般貸付金残存期間別残高	・・・ 6
(4) 海外投融資関係	・・・ 7
① 資産別明細	・・・ 7
② 外貨建資産の通貨別構成	・・・ 8
③ 海外投融資の地域別構成	・・・ 8
(5) デリバティブ取引の状況	・・・ 9
① 商品有価証券勘定	・・・ 9
② 一般勘定(商品有価証券勘定除く)	・・・ 9

2. 個人変額保険特別勘定

(1) 売買目的有価証券の評価損益	・・・ 13
(2) デリバティブ取引の状況	・・・ 13

3. 会社計

(1) 資産構成	・・・ 14
(2) 売買目的有価証券の評価損益	・・・ 14
(3) 有価証券の時価情報	・・・ 15
(4) 金銭の信託の時価情報	・・・ 16
(5) デリバティブ取引の状況	・・・ 16

日本生命保険相互会社

1. 一般勘定

(1) 商品有価証券関係

①商品有価証券明細表

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

②商品有価証券売買高

平成22年度、平成23年度に該当はありません。

(2) 有価証券関係

①有価証券明細表

(単位：億円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	178,393	51.7	191,269	52.4
国債	130,414	37.8	144,036	39.5
地方債	16,416	4.8	15,791	4.3
社債	31,563	9.2	31,441	8.6
(うち公社・公団債)	(15,664)	(4.5)	(16,057)	(4.4)
株式	62,108	18.0	58,369	16.0
外国証券	101,094	29.3	112,688	30.9
公社債	77,375	22.4	85,902	23.5
株式等	23,718	6.9	26,785	7.3
その他の証券	3,324	1.0	2,481	0.7
合計	344,920	100.0	364,808	100.0
うち劣後債券	159	0.0	159	0.0

②有価証券残存期間別残高

(単位:億円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め ないものを含む)	合計
	平成22年度末						
国債	5,887	3,248	7,107	14,663	9,745	89,760	130,414
地方債	1,347	1,934	2,377	4,945	3,345	2,465	16,416
社債	1,031	4,024	4,591	5,494	3,877	12,543	31,563
株式						62,108	62,108
外国証券	133	3,019	5,135	5,420	12,709	74,675	101,094
公社債	55	2,948	5,121	5,420	12,142	51,688	77,375
株式等	78	71	14	—	567	22,986	23,718
その他の証券	98	4	113	288	458	2,360	3,324
買入金銭債権	461	125	115	—	407	9,101	10,211
譲渡性預金	4,229	—	—	—	—	—	4,229
合計	13,190	12,357	19,441	30,813	30,543	253,015	359,362
平成23年度末							
国債	1,847	3,874	11,658	5,763	10,450	110,441	144,036
地方債	866	2,309	5,220	2,210	1,763	3,421	15,791
社債	1,015	5,124	5,905	4,605	1,416	13,373	31,441
株式						58,369	58,369
外国証券	852	4,136	5,995	7,041	16,543	78,119	112,688
公社債	770	4,095	5,995	6,856	15,909	52,275	85,902
株式等	82	40	0	184	633	25,843	26,785
その他の証券	93	64	89	340	673	1,218	2,481
買入金銭債権	806	10	104	145	440	7,323	8,830
譲渡性預金	2,509	—	—	—	—	—	2,509
合計	7,991	15,519	28,975	20,106	31,288	272,267	376,149

③地域別地方債保有内訳

(単位:億円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	81	0.5	35	0.2
東北	169	1.0	121	0.8
関東	8,228	50.1	7,634	48.3
中部	3,443	21.0	3,524	22.3
近畿	182	1.1	171	1.1
中国	480	2.9	459	2.9
四国	—	—	—	—
九州	1,039	6.3	1,067	6.8
その他	2,790	17.0	2,776	17.6
合計	16,416	100.0	15,791	100.0

(注) 上記「その他」は共同発行市場公募地方債です。

④公社債及び外国公社債格付別内訳

(単位:億円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率
AAA	76,492	61.0	28,666	21.5
AA	27,973	22.3	81,363	61.1
A	12,808	10.2	10,596	8.0
BBB	753	0.6	5,756	4.3
BB以下	35	0.0	76	0.1
格付なし	7,291	5.8	6,676	5.0
合計	125,354	100.0	133,136	100.0

(注)1.上記公社債残高は日本国債の残高を除いています。(平成22年度末:13兆414億円、平成23年度末:14兆4,036億円)

2.上記は外部の格付業者の格付に基づき作成しています。

⑤株式業種別内訳

(単位:億円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	27	0.0	29	0.0	
繊維業	27	0.0	26	0.0	
建設業	738	1.2	765	1.3	
製造業	食料品	1,688	2.7	1,717	2.9
	繊維製品	839	1.4	835	1.4
	パルプ・紙	227	0.4	223	0.4
	化学	4,989	8.0	4,859	8.3
	医薬品	5,020	8.1	4,902	8.4
	石油・石炭製品	277	0.4	234	0.4
	ゴム製品	478	0.8	541	0.9
	ガラス・土石製品	937	1.5	740	1.3
	鉄鋼	1,883	3.0	1,515	2.6
	非鉄金属	726	1.2	686	1.2
	金属製品	292	0.5	298	0.5
	機械	3,645	5.9	3,430	5.9
	電気機器	7,481	12.0	6,507	11.1
	輸送用機器	8,732	14.1	8,606	14.7
精密機器	1,222	2.0	831	1.4	
その他製品	746	1.2	668	1.1	
電気・ガス業	4,959	8.0	3,987	6.8	
運輸・情報通信業	陸運業	3,030	4.9	3,270	5.6
	海運業	157	0.3	124	0.2
	空運業	109	0.2	103	0.2
	倉庫・運輸関連業	87	0.1	86	0.1
	情報・通信業	827	1.3	876	1.5
商業	卸売業	2,288	3.7	2,278	3.9
	小売業	1,386	2.2	1,545	2.6
金融・保険業	銀行業	6,404	10.3	5,991	10.3
	証券、商品先物取引業	515	0.8	433	0.7
	保険業	911	1.5	847	1.5
	その他金融業	402	0.6	262	0.5
不動産業	307	0.5	348	0.6	
サービス業	739	1.2	791	1.4	
合計	62,108	100.0	58,369	100.0	

(3) 貸付金関係

①貸付金明細表

(単位:億円)

区分	平成22年度末	平成23年度末
保険約款貸付	9,657	8,963
保険料振替貸付	782	715
契約者貸付	8,875	8,247
一般貸付	77,775	78,252
企業貸付	59,044	59,136
国内	57,046	57,334
海外	1,997	1,801
国・国際機関・政府関係機関・ 公共団体・公企業貸付	4,445	4,795
国内	3,319	3,852
海外	1,125	943
住宅ローン	9,798	9,520
消費者ローン	4,256	4,584
その他	231	215
合 計	87,433	87,216
非居住者貸付	3,122	2,744

②貸付金企業規模別内訳

(単位:件、億円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末		
		占率		占率	
大 企 業	貸付先数	951	43.0	975	44.2
	金 額	50,845	89.1	51,873	90.5
中 堅 企 業	貸付先数	352	15.9	317	14.4
	金 額	1,145	2.0	737	1.3
中 小 企 業	貸付先数	908	41.1	913	41.4
	金 額	5,055	8.9	4,723	8.2
国内企業計	貸付先数	2,211	100.0	2,205	100.0
	金 額	57,046	100.0	57,334	100.0

(注)1.業種の区分は以下のとおりです。

2.貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業 種	①右の②～④を除く 企業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大 企 業	常用する 従業員 300人超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 50人超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 100人超	資本金 10億円以上	常用する 従業員 100人超	資本金 10億円以上
中 堅 企 業	かつ	資本金 3億円超 10億円未満	かつ	資本金 5千万円超 10億円未満	かつ	資本金 5千万円超 10億円未満	かつ	資本金 1億円超 10億円未満
中 小 企 業	資本金3億円以下又は 常用する従業員300人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員50人以下		資本金5千万円以下又は 常用する従業員100人以下		資本金1億円以下又は 常用する従業員100人以下	

③貸付金業種別内訳

(単位:億円)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率
製造業	16,043	20.6	15,727	20.1
食料	1,106	1.4	1,060	1.4
繊維	543	0.7	493	0.6
木材・木製品	21	0.0	20	0.0
パルプ・紙	835	1.1	832	1.1
印刷	245	0.3	233	0.3
化学	2,803	3.6	2,801	3.6
石油・石炭	858	1.1	851	1.1
産業・土石	282	0.4	415	0.5
鉄鋼	2,345	3.0	2,421	3.1
非鉄金属	389	0.5	342	0.4
金属製品	146	0.2	131	0.2
はん用・生産用・業務用機械	1,226	1.6	1,237	1.6
電気機械	2,234	2.9	1,733	2.2
輸送用機械	2,484	3.2	2,645	3.4
その他の製造業	520	0.7	507	0.6
国内向け				
農業、林業	0	0.0	0	0.0
漁業	10	0.0	10	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100	0.1	84	0.1
建設業	424	0.5	421	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	8,663	11.1	10,319	13.2
情報通信業	1,532	2.0	1,973	2.5
運輸業、郵便業	7,130	9.2	7,198	9.2
卸売業	8,870	11.4	8,848	11.3
小売業	605	0.8	563	0.7
金融業、保険業	8,206	10.6	7,452	9.5
不動産業	3,468	4.5	3,401	4.3
物品賃貸業	3,232	4.2	2,921	3.7
学術研究、専門・技術サービス業	114	0.1	13	0.0
宿泊業	75	0.1	58	0.1
飲食業	56	0.1	60	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	111	0.1	150	0.2
教育、学習支援業	36	0.0	28	0.0
医療・福祉	31	0.0	29	0.0
その他のサービス	54	0.1	39	0.1
地方公共団体	1,818	2.3	2,089	2.7
個人(住宅・消費・納税資金等)	14,067	18.1	14,115	18.0
合 計	74,853	96.0	75,508	96.5
海外向け				
政府等	1,125	1.4	943	1.2
金融機関	530	0.7	330	0.4
商工業(等)	1,467	1.9	1,471	1.9
合 計	3,122	4.0	2,744	3.5
総 合 計	77,775	100.0	78,252	100.0

④貸付金担保別内訳

(単位:億円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率
担保貸付	642	0.8	541	0.7
有価証券担保貸付	144	0.2	115	0.1
不動産・動産・財団担保貸付	423	0.5	371	0.5
指名債権担保貸付	75	0.1	54	0.1
保証貸付	2,738	3.5	2,592	3.3
借入貸付	60,338	77.6	61,012	78.0
その他	14,055	18.1	14,105	18.0
一般貸付計	77,775	100.0	78,252	100.0
うち劣後特約付貸付	3,850	5.0	3,745	4.8

⑤貸付金地域別内訳

(単位:億円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	336	0.6	528	0.9
東北	944	1.7	1,352	2.4
関東	38,755	67.9	37,742	65.8
中部	4,435	7.8	4,755	8.3
近畿	8,729	15.3	8,705	15.2
中国	1,280	2.2	1,352	2.4
四国	1,143	2.0	1,124	2.0
九州	1,421	2.5	1,773	3.1
合計	57,046	100.0	57,334	100.0

(注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保誠的貸付等は含まれません。
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

⑥一般貸付金残存期間別残高

(単位:億円)

区分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
	平成22年度末	10,269	17,290	13,003	10,952	10,529	10,681
固定金利	799	931	664	505	643	1,503	5,048
変動金利	9,470	16,359	12,339	10,447	9,886	9,178	67,679
一般貸付計	11,069	18,222	13,668	11,457	11,172	12,185	77,775
平成23年度末	9,908	16,535	12,444	10,563	10,798	13,212	73,763
固定金利	516	815	588	519	583	1,465	4,488
変動金利	9,392	15,720	11,856	10,044	10,215	11,747	69,275
一般貸付計	10,425	17,350	13,033	11,383	11,381	14,678	78,252

(4) 海外投融資関係

①資産別明細
・外貨建資産

(単位:億円、%)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	67,103	63.0	74,604	62.9
株式	2,402	2.3	3,413	2.9
現預金・その他	15,042	14.1	15,604	13.1
小計	84,549	79.4	93,621	78.9

・円貨額が確定した外貨建資産

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	-	-	-	-
現預金・その他	1,570	1.5	1,530	1.3
小計	1,570	1.5	1,530	1.3

・円貨建資産

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	1,952	1.8	1,614	1.4
公社債(円建外債)・その他	18,431	17.3	21,908	18.5
小計	20,384	19.1	23,522	19.8

・合計

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	106,503	100.0	118,674	100.0
(うち海外不動産)	(2,221)	(2.1)	(2,334)	(2.0)

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」とは、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としているものです。

（５）デリバティブ取引の状況

①商品有価証券勘定

平成 22 年度末、平成 23 年度末に該当の残高はありません。

②一般勘定（商品有価証券勘定除く）

【定性的情報】

(1)取引の内容

当社が利用対象としているデリバティブ取引は次の取引です。

金利関連：金利先物取引、金利スワップ取引、スワップション取引等

通貨関連：為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引等

株式関連：株価指数先物取引、株価指数オプション取引、株券オプション取引等

債券関連：債券先物取引、債券先物オプション取引、選択権付債券売買取引等

(2)取組方針

効率的な資産運用を図る観点から、主として現物資産運用のリスクをコントロールする目的でデリバティブを活用しています。

(3)利用目的

ご契約者よりお預かりした資産の安定運用のため、主として保有資産に係る市場リスクのヘッジを目的として利用しています。

(4)リスクの内容

当社が行っているデリバティブ取引については、市場リスク（金利・為替・株式などの変動によるリスク）及び信用リスク（取引相手が倒産等により契約不履行に陥るリスク）があります。市場リスクについては、デリバティブ取引は主として現物資産運用のリスクをコントロールすることを目的としていることから、限定的であると認識しています。また、信用リスクについても、国内外の金融商品取引所を通じた取引か、信用度の高い取引先を相手としており、契約が履行されないリスクは小さいものと認識しています。

(5)リスク管理体制

デリバティブ取引の目的や種類ごとに必要となる取引限度枠等を規定するとともに、その取引については、事務部門（バックオフィス）が外部証票との照合により内容を確認するなど、投資執行部門（フロントオフィス）に対しての牽制が働く体制としています。また、現物資産も併せた市場リスクを定量的に把握・分析し、そのリスク量とともにポジション、損益状況を定期的に「運用リスク管理専門委員会」に報告する体制になっています。

(6) 定量的情報に関する補足説明

ア) 想定元本(契約金額)に関する補足説明

スワップ取引に係る想定元本やオプション取引の契約金額は、金利交換等に係る名目的なものであり、信用リスク量を示すものではありません。

デリバティブ取引の信用リスクとは、取引相手先がデフォルトした際に、市場で同じポジションを再構築するための潜在的なコストを意味しており、当社ではカレントエクスポージャー方式により算出しています。

○信用リスク相当額

(単位:億円)

	平成22年度末		平成23年度末	
	想定元本 (契約金額)	信用リスク 相当額	想定元本 (契約金額)	信用リスク 相当額
金利スワップ等	----	----	----	----
通貨スワップ	1,659	225	3,773	337
為替予約	66,095	844	86,363	1,080
金利オプション(買)	----	----	----	----
通貨オプション(買)	1,247	12	----	----
その他の金融派生商品	1	0	1	0
合計	68,903	1,082	90,139	1,418

(注)「外貨建債権債務等」に充当された通貨関連デリバティブを除く。

イ) 時価算定に係る補足説明

[先物取引等の市場取引]

期末日の清算値または終値

[為替予約取引、通貨オプション取引]

ブローカーより入手したTTM、割引レート等を基準として、当社で算出した理論価格

[金利スワップ取引、通貨スワップ取引]

公表されている市場金利等を基準として、将来のキャッシュフロー差額を現在価値に割り引いた理論価格

ウ) 差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を主として現物資産のかかえる市場リスクのコントロールを行うための補完手段として活用しています。

例えば、為替予約、通貨オプション取引については、主として為替リスクをヘッジするために活用しており、外国債券・外国株式等の外貨建資産全体の損益と合計で見する必要があります。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジの手法については、時価ヘッジ、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っています。ヘッジの有効性の判定は、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

[定量的情報(一般勘定)] (ヘッジ会計適用・非適用分合算値)

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:億円)

区分	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	-	△1,091	-	-	-	△1,091
ヘッジ会計非適用分	-	△805	△0	-	-	△805
合計	-	△1,896	△0	-	-	△1,896

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益は損益計算書に計上しています。

2. 金利関連

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

3. 通貨関連

(単位:億円)

区分	種類	平成22年度末			平成23年度末				
		契約額等	時価		契約額等	時価		差損益	
			うち1年超			うち1年超			
店頭	為替予約								
	売建	56,363	-	57,454	△1,091	70,335	-	72,028	△1,692
	米ドル	34,712	-	35,012	△299	42,788	-	43,350	△562
	ユーロ	7,058	-	7,410	△351	11,578	-	11,997	△419
	買建	8,457	-	8,640	182	14,438	-	14,335	△103
	米ドル	5,292	-	5,378	86	6,157	-	6,094	△63
	ユーロ	2,045	-	2,102	56	5,451	-	5,437	△14
	通貨オプション								
	売建								
	コール	1,247	-	1	0	-	-	-	-
	(1)	(-)	(-)			(-)	(-)		
	米ドル	1,247	-	1	0	-	-	-	-
	(1)	(-)	(-)			(-)	(-)		
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)			(-)	(-)		
	プット	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)			(-)	(-)		
	米ドル	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)			(-)	(-)		
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)			(-)	(-)		
	買建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)			(-)	(-)		
	米ドル	-	-	-	-	-	-	-	-
	(-)	(-)	(-)			(-)	(-)		
	ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-
(-)	(-)	(-)			(-)	(-)			
プット	1,247	-	0	△1	-	-	-	-	
(1)	(-)	(-)			(-)	(-)			
米ドル	1,247	-	0	△1	-	-	-	-	
(1)	(-)	(-)			(-)	(-)			
ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-	
(-)	(-)	(-)			(-)	(-)			
通貨スワップ	1,559	1,559	106	106	3,773	3,763	△100	△100	
米ドル	644	644	34	34	2,006	1,996	△62	△62	
ユーロ	888	888	72	72	1,740	1,740	△36	△36	
合計				△802				△1,896	

(注) 1. () 内にはオプション料を記載しています。

2. ヘッジ会計を適用したものを示しています。

3. 「差損益」欄には、先渡取引については、契約額等と時価との差額を記載し、オプション取引については、オプション料と時価との差額を記載し、スワップ取引については、時価(現在価値)を記載しています。

4. 株式関連

(単位: 億円)

区分	種類	平成22年度末				平成23年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店類	株式オプション								
	売建								
	コール	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)			(-)	(-)		
	プット	-	-	-	-	-	-	-	-
		(-)	(-)			(-)	(-)		
買建									
コール	1	1	0	△0	1	1	0	△0	
	(0)	(0)			(0)	(0)			
プット	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(-)	(-)			(-)	(-)			
合 計				△0				△0	

(注) 1.()内にはオプション料を記載しています。

2.「差損益」欄には、オプション取引については、オプション料と時価との差額を記載しています。

5. 債券関連

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

6. その他

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

2. 個人変額保険特別勘定

(1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位: 億円)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	974	△15	881	9

(2) デリバティブ取引の状況(個人変額保険特別勘定)

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位: 億円)

区分	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	-	-	-	-	-	-
ヘッジ会計非適用分	-	△0	0	-	-	0
合計	-	△0	0	-	-	0

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益は損益計算書に計上しています。

2. 金利関連

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

3. 通貨関連

(単位: 億円)

区分	種類	平成22年度末				平成23年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	為替予約								
	売建	2	-	2	△0	22	-	22	0
	米ドル	0	-	0	△0	8	-	8	0
	ユーロ	1	-	1	△0	12	-	12	△0
	買建	2	-	2	0	22	-	22	△0
	米ドル	0	-	0	0	13	-	13	△0
ユーロ	0	-	0	0	7	-	7	△0	
合計				△0				△0	

(注) 1. 「差損益」欄には、先物取引については、契約額等と時価との差額を記載しています。
2. 「差損益」は、特別勘定資産運用損益として損益計算書に計上しています。

4. 株式関連

(単位: 億円)

区分	種類	平成22年度末				平成23年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	株価指数先物								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	19	-	18	△1	13	-	14	0
合計					△1				0

(注) 1. 「差損益」欄には、先物取引については、契約額等と時価との差額を記載しています。
2. 「差損益」は、特別勘定資産運用損益として損益計算書に計上しています。

5. 債券関連

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

6. その他

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

3. 会社計

(1) 資産構成(会社計)

(単位:億円)

区分	平成23年度末	
		うち一般勘定
現預金・コールローン	6,345	5,914
買現先勘定	—	—
買入金銭債権	8,830	8,830
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
公社債	194,704	191,269
株式	60,718	58,369
外国証券	116,082	112,688
貸付金	87,216	87,216
不動産	17,270	17,270
資産計	510,094	498,627
うち外貨建資産	97,190	93,621

(2) 売買目的有価証券の評価損益(会社計)

(単位:億円)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	11,826	△198	10,418	203

(注) 1. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託の貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

2. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託内で有している現預金及びコールローンは含みません。

(3) 有価証券の時価情報(会社計) (売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:億円)

区分	平成22年度末					平成23年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
			差益	差損	差益			差損		
責任準備金対応債券	174,154	181,064	6,909	7,197	△287	182,285	193,925	11,639	11,891	△251
満期保有目的の債券	165	166	1	1	△0	145	144	△0	0	△0
子会社・関連会社株式	77	340	263	263	—	77	214	136	136	—
その他有価証券	159,472	171,443	11,971	18,276	△6,306	155,585	180,852	15,265	20,679	△5,413
公社債	14,471	14,815	344	380	△36	17,244	17,726	482	559	△77
株式	47,184	59,059	11,875	15,398	△3,522	46,524	55,969	9,444	13,893	△4,448
外国証券	89,996	89,913	△85	2,423	△2,508	96,247	101,666	5,418	6,151	△733
公社債	76,899	75,998	△901	1,388	△2,289	80,957	85,080	4,122	4,601	△478
株式等	13,099	13,914	815	1,034	△218	15,289	16,585	1,295	1,550	△254
その他の証券	3,247	3,078	△168	69	△238	2,296	2,216	△79	74	△153
買入金銭債権	341	345	4	4	△0	763	763	△0	0	△0
譲渡性預金	4,230	4,229	△0	0	△0	2,510	2,509	△0	—	△0
合 計	333,869	353,015	19,145	25,739	△6,593	348,096	375,137	27,042	32,708	△5,665
公社債	178,048	184,931	6,883	7,194	△311	190,787	202,447	11,660	11,881	△321
株式	47,184	59,059	11,875	15,398	△3,522	46,524	55,969	9,444	13,893	△4,448
外国証券	90,952	91,157	204	2,713	△2,508	97,146	102,726	5,580	6,316	△736
公社債	77,776	76,902	△874	1,415	△2,290	81,779	85,927	4,147	4,629	△481
株式等	13,176	14,255	1,079	1,297	△218	15,366	16,799	1,432	1,687	△254
その他の証券	3,247	3,078	△168	69	△238	2,296	2,216	△79	74	△153
買入金銭債権	10,205	10,557	350	393	△12	8,830	9,267	436	441	△5
譲渡性預金	4,230	4,229	△0	0	△0	2,510	2,509	△0	—	△0

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含んでいます。

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分	平成22年度末	平成23年度末
責任準備金対応債券	—	—
満期保有目的の債券	—	—
非上場外国債券	—	—
その他	—	—
子会社・関連会社株式	1,840	2,479
その他有価証券	11,801	10,398
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	2,670	2,022
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	6,975	6,927
非上場外国債券	539	—
その他	1,616	1,448
合 計	13,642	12,877

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外貨準備資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
(平成22年度末:△509億円、平成23年度末:△470億円)

(4) 金銭の信託の時価情報(会社計)

(単位:億円)

区分	平成22年度末					平成23年度末				
	貸借対照表 計上額	時価	差損益		貸借対照表 計上額	時価	差損益			
			差益	差損			差益	差損		
金銭の信託	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。

2. 貸借対照表計上額には、金銭の信託内で有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・運用目的の金銭の信託

(単位:億円)

区分	平成22年度末		平成23年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
運用目的の金銭の信託	-	24	-	-

(注) 貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

(5) デリバティブ取引の状況(会社計)

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:億円)

区分	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	-	△1,091	-	-	-	△1,091
ヘッジ会計非適用分	-	△811	0	-	-	△811
合計	-	△1,903	0	-	-	△1,902

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益は損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されていないもの

(a) 金利関連

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

(b) 通貨関連

(単位:億円)

区分	種類	平成22年度末				平成23年度末			
		契約額等	うち1年層	時価	差損益	契約額等	うち1年層	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	8,304	—	8,478	△174	20,310	—	21,017	△707
	米ドル	5,162	—	5,218	△56	8,896	—	9,158	△263
	ユーロ	2,206	—	2,389	△92	8,263	—	8,574	△311
	買建	8,804	—	8,983	184	15,104	—	14,999	△104
	米ドル	5,443	—	5,530	86	6,450	—	6,385	△64
	ユーロ	2,186	—	2,244	57	5,741	—	5,727	△14
	通貨オプション								
	売建								
	コール	1,247	—	1	0	—	—	—	—
	(1)	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—
	米ドル	1,247	—	1	0	—	—	—	—
	(1)	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—
	ユーロ	—	—	—	—	—	—	—	—
	プット	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—
	(1)	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—
	米ドル	—	—	—	—	—	—	—	—
	(1)	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—
	ユーロ	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—
コール	—	—	—	—	—	—	—	—	
(1)	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—	
米ドル	—	—	—	—	—	—	—	—	
(1)	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—	
ユーロ	—	—	—	—	—	—	—	—	
プット	1,247	—	0	△1	—	—	—	—	
(1)	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—	
米ドル	1,247	—	0	△1	—	—	—	—	
(1)	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—	
ユーロ	—	—	—	—	—	—	—	—	
(1)	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—	
通貨スワップ									
米ドル	—	—	—	—	—	—	—	—	
ユーロ	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計				9				△811	

(注) 1. () 内にはオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先物取引については、契約額等と時価との差額を記載し、オプション取引については、オプション料と時価との差額を記載し、スワップ取引については、時価(現在価値)を記載しています。

(c) 株式関連

(単位:億円)

区分	種類	平成22年度末				平成23年度末			
		契約額等	うち1年層	時価	差損益	契約額等	うち1年層	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	153	—	144	△8	51	—	51	0
店頭	株式オプション								
	売建								
	コール	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—
	プット	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—
	買建	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—
	コール	1	1	0	△0	1	1	0	△0
	(0)	(0)	—	—	(0)	(0)	—	—	
	プット	(1)	(1)	—	—	(1)	(1)	—	—
合計				△8				0	

(注) 1. () 内にはオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先物取引については、契約額等と時価との差額を記載し、オプション取引については、オプション料と時価との差額を記載しています。

(d) 債券関連

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

(e) その他

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

3. ヘッジ会計が適用されているもの

(a) 金利関連

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

(b) 通貨関連

(単位: 億円)

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成22年度末				平成23年度末						
				契約額等	うち1年超		時価	差損益	契約額等	うち1年超		時価	差損益	
店頭	時価 ヘッジ	為替予約 売建		48,175	-	48,094	△918	51,050	-	52,041	△990			
				米ドル	29,592	-	29,837	△244	34,269	-	34,570	△300		
				ユーロ	4,818	-	5,079	△260	3,807	-	3,917	△110		
		買建		-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				米ドル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				ユーロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		通貨オプション 売建	外貨建 債券	コール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				米ドル	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	-	
				ユーロ	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	-	
				プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	-	
				米ドル	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	-	
				ユーロ	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	-	
				買建	コール	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				米ドル	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	-	
				ユーロ	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	-	
				プット	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	-	
				米ドル	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	-	
				ユーロ	(-)	(-)	-	-	(-)	(-)	-	-	-	
		繰延 ヘッジ	通貨スワップ	外貨建 債券	1,559	1,559	106	106	3,773	3,763	△100	△100		
					米ドル	644	644	34	34	2,006	1,996	△62	△62	
ユーロ	888				888	72	72	1,740	1,740	△36	△36			
合 計										△1,091				

(注) 1. () 内にはオプション料を記載しています。

2. 「差損益」欄には、先渡取引については、契約額等と時価との差額を記載し、オプション取引については、オプション料と時価との差額を記載し、スワップ取引については、時価(現在価値)を記載しています。

(c) 株式関連

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

(d) 債券関連

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。

(e) その他

平成22年度末、平成23年度末に該当の残高はありません。